

法典講習會著

言文  
一致  
改正刑法問答註釋

附 施行法 監獄法

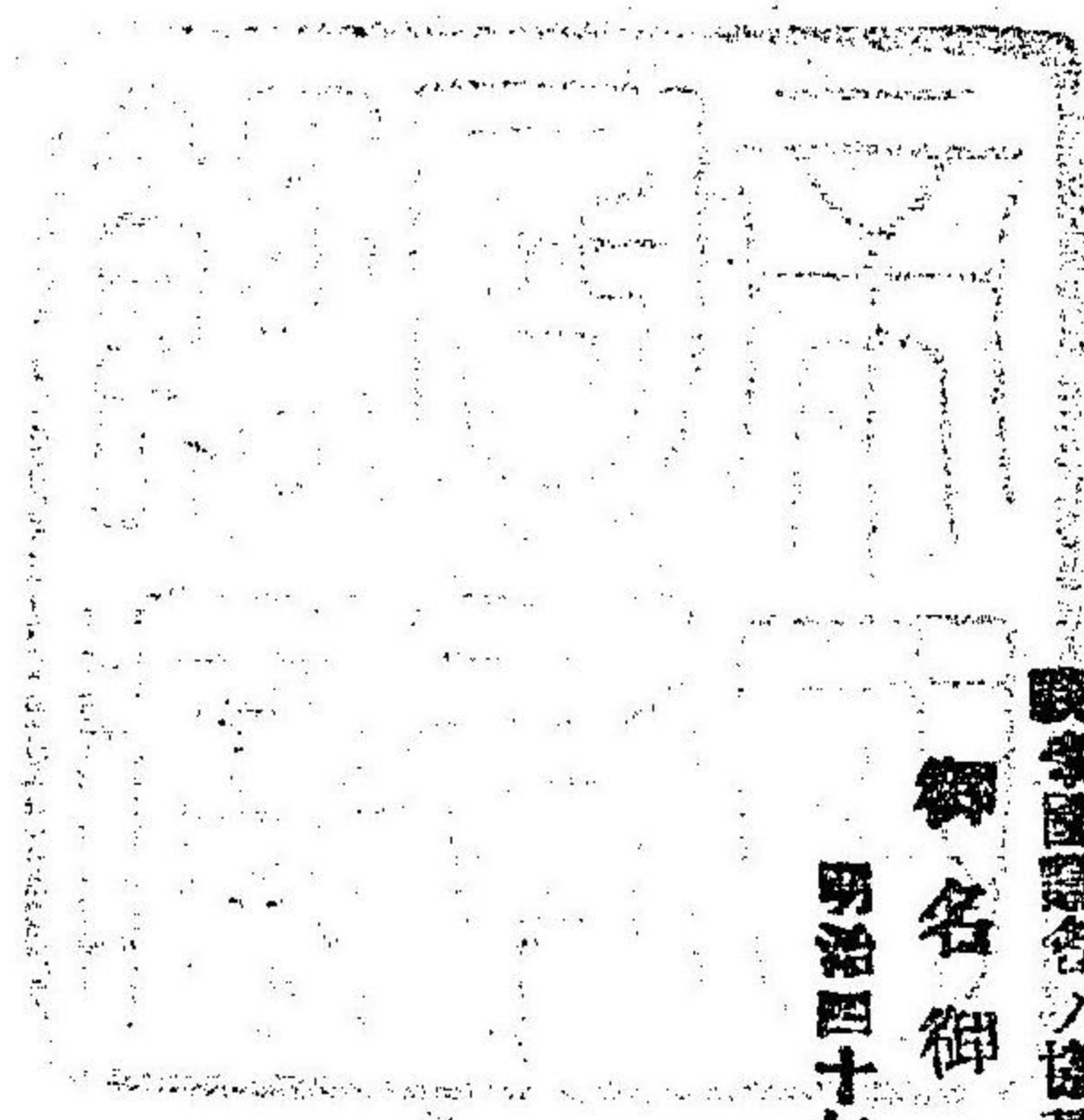
文明堂發行

258

870



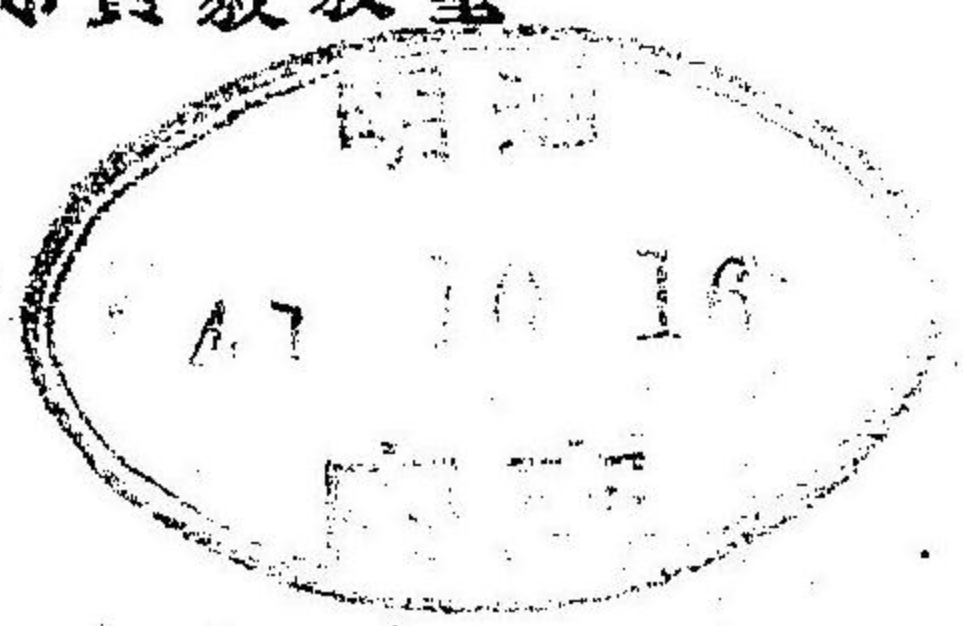
特 14  
201



閣議會議ノ協賛ヲ經テ刑法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セリ  
御名御璽  
明治四十年四月二十三日

内閣總理大臣	侯	西園寺公望
陸軍大臣	爵	寺內正毅
農商務大臣		松岡康毅
海軍大臣		齊藤實
大藏大臣	法學博士	阪谷芳郎
逓信大臣		山縣伊三郎
司法大臣		松田正久
內務大臣		原田正敬
文部大臣		牧野伸顯
外務大臣	子爵	林有造

法律第四十五號  
刑法別冊ノ通り之ヲ定ム  
此法律施行ノ期日 勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
明治十三年第三十六號布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス





朕刑法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十一年六月二十七日

内閣總理大臣	西園寺公望
陸軍大臣	寺內正毅
農商務大臣	松岡康毅
海軍大臣	齊藤實
大藏大臣	松田正久
內務大臣	原敬
文部大臣	牧野伸顯
外務大臣	林有造
司法大臣	千原尊徳
逓信大臣	堀田正養

勅令第六十三號  
刑法ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

緒言

我帝國ノ臣民ニシテ法律ノ一日モ欠クヘカラス  
ル事勿論ナリ而シテ刑法即チ刑罰法ニ於テハ  
吾人ガ貴重ナル生命身體名譽財産ヲ保護スル  
社會重要ノ法律ナレバ總シテ刑法ハ一般人民  
ノ心得置クヘキ事亦勿論ナリ嗚呼澆季ノ世人  
清輕薄ニシテ殆ト底止スル所ヲ知ラズ人智ノ  
進歩スルニ從ヒ巧智ハ奸智トナリ法網ヲクガ  
リ道徳ハ地ニチチ精神ノ腐敗今日ヨリ甚ダシ  
キハトシ爲ニ刑法ノ改正セラレタル所以ナリ  
茲ニ著者見ル所アリ本書ハ立法ヲ精神條文ノ  
意圖ヲキハメテ通俗ヲ旨トシ親切丁寧ニ解説



シ面シテ解説ハ言文一致ニシ且又一々要點ヲ  
問答トシ尙法文ノ熟字、法語等ニハ註釋ヲ附  
シタルハ法律ノ何タルヲ知ラサル人々ニテモ  
一讀以テ其意曉ヲ了得スヘキナリ

著 者 識

現行刑法ハ實施以來既ニ久シク年ヲ閱スルコト二十有六今ヤ國民  
ノ全体頭腦ニ印象スル所タリ然ルニ時勢ノ變遷社會ノ進運ハ遂  
ニ國民ノ周知セル現行刑法ヲシテ改正ノ止ムナキニ至ラシメタ  
リ而シテ新法實施ノ期ハ方ニ目前ニ迫レリ國民タルモノ宜シク  
此秋ニ當リ改正刑法ノ趣旨ヲ自得シ以テ法益ヲ傷害セサランコ  
ト期セサル可ラス輒近斯法註釋ノ書續々刊行恰モ爾後ノ筈ノ如  
シ然レモ多クハ法理ニ走り高尙ニ失シ以テ專門ノ士ニ資スル所  
アルモ未タ一般國民ノ思想ニ適セス通俗了解シ易キモノナキハ  
予ノ尤モ遺憾トスル所タリ偶々法典講習會ニ此著アリ稿ヲ携ヘ  
予カ校閱ヲ要ム劇務ノ餘暇一讀簡明平易ニシテ何人モ之レヲ解



スルニ難カラス然カモ加フルニ問答設例ヲ以テシ萬人ヲシテ解  
シ易カラシメンコトヲ期セリ是レ余ノ歡迎スル所ニシテ校閱ノ勞  
ヲ吝マサリシ所以ナリ一言ヲ蕪シテ叙言ト爲ス

明治四十一年秋季皇靈祭ノ日於竹莊書齋

前檢事 從六位 宮原末太郎  
辯護士

## 改正刑法問答目次

第一編 總則	一
第一章 法則	一
第二章 刑	一七
第三章 期間計算	三七
第四章 刑ノ執行猶豫	四〇
第五章 假出獄	四五
第六章 時效	四九
第七章 犯罪ノ不成立及刑ノ減免	五四
第八章 未遂罪	六六
第九章 併合罪	六八
第十章 累犯	七九
第十一章 共犯	八四



目次

第十二章 酌量減輕……………九〇  
第十三章 加減例……………九三

第二編 罪

第一章 皇室ニ對スル罪……………九九  
第二章 内亂ニ關スル罪……………一〇四  
第三章 外患ニ關スル罪……………一一二  
第四章 國交ニ關スル罪……………一二一  
第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪……………一二八  
第六章 逃走ノ罪……………一三二  
第七章 犯人藏匿及ヒ證據湮滅ノ罪……………一三八  
第八章 騷擾ノ罪……………一四一  
第九章 放火及ヒ失火ノ罪……………一四五  
第十章 盜水及ヒ水利ニ關スル罪……………一六〇  
第十一章 往來ヲ害スル罪……………一六五  
第十二章 住居ヲ侵スル罪……………一七三

目次

第十三章 秘密ヲ侵スル罪……………一七七  
第十四章 阿片煙ニ關スル罪……………一八一  
第十五章 飲料水ニ關スル罪……………一八五  
第十六章 通貨偽造ノ罪……………一九〇  
第十七章 文書偽造ノ罪……………一九七  
第十八章 有價證券偽造ノ罪……………二一二  
第十九章 印章偽造ノ罪……………二一六  
第二十章 偽證ノ罪……………二二一  
第二十一章 誣告ノ罪……………二二四  
第二十二章 褻瀆及ヒ結婚ノ罪……………二二六  
第二十三章 賭博及ヒ當籤ニ關スル罪……………二二九  
第二十四章 禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪……………二四三  
第二十五章 濫職ノ罪……………二四七  
第二十六章 殺人ノ罪……………二五六  
第二十七章 傷害ノ罪……………二六一  
第二十八章 過失傷害ノ罪……………二六六



改正刑法解説問答

改正刑法問答

第一編 總則

校閱者 前檢事 宮原末太郎  
著者 法典講習會

第一章 法例

コノ第一編ニハ、スベテノ罪ニ通シテアテハメル規則ヲ集メテ書キノセタルモノデアアル  
スベテ法律ヲサダムルニハ、ハナニニハ、何種ハ何何、ハナニニハ、何種ハ何何ト、編ヤ章ニラケテ定  
メテ、ソノ内ニ條ヤ項ヤヲコシラヘ、ソノテアコルハ<sup>コウシツ</sup>、ハナニニハ、罪デアアルトカ、コレハ  
内亂ニ關スル照デアルトカ、アルヒハ<sup>キカン</sup>、ハナニニハ、期間ノ計算ハドウデアアル、ハナニニハ、刑ノ執行猶豫ハイカ  
デアアルナドト、ハナニニハ、種類ヲコトニスルモノデアアルカラ、コレニ<sup>ツツ</sup>シテアテハメルモノガナカ  
ラナラバ、ソノ種類ガ<sup>シユ</sup>ガゴトニ、コレニアテハメル<sup>ホウリツ</sup>、ハナニニハ、法律例規ヲ定メネバナラバ、  
例ハバ文書偽造ノ罪ガアルトスルカ、第五百五十四條ヨリ第六十一條マテハ皆ソノ規定

第一編 總則

一

目次

第二十九章	墮胎ノ罪	二六九
第三十章	遺棄ノ罪	二七五
第三十一章	逮捕及ヒ監禁ノ罪	二七七
第三十二章	脅迫ノ罪	二七九
第三十三章	略取及ヒ誘拐ノ罪	二八三
第三十四章	名譽ニ關スル罪	二九〇
第三十五章	信用及ヒ業ニ對スル罪	二九四
第三十六章	窃盜及ヒ強盜ノ罪	二九五
第三十七章	詐欺及ヒ恐喝ノ罪	三〇五
第三十八章	横領ノ罪	三一二
第三十九章	贓物ニ關スル罪	三一六
第四十章	毀棄及ヒ隱匿ノ罪	三一八

四



第一編 總論

二  
 アアツテ、ソノ刑モ懲役ニ處セラル、モノアリ罰金ヲ附加サル、モアリ、若シクハ禁錮モアルトイフヨウニ、ソノ犯情ニヨツテ輕イモアレバ重イモアル、マタ未遂罪ニツイテノ規定モアルトイフヨウニ、種種サマクテアルチ、ソノ一條毎ニ懲役ハドウデアアル、禁錮ハドウデアアル、附加刑トハ何ゾ、未遂罪トハ何ゾト、一一書キアラハスコトハ實ニ煩ラハシイコトデアアル、マシテ四十年、百九十餘條ノ多クノ箇條ニ、一一コレヲ書キアラハスコトノデキルハズガナイ、ソコデコノ煩雜チハアタタメニ、法律ノ全體ニ通ジテ用フベキ例規ヲ定ムベキ必要ガアル、コノ總則トイフノガスナハチソレデアツテ  
 コノ第一章ニハ先ヅモツテ法例ヲ示シタノデアアル  
 コノ法例トイフハ、刑罰ノ法ニハ特別法トイフモノガアル、コノ特別法ハ刑法トノ關係ハイカナモノデアアルガ、コノ刑法ガ内國ハ勿論外國ニ及ホス效力ハイカナル程度ニオヨホスベキモノデアアルカナド、コレヲ示サネナラヌカラシテ、コノ法例トイフモノチ第一章トシテ擧ゲタモノデアアル、猶ホコノ詳細ヲ書クト議論ニワタツテ、本書ノ旨趣ヲハナイカラ、コレヲハブクコトニスルデアラウ、猶ホコノ以下モスベテ議論ニワタルモノハ略スルデアラウ。

第一條

本法ハ何人ヲ問ハス帝國内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

帝國外ニ在ル帝國船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ  
 【字解】 何人ヲ問ハス ○帝國内ニ在ル ○適用ス ○船舶

コノ條ハ刑法ヲ適用スベキ範圍ヲ示シタモノデアアル  
 コノ刑法ノ全體ハ日本入タルト外國人タルトノ、ズレカレノワカチナク何人タリトモ  
 ヲガ日本帝國ニオイテ罪ヲオカシタモノニハ、コレチアテハメルコトデアアル  
 マタ日本帝國ノ外ニアルモノデモ、日本帝國ノ船内テ罪ヲオカシタモノニツイテモ、  
 コノ刑法チアテハメルコトデアアル。

問 帝國外ニアル帝國ノ船トハイカナル船デアアルカ。

答 ソノ船ハ日本帝國ノ船結ニアルモノデ、今ワガ日本帝國ノ土地チハナレテ内國ノ領海又ハ公海ニアルトキハ、ソノ日本ノ領海ニアルトキハ勿論、公海ニアルトキデモソノ罪ヲ犯シタル日本人タルト外國人タルトチ問ハズ、日本ノ刑法チ支配スベキモ



改正刑法解説問答

第一編 總則

四

ノテアル船舶ハ國際公法ニオイテソノ所屬ノ一部分ト看做シテアルカラノコトデア  
ル。

問 公海トハイカナルコトデアルカ。

答 世界萬國ノ共同ノ海上トイフコトデアル。

問 領海トハイカナルコトデアアルカ。

答 ムカシカラ色色トカハリマシタガ、タダ今テハ國際公法協會ニオイテソノ國ノ沿  
岸ノ波際カラ六海里トイフコトニナツテナル。

問 船舶トイフト軍艦モソノ内デアアルカ。

答 軍艦ハソノ本國ノ公權ノ一部ヲノセルモノデアアルカラ、別ニ海軍ノ刑法ガアツテ支  
配スルコトニナツテナル、ソシテタトヘ外國ノ領海内ニオイテオカシタ罪ニツイテ

モ外國ノ刑法チアテハメルコトハナラヌコトデアアル。

問 然ラバ軍艦以外ノ船舶ガ外國ノ領海ニテオカシタル罪ハソノ國ノ法律ニシタカフノ  
デアアルカ

答 イカニモソノ船内ノコトニツイテハソノ本國ノ法ニ從カフデアアルガ船カラアガツ

タトキノ如キ、スベテ船ノ外部ノコトハソノ領海本國ノ法ニシタガハホマ  
トデアアル。

第二條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シ

タル者ニ之ヲ適用ス

一 第七十三條乃至第七十六條ノ罪

二 第七十七條乃至第七十九條ノ罪

三 第八十一條乃至第八十九條ノ罪

四 第四百十八條ノ罪及ヒ其未遂罪

五 第五百十四條第五百十五條第五百十七條及ヒ第五百五十八條  
ノ罪

六 第六百六十二條及ヒ第六百六十三條ノ罪

七 第六百六十四條乃至第六百六十六條ノ罪及ヒ第六百六十四條第二  
項第六百六十五條第二項第六百六十六條第二項ノ未遂罪



第一編 總則

六

コノ條モ特別法テ、コノ刑法ハ帝國ノ臣民ハモトヨリ外國人デアツテ、帝國外ニオイテ次ノ各號ニアル罪ヲオカシタモノニモアテハメルトイフノアル、チヨツトオモフト外國人デアカシタ罪ヲオカシタモノノ刑法テ罰スルハチカシナヨッデアアルガ、タトヘバ皇室ニ對シテノ罪ヲオカシタモノキ、外國人デアアルカラ關係ガナイトイフコトハナラヌコトデアアルソコテ條ノヨサニサダメタモノデアアル、ソノ各號ノ罪ハ、第二編ノ罪トイフトコロニオイテ説クコト、シテ、ソノ概略タケテ左ニシルステアラウ。

一ハ第一章ノ皇室ニ對スル罪テ、天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、又ハ皇太孫オヨビソノ他ノ皇族ニ對シテ危害ヲ加ヘ、又ハ加ヘントシタルモノ、不敬ノ行爲アリタル者、神宮又ハ皇陵ニ對シテ不敬ノ行爲アリタルモノ、罪。

二ハ内亂ニ關スル罪、又ハ内國ニオイテノ騷動ヲオコサントセシ罪。

三ハ外患ニ關スル罪テ、敵國ノ他スベテ外國ニ通シ又ハクミシテアガ國ト戰爭ヲヒラカセ又ハ敵國ノ味方チスル行爲ニカ、ル罪。

四ハ通用ノ貨幣ナドヲ偽造シタリ、ニセモノヲコシラヘタリスル罪、オヨビソノ未遂罪。

五ハ文書ヲ偽造スル罪テ、國書、御名、公務所又ハ公務員等ノ文書ヤ印章ヲ偽造シタリ

ビ變造シタルモノナドニカ、ル罪。  
 六ハ有價證券ヲ偽造シタリ變造シタリスル罪。  
 七ハ印章ヲ偽造セシタメノイロイロノ罪。  
 コノ各條ノ罪ハ後ノ各本條ノトコロニ説明スルカラ、煩雜チハアタメニコ、ニハ略シタノデアアル

第三條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス

- 一 第一百八條、第一百九條第一項ノ罪、第一百八條、第一百九條第一項ノ例ニ依リ處斷スヘキ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪
- 二 第一百九條ノ罪
- 三 第一百五十九條乃至第六十一條ノ罪
- 四 第六十七條ノ罪及ヒ同條第二項ノ未遂罪
- 五 第七十六條乃至第七十九條第八十一條及ヒ第八十



第一編 總則  
四條ノ罪

- 六 第九十九條第二項ノ罪及ヒ其未遂罪
- 七 第二百四條及ヒ第二百五條ノ罪
- 八 第二百四條乃至第二百十六條ノ罪
- 九 第二十八條ノ罪及ヒ同條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪
- 十 第二百二十二條及ヒ第二百二十一條ノ罪
- 十一 第二百二十四條乃至第二百二十八條ノ罪
- 十二 第二百三十條ノ罪
- 十三 第二百三十五條第二項、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條及ヒ第二百四十三條ノ罪
- 十四 第二百四十六條乃至第二百五十條ノ罪

- 十五 第二百五十三條ノ罪
  - 十六 第二百五十六條第二項ノ罪
- 帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前項ノ罪ヲ犯シタル外國人ニ付キ亦同シ

コノ條ハ帝國外スナハチ外國ニアル日本帝國ノ臣民ガ、コノ條ノ一號カラ十六號マデノ罪ヲオカシタトキニハ、タトヒ外國ニアツテモコノ法ニヨツテ罰スルトイフノアル、スナハチ帝國外ニオイテモ生命、身體、自由、財産マダハ信用ニカ、ル罪ヲオカシタモノハコレチモ本刑法ニヨツテ罰スルトイフノアル。

第二項ノ外國人が帝國臣民ニ對シテオカシタツミモノノ法テ罰スルトイフノハ、保護上ヨリカクノ如ク定メタモノアル、ソノ條項ノ罪目ハ、各本條ニオイテ一説明スルデアラウガ、ソノ要目バカリチアケレバ次ノ通りアル。

- 一 放火スナハチツケ火ニカ、ル罪。
- 二 溢水ノ罪、水ナアフレサセテ人ノ住居ソノ他ヲ害シタル罪。
- 三 文章圖畫ナドヲ偽造又ハ變造シテ他人ノ權利ヲ害シタル罪。



第一編 總則

- 四 他人ノ印章ヲ署名ヲ偽造シタルモノ、又ハコレヲ偽造シテ不正ノコトニ使用セシトセシ未遂罪
- 五 猥褻ヲ淫オヨビ重ネテ婚姻セシ罪。
- 六 人ヲコロシタ罪オヨビソノ未遂罪。
- 七 人ノ身體ヲソコナフ罪。
- 八 婦女ノタノミヲウケ又ハ受ケズシテ醫師産婆ナドガ墮胎セシメタル罪。
- 九 老人幼者ナドヲ遺棄スル罪。
- 十 不法ニ人ヲ監禁シタリ逮捕シタリスル罪。
- 十一 未成年者ヲカドワカシタリナドスル罪。
- 十二 人ノ名譽ヲソコナヒシモノ、罪。
- 十三 ハヌスピトオヨビオシイリニカ、ル罪。
- 十四 人ヲタマシ又ハオドシテ財物ヲカタリトル罪。
- 十五 他人ノ物ヲヨコドリスル罪。
- 十六 贓物ノトリアツカヒチシタモノ、罪。

以上カソノアラマシテアレガ、ソノ詳細ハ一ツノ本條ノ説明ニツイテ見ネバナラヌコトデアアル。

第四條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國ノ公務員ニ之ヲ適用ス

- 一 第一百條ノ罪及ヒ其未遂罪
- 二 第五十六條ノ罪
- 三 第九十三條、第九十五條第二項、第九十七條ノ罪及ヒ第九十五條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

コノ條ハ公務員ガ外國ニオイテ犯シタ罪ニツイテコノ刑法ヲ適用スベキコトヲ定メタモノデアアル、公務員ノコトハ次ノ第七條デアカ、ソノ罰スベキ罪ノ箇條ハ次ノ一號ヨリ三號ニイタルモノデアアル。

コノ一號カラ三號マデノ各罪目ニツイテノ説明ハ後ニスルコト、ジテ、ソノ目ダケチア

第一編 總則



第一編 總則

アルト左ノ通りアル。

一、ハニニシテ罪人ヲ護送スルトキニ、ソノ途中デニガシタ罪。

二、コウシ行使ノ目的デ文書圖畫ヲ變造シタリ、マダハウソノモノヲ作ツタ罪。

三、シヨクニム第二十五章ニアル職發ヲケガシタ罪。

第五條 外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行為ニ付キ更

ニ處罰スルコトヲ妨ケス但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ

全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除ス

ルコトヲ得

〔字解〕 確定裁判サヤイサシ ○同一行為オナシヘンコト ○更ニイヘドウ ○處罰コウイ

○妨ゲスサシツカ ○全部サヤイ ○減輕ヘラシ ○免除ユルシ

コノ條ニオイテハ日本人ガ外國ニテ罪ヲオカシ、日本ノ刑法デモ罰セラルベク、外國ノ

刑法デモ罰セラルベキコトカラデアツタトキニハ、コノ犯罪者ハ兩國ノ内ニテイ

ブレノ裁判ヲ受クベキモノデアアルカトイフコトニツイテ定メタモノデアアルガコレニハツ

ギノ三ツガアル。

一、外國ニテオカシタ罪ガソノ國ノ法律テ罰セメトキハ日本ノ法律バカリテ罰スルモ

ノ。

二、外國ニテオカシタ罪ガソノ國ノ法律テ罰セラル、モ日本ノ法律ニテハコレヲ罰ス

ル規定ノナイモノハ、外國ノ法律バカリテコレヲ罰スル。

三、外國ニテオカシタ罪ガ、日本及ビ外國ノ法律ニフル、トキハ日本オヨビ外國ハ二

國トモソノ國ノ法律テ罰スルコトノテキルモノ。

ソコデコノ條ノ如ク外國ニオイテ確定裁判ヲウルタモノデモ、ソノ同一事件ニツイテ

同一ノ犯人ニ對シ更ニ罰ヲオコナフコトモ妨グルモ、サマタテナイトイフコトヲ示シタ、デア

ルサレド一ノ犯人ガ一ノ事件デ二度處分ヲ受ケルトイフハ、アマリニ不幸ノヨウデアアル

カラコノ條ノ但書ニオイテ、外國ノ確定裁判ニヨツテ、ステニソノ刑ノ全部又ハ一部

ノ執行ヲツケタモノニツイテハ、ソノ刑ノ執行ヲ減シカルクスル方又ハ免除スルコトガ

テキルトイフコトニシタノデアアル。

第六條 犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ

第一編 總則



適用ス

【字解】 變更<sup>ヘンコウ</sup>○適用<sup>テキヨウ</sup>

コノ條ハ法律ノ時ニオヨホス效力ヲ示シタモノデアアル。  
スベテ法律ハソノ執行以前ニ生ジタ行爲ニハ適用スベキモノデアナイカラタダ犯罪後ノ法律ニヨツテ、刑ニカハリガアツタトキ、タトヘハ舊刑法<sup>キョウケイ</sup>法<sup>ホウ</sup>ハ禁錮<sup>キンコ</sup>以上ノ刑ニ處セラルベキモノデアツタモノガ新刑法<sup>シンケイ</sup>ニオイテハ罰金<sup>バツキン</sup>ニ處セラル、コトニカハツタトキハ、ソノ輕イモノヲ適用スルトイフノデアアル。

同 然ラバステニ禁錮<sup>キンコ</sup>ノ刑ヲウケタモノガ、ソノ後ニ法律ガカハツテ罰金<sup>バツキン</sup>トナツタトキ、ソノ禁錮<sup>キンコ</sup>チカヘテ罰金<sup>バツキン</sup>ニセラル、ノデアアルカ。

答 左様<sup>サマウ</sup>デアナイ、犯罪<sup>ハンプザイ</sup>後<sup>ノチ</sup>トイフハ罪<sup>ツミ</sup>チオカシタ後<sup>ノチ</sup>テ、裁判<sup>サイバン</sup>ノ確定<sup>ケツテ</sup>シタ後<sup>ノチ</sup>トイフコトデアナイ、タトヘバ禁錮<sup>キンコ</sup>ニアタル罪<sup>ツミ</sup>チオカシタモノガアツテ、コレガトラヘラレヌ前<sup>ノチ</sup>、マタハステニ裁判<sup>サイバン</sup>中<sup>ノチ</sup>デアアルニ、ソノ法律ガカハツテ罰金<sup>バツキン</sup>トイフコトニナツタトキハ、ソノ犯罪<sup>ハンプザイ</sup>ハ法律<sup>ホウ</sup>ノ變更<sup>ヘンコウ</sup>前<sup>ノチ</sup>デアツテモ、刑<sup>ケイ</sup>後<sup>ノチ</sup>ノ輕イ罰金<sup>バツキン</sup>トスルノデアアル。  
問 若シ前<sup>ノチ</sup>ニハ罰金<sup>バツキン</sup>ニ處セラル、法律<sup>ホウ</sup>デアツタニ、後<sup>ノチ</sup>ノ法律<sup>ホウ</sup>ハ禁錮<sup>キンコ</sup>以上<sup>ノチ</sup>ト、カハツタト

答 キハ後<sup>ノチ</sup>ノ法律<sup>ホウ</sup>ニヨルノデアアルカ。  
カナラズ前<sup>ノチ</sup>ト後<sup>ノチ</sup>トニヨラズシテ、輕キニヨツテ處分<sup>シヨバン</sup>スルトイフガコノ條ノ定メデアアル。

第七條 本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務員ニ從事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ  
公務所ト稱スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ

【字解】 公務員<sup>コウムイン</sup> ○從事<sup>コウジ</sup> ○職員<sup>シヨクイン</sup>

コノ條ハ公務員ト公務所ノコトヲ定メタモノデアアル。  
コノ刑法ニオイテ公務員トイフモノハイカナルモノデアアルカ、官吏<sup>カンリ</sup>スナハチ大臣<sup>ダイジン</sup>チハジメ、屬官<sup>ゾクカン</sup>、書記<sup>シキ</sup>ナドニイタルモノ、公吏<sup>コウリ</sup>トイフハタトヘバ水道事務所<sup>スイドウジムシヨ</sup>ノ吏員<sup>リ</sup>ナドモソレデアアル、マタ法律<sup>ホウ</sup>ヲ命令<sup>メイレイ</sup>ニヨツテ公務員<sup>コウム</sup>チアツカフ、各種<sup>カクシユ</sup>ノ議員<sup>ギイン</sup>マタハ委員<sup>イイン</sup>ナドノ職員<sup>シヨクイン</sup>ハミナ公務員<sup>コウムイン</sup>デアアル。  
ソノ公務員<sup>コウム</sup>ガ事務<sup>ジム</sup>チアツカフトコロガ公務所<sup>コウムシヨ</sup>トイフノデアアル。



第一編 總則

問 議員ハ衆議院議員モ府縣會又ハ市町村會ノ議員モスベテ公務員デアアルカ。

答 ソノ議員ガ公務員ナ行フ間ガ公務員デアアル。スナハチ議會ノ開ケテチル間オヨビ議員ノ職務ヲモツテ出張又ハ巡回スル間ナドニ限ルデアアル。

問 市區役所ノ職員ヤ町村役場ノ雇ナドモ職員デアアルカ。

答 コレモ公務員デアアル。シカシ臨時ノ雇人ナドハ公務員トイフベキモノデアハナイ。

第八條 本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタルモノニモ亦之ヲ適用ス但其法令ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラス。

〔字解〕 特別ノ規定ニ在ラス。コレニキマフタ。

コノ條ハ總則ノ適用ニツイテ定メタルデアアル。

コノ刑法ノ總則ハ、タテ刑法バカリニハトマラヌ、刑法以外ノ法律命令ニオイテ刑ヲ定メタルモノ即チ他ノ規則ニ本法ニ、ソムキタルモノハ禁錮ニ處ス、又ハ罰金ニ處スナドト定メタルモノガ多クアル、ソノ刑ヲ定メタルモノニモコノ總則ハ適用スルトイフデアアル。但書ノ特別ノ規定アルトキトハ、コノ刑法ハ普通法トイフテ一般ノ犯罪者ニ適用スベキ。

第二章 刑

モノデアアルカラ陸軍刑法、海軍刑法ノゴトキ特別法ノアルモノハ、コノ總則ヲ適用スベキノ限デアハナイトイフデアアル。

刑トハシオキトイフコトデコノ章ニハ刑ノ種類チサダメモノデア、刑ノ名チ明カニシタモノデアアル。スナハチ刑トイフノハ罪チオカシタ人ニ對シテ、裁判チモツテイヒマダストコロノ刑罰スナハチシオキデアアル。コノ刑罰トイフコトニツイテ知ツテチラネバナラヌコトガ三ツアル、一ハ一ツノ罪ニツイテ二度罰セラル、コトノナイコト、二ハ同時ニ二ツ以上ノ罪ガアハレタトキハ、ソノ中ノ重イ罪ニヨツテサバカレルコト、三ハ刑罰ハ罪チオカシタソノ本人バカリニカカルコトデ、何モ知ラヌソノ子ヤ孫ナドニカガルモノデアハナイ、デアアルカラ、ソノ人が死ンダトキハ、ソレト同時ニソノ罪ハキエテシマフモノデアアル。

第九條 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及ビ科料ヲ主刑トシ沒收ヲ

附加刑トス



〔字解〕 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、コノ六ツハ次ノ解  
 デワカルカラココニ字解ハ略シテオク、主刑トモナシ○沒收トモナシ○  
 附加刑トモナシ○

コノ條ハ刑罰ノ種類ヲワケサダメタモノデアアル、主刑トハオモナル刑ヲ獨立シタモノデア  
 アツテ、罪ガアルトイフ以上ハカナラズ重イト輕イトニカカハラズ言ヒヲタスモノデア  
 ル、附加刑トイフハコノ主刑ガアツテ、ソレニトモナフ罰デアアルカラ、罪ガアツタトテ  
 カナラズ附加刑ガツクベキモノデアハナイ、デアアルカラ主刑ト附加刑トナアハセテ言ヒ  
 タサルトモ、決シテ一ツ罪ニツイテ二重ニ罰スルトイフモノデアハナイ○  
 死刑……死刑トイフハ、刑罰ノ中テハ最モ重イモノデアアツテ、ソノ罪人ノ生命ヲ斷ツノ  
 デアル、コレハ監獄ノ内ニオイテ行ハレルコトデア、人ノ見ル場所テ行ハル、モノデアハナ  
 イ、ソノシカタハ絞首トイツテ、首ヲシメテイノチヲ絶ツデアアル○  
 死刑ノ言ヒ渡シテ受ケテモスガニ執行行フコトハテキマアル日數ハ監獄ニトモオイテ、  
 司法大臣ノ命令ヲ待テハジメテ執行行フデアアル、マタマトヘ大臣カラ命令ガアツテモ

大祭日(元始祭、紀元節、天長節、祝日(孝明天皇祭、神武天皇祭、皇靈祭、  
 神嘗祭、新嘗祭)等一月一日、二月二日、十二月三十一日トハ執行行フコトハテキマセ  
 ヲ(監獄法第七十一條)又死刑ノ宣告ナリケタ婦人ガ懷妊デアルトキハ、一時コノ執行  
 ナヤメテ、兒ガウマレテ百日タツタ後デアケレバ執行スルコトハナラヌコトデアアル○  
 懲役……コレハアル役目ヲキメテ、ソノ罪人ヲ苦シマセ、ソノ役目ノツチサニ懲リテ、  
 フタタビ惡事ヲセヌコウニ改心サセルトイフガ目的デアアル○  
 禁錮……コレハ懲役トハチガツテ、定ツタ役目ヲサセズイマシメテオクデアアル○  
 罰金……コレハ身體ノ自由ヲカラマレルコトハナク、ソノ罪ニヨツテソレダケノ金ヲ出  
 スデアアル○  
 拘留……コレハ禁錮ト似タモノデア、何ノ仕事ヲサセラレルアナクモ、拘留場ニトメテオ  
 カレルノデア、禁錮トクハラベテハヨホド輕イモノデア違背罪ノ主刑デアアル  
 科料……コレハ違背罪ヲオカシタモノガ科セラレルモノデアアル○  
 舊刑法トハヨホドソノ種別ガチガツタヤウデア、ソノチガツタトコロチ早ク見  
 ヲケルコトガテキマスカ○



改正刑法解説問答

第一編 總則

答 イカニモ大イニチガヒマス、シカシ舊刑法ノ徒刑、懲役、重禁錮ヲ合セテコノ刑  
法テハ懲役トナリ、流刑、禁獄、輕禁錮トイツタノガ、コノ刑法テハ禁錮トナツタ  
ノデアリマス。

第十條 主刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依ル但無期禁錮ト有期懲役

トハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二倍ヲ  
超ユルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス  
同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトシ長  
期又ハ多額ノ同ジキモノハ其ノ短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キモ  
ノヲ以テ重シトス

二個以上ノ死刑又ハ長期若クハ多額及ヒ短期若クハ寡額ノ同ジキ  
同種ノ刑ハ犯情ニ依リ其輕重ヲ定ム

字解 輕重オモイト○記載カキ○無期カキ○有期カキ○同種ノ刑オナジユ○  
多額オモイ○短期ミダカキ○寡額クダカキ○犯情ソソミテオカシ

改正刑法解説問答

第一編 總則

コノ第十條ニハ、主刑ノ輕イト重イトチキメルメドチ示シタモノデア  
第一項ハ各種ノ刑ニツイテ定メタモノデ、死刑ガ一バン重ク、ソノ次ガ懲役、ソノ次ガ

禁錮、ツギハ罰金、ツギハ拘留、科料ガ一バン輕イ主刑トナツテナル、サレト無期ノ  
禁錮ト有期ノ懲役トデアタリマヘ無期ノ禁錮ガ重イトシテアル、モツトモ有期ノ禁錮

デモ、ソノ期限ガ有期ノ懲役ノ期限ヨリ長イトキニハ、ソノ場合ニヨツテ有期ノ懲役ヨ  
リモオモキモノトスルトイフコトヲ明カニシタモノデアアル、又第二項ト第三項トハ、同

シ種類ハ刑罰ニツイテ定メタモノデ、更ニ刑期ノ長イト短カイト、金高ノ多イト少ナイ  
トニチガヒノアル同シ種類ノ刑ト、サウテナイ同シ種類ノ刑トニツケテ、ソノチガヒノ

アルモノニツイテハ第二項ノメドニヨリ、チガヒノナイモノニツイテハ第三項ノメドニ  
ヨツテ、ソノ輕イト重イトチ定メルコト、シタモノデアアル、

問 コノ說明テワカリハシタモノ、手短カクワカルコトハアリマセンカ。

答 ツマリ刑ノ輕イト重イトハ、死刑ノ外ハ期限ノ長イト短カイトニヨルモノトシタノ  
デアアル。

問 ソレテハ懲役モ時ニヨツテハ禁錮ヨリカルク、禁錮モ時ニヨツテハ懲役ヨリ重クナ  
第一編 總則



ルノデアリマスカ。  
 答 刑ノ性質カライフト、無論懲役ガ禁錮ヨリ重イモノデアレド、其ノ刑期ガ長イトキハ懲役ヨリ、禁錮チオモイトシタノデアアル、ソシテソノ期限ノ長イ程度ガドチラモ有期デアルトキニハ、禁錮ガ懲役ヨリ二倍ヨリ以上テナケレバ、禁錮チ重イトスルコトハナラヌコトデアアル。

第十一條

死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之ヲ執行ス  
 死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマデ之ヲ監獄ニ拘置ス

〔字解〕

絞首シテ之ヲ執行トアリ○拘置トアラヘ  
 死刑ノコトハ前ニ説イタ通りデアアルガ、前項トコトハ監獄法第七十一條ニアルヤウニ監獄内ニコシテヘデアアル仕置ルテ行ナフコトデ、ソノトキハ刑事訴訟法第三百十八條ノ二ニヨツテ検査及ビ裁判所書記ノ立會テスルコトデ、執行ニカカルモノ、外ハ検査又ハ監獄長ノユルシチ得タモノテナケレバ、何人モソノ場所ニ入ルコトハナラヌコトデアアル。監獄法第七十二條ニアル如ク、首ヲシメテカラ、イヨイヨ死ンダトイフコトガ知

ルヲモソノ上五分時間ヲスギキマ、ソノ總ナトクコトハナラヌコトデアアル。  
 又死刑ノ言渡チカケタモノハ、監獄法第一條ニアルヤウニ拘置監ニトラヘテオケベキコトデアアル。

問 死刑ニ處セラレタモノノ死體ハイカニスルカ  
 答 ニルハ監獄法ノ第七十三條、第七十四條及ビ第七十五條ニヨツテ取扱フモノデア

ル、スナハチ假ウメチスルカ、火葬ニスルカ、又親類ナドカラ申シ出タトキハコレニ下アタスカ、命令ニヨツテ解剖ノタメニ病院ヤ學校ナドニオケルノデアアル。

第十二條

懲役ハ無期及ヒ有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年以下トス

懲役ハ監獄ニ拘置シ定役ニ服ス

〔字解〕

有期ガアリ○無期ガナイ○拘置トアラヘ○定役トアラヘ○服ス  
 有期ノ一項ハ懲役ニ有期ト無期トニツガアルコト、ソノ有期ノ期間ハ一月カラ十五年マデノ間デ、ソノ罪ニヨツテ處分セラレルコトヲ示シタノデアアル。



第一編 總則

二項ハ懲役トハイカナルコトナスルモノカトイフコトヲ定メタモノデアアル、スナハチ懲役ノ刑ニ處セラレタモノハ内地ノ地方監獄ニアル懲役場ニトラヘテオイテ、定メラレタ業ニツカハレルモノデアアル。

コノ定役トイフハ、モト懲役ノ目的トシテ苦シク難儀ナ業ヲサセフタタビ懲イコトヲヒメキルニ懲シメルトイフノデアアルカラ、石炭山ヤ銅山ナドヲ掘ツタリ、荒レタ土地ヲ開イタリサセルガ適當トオモハレルケレド、多クノ懲役人チノコラズ石炭山ヤ銅山ニヤリ又ハ土地チヒラカセルトイフコトモナラヌカラ、ソノ地方ノ監獄ニヨツテ、種々ノ工業ヲサセルノデアアル。

問 ソノ定役ニ服シテ得タ資金ハ罪人ニモラタスノデアアリマスカ、

答 コレハ監獄法第二十七條ニヨツテ、作業ノ收入ハスベテ國庫ノモノニナルコトデアルガ命令ノ定ムルトコロニヨツテ賞與金トシテソノ罪人ニラタサレルコトニナツテナルソノ高ハ罪人ノ行狀ヤ、仕事ノテキフテキナドニヨツテチガフコトデアアル、猶ソノ仕事ノタメニキズナウケタリ病ニカカツタリスルトキハ同法ノ二十八條ニヨツテソレノ手當チサレルコトニナツテアル。

第一編 總則

第十三條

禁錮ハ無期及ヒ有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下

トス

禁錮ハ監獄ニ拘留ス

コノ條ハ禁錮ノ刑ノコトヲ明カニシタモノデアアル。

禁錮ハイマシメテオクノデアアルカラ、定役ニ服セシメヌコト懲役トハ大イニチガフトコロテ、一寸見ルトソノ刑ハカルイヤウデアアルガ、ソノ罪人ノカラダチスクメテアルコトガ長イカラ却ツテ重イ刑トナルノデアアル、コレハ監獄法第一條ニアル禁錮監トイフニ入ラセテイマシメテオクノデアアル。

問 禁錮ニ處セラレタ人ハ仕事ヲスルコトハナラヌモノデアリマスカ。

問 ソノ業務ハ營業テハアリマセンカ

答 勿論營業ノ目的テハナイ、シカシ利益ニハカマハントイフコトニハナラヌカラ、地方ノ工業チサマダゲヌカギリハ、ナルベク利益ノ上ルコト、ソシテ罪人が出獄シテ後ノ正業テイトナムタメニナルヤウナモノチエラシメサセルコトデアアル。



答 監獄法第二十六條ニヨツテ、本人が仕事ヲシタイトイツテ願ヒ出ルトキニハ、本人ガエラフトコロノ仕事ニヨツテユルサレコトニナツテナル。

第十四條 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年ニ至ルコトヲ得之ヲ減輕スル場合ニ於テハ一月以下ニ降スコトヲ得

〔字解〕 加重モクハオ○減輕ルカスルカ○以下ニ降スニシキキヤシキ

コノ條ハ懲役・禁錮ノ有期ノモノハ第十二條ト第十三條トテリノ期限ノ間ガ定メテアルケレモ若シソノ罪ノアリサマニヨツテ有期ノ刑ニスベキモノデ十五年デハナラヌ、マタ一月デハ重イカラ少ナクセネバナラヌトイフヤウナ場合ガ多クサンニアル、ソノトキニハ之ヲ外ノ刑ニ處スルノテアルカ、ソレハ決シテユルサマコトデアアル、ソコデ十五年トイフ期限ハブレド、コレチ二十年マテニ加ヘオモクスルコトガデキ、又一月トイフ期限モソノ以下ニ減シ輕クスルコトガデキルトイフコトヲ定メタモノデアアル。

第十五條 罰金ハ二十圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二十圓以下ニ降スコトヲ得

コノ條ハ罰金刑ノ最モヒクイ高チサダメタノデアアル。

スベテ罰金ノ刑ハ、ソノ犯罪ニヨツテチガフモノデアアルカラ、前以テコレナサダメルトイフコトハナラヌモノデアアル、タヘハ刑法第五百十二條ニ、偽造又ハ偽造ノ貨幣デアルトイフコトヲ知ツテコレチツカツタモノハ、ソノ名價ニ倍以下ノ罰金ニ處スルトシテアルカ如ク、ソノツカツタ貨幣ノ高ニヨツテソノ罰金ノ高モチガフコトガアリ、マタ特別法ノ酒造税法デアアルハ、醬油税法デアアルトイフヤウナ法律デアハ、無論罰金ノ高チキマラヌカラ、本條ノ如ク二十圓以上トシテソノ一バンヒクイ高チ示シタノデアアル、モットモコレニモ加重減輕ノ場合ガアルカラ、前條ト同シラケカラシテ二十圓以下ニタダスコトモテキルトイフ但書チツケタモノデアアル。

第十六條 拘留ハ一日以上三十日未滿トシ拘留場ニ拘留ス

〔字解〕 未滿ナラヌコト○拘留場ニシテニシヨ

コノ條ハ拘留ニカカルアツカヒ方チ定メタノデアアル。  
拘留トイフハ違警罪チ處分スル刑デアアルガ、ソノ刑ノ期限、一日ヨリハ少カラズ、三十日ヨリハ多カラザルモノトシタノデアアル、何故ニ三十日未滿トシタカトイヘバステニ有



第一編 總則

期ノ懲役ト禁錮トが一月以上トナツテナルカラ、ソレトカサナラヌヤウニシタノデア  
ルヲシテコレニハ輕減加重ノキマリハナイノデアアル。

問 拘留ハ定役ニ服スルノテハナイカ、又本人ヨリネガフトキハ仕事チスルコトナ  
サレルモノデアアルカ。

答 定役ニハ服スルモノデアナイ、サレド願ヒニヨツテハ監獄法第二十六條ニアルヤウニ  
許サレルモノデアアル。

第十七條 科料ハ十錢以上二十圓未満トス

コノ條モ違警罪ニツイテノ刑デアツテ科料ノ高チ定メタモノデアアル、コノ意味ハヨクワ  
カツテナルカラ説明スルニハオヨブマイ。

問 科料ト罰金トハ金高チガフバカリテ外ニチガフコトハナイカ。

答 科料トイフモ罰金ニハチガヒハナイカ、ソレガ罰金ト科料トニツニシテアルノハ、  
科料ハタダ違警罪ニカギツテ科セラルベキモノデアツテ、ソノ刑ガ輕イモノデアアル  
スナハチ性質ガチカツテナル、デアルカラ第十五條ノ但書ニヨツテ罰金チ減ジテ二  
十圓以下ニヒキサゲタテモソレテ科料トスルコトハナラヌ、ドコマテモ罰金ハ罰

金テ、ソノ刑ハオモイコトデアアル。

第十八條 罰金ヲ完納スルコト能ハザル者ハ一日以上一年以下ノ期

間之ヲ勞役場ニ留置ス

科料ヲ完納スルコト能ハザル者ハ一日以上三十日以下ノ期間之ヲ  
勞役場ニ留置ス

科料ヲ併科シタル場合ト雖モ留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ  
得ズ

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其言渡トモニ罰金又ハ科料ヲ完  
納スルコト能ハザル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡ス可  
シ

罰金ニ付テハ裁判確定後三十日內科料ニ付テハ裁判確定後十日內  
ハ本人ノ承諾アルニ非サレバ留置ノ執行ヲ爲ズコトヲ得ズ



第一編 總則

三〇

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納ムルトキハ罰金又ハ科料ノ全額ト留置日數トノ割合ニ從ヒ其金額ニ相當スル日數ヲ控除シテ之ヲ留置ス

留置期間内罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ殘日數ニ充ツ

留置一日ノ割合ニ滿ザル金額ハ之ヲ納ムルコトヲ得ス

〔字解〕 完納○能ハサル○勞役場○留置○裁判

確定○承認アルニ非サレハ○幾分ナシ○全額

○相當○控除○殘日數○充ツ○滿タザル

コノ條テハ罰金ヲ科料ニ納ムルコトノデキモノハ、勞役場スナハチ、作業場ニトモオイテ、一方ニハソノ身體ノ自由ヲ制限スルト共ニ、一方ニハソノ仕事ヲ得タモノヲモツテ、罰金又ハ科料ノ幾分ニカアテヤウトスルノデアル、ソコデソノ取扱ヒ方ニツイテ定メタモノデアル。

第一編 總則

三一

コノ法文ハヨクマカツタゴトデアルガ、先ツ第一項ニツイテハ、罰金ヲ言ヒラサレタモノガ、財産ヲモタメタメニ、コレヲノコラス納ムルコトガデキトキハ、ソノ罰金ノ高ニヨツテ一月ヨリ少ナカラス一年ヨリ多カラズ間、勞役場ニ留メ置イテハタラカセルノデアル。第二項ノ科料ヲオサメルコトノデキモノモ、コレト同シコトデ一日以上三十日以下ノ期間内テ、相當ナル日數ヲ勞役場ニ留メオクコトデアル。

第三項ハ罪ニヨツテ拘留ニ處セラレタモノガ科料モ共ニ言ヒラサレタモノガアルトキハ、ソノ拘留ノ日數ト、科料ヲ納メタメニ留置ルル日數トヲ合セテ、六十日ヨリ上ノ日數ニナルコトガデキトイフノデアル。

第四項ハ、裁判所テ罰金又ハ科料ノ言渡シチスルトキニハ、ソノ言渡ト共ニ、コノ罰金又ハ科料ヲ納ムルコトガデキトキハ、ソノ罰金又ハ科料ノカハリニ何日ノ間留メオクベシトイフ、ソノ日數ヲ定メテ言渡スベキコトデアル、コレハソノ罪ノ性質ニヨツテチガフカラデアル。

第五項ハ、罰金ノ刑ニツイテハ、裁判ガイヨイヨ定マツテヨリ後三十日ノ内、マダ科料ニツイテ十日ニナラズ内ニハ、ソノ本人ガ承知シタウヘテナケレバ留置ノマツガヒチス



改正刑法解説問答

第一編 總則

ルコトハナラヌ、何トナレバ罰金ナキ科料ヲ言渡サレタモノハ、誰モ同シコトテ勞役ニ服スルコトハイヤテアルカラ、ソノ金高チ納メル分別チツケネバナラヌ、ソコデソノ金策ヲスルニ要スル日數トシテ、斯ク猶豫ノ日數ヲ定メタモノデアリマス。

第六項ハ、罰金ナキ科料ノ言渡チウケタモノガ、例ヘバ百圓ノ罰金ヲ言ヒワタサレタトスルカ、ソレガ五十圓タケ納メタトキハ、半數デアアルカラ、ソノ半數ハ第四項ニヨツテ裁斷ノ言渡ノトキ、コノ百圓チ納ムルコトガデキヌトキハ百五十日ノ間留オクト言渡サレトシテ見ルト、五十圓納メタタメニ、半數ノ七十五日ハスンテナル割合デアアル、ヨツテ殘リノ五十圓ニアタル日數ノ七十五日ヲトメオクトイフコトヲ示シタノデアアル、科料モマタ同シコトテ六圓ノ科料ニ處セラレテ、コレチ納メヌトキハ十日間ノ留置トイフ言渡ノトキニ圓ハ納メタガ四圓ハオサメルコトガデキヌトイフ場合ニハ、六圓チ十日テ割ルト一日ガ六十錢ノ割合デアツテ、二圓ハ三分ノ一圓八十錢ト二十錢アマリガアル、コノ二十錢ハ第八項ニヨツテ納ムルコトガデキヌカラ一圓八十錢チ納メテ殘リノ七日間留置スルトイフコトニナルノデアアル。

第七項ハステニ留置セラレタ後ニモ、ソノ期間内ニ罰金又ハ科料ヲオサメタトキハ第六

改正刑法解説問答

第一編 總則

項ノ割合テ殘リノ日數ニアテルトイフノデアアル、コレハ本人ガ留置セラレタ後ニソノ家族ナドカラヨク金策シテ納メルコトガアルカラ、カク定メタモノデアアル、ソノ計算ノ割合ハ前項ノ例テヨクワカアルデアリカ。

第八項ハ、罰金又ハ科料ノ全額ト、留置日數ノ全日數トノ割合ガ、第六項ノ說明中ノ前ノ例ノヤウニ、ハシタガナケレバヨケレド、後ノ例ノヤウニハシタガアツテハ、計算ガデキヌカラ、金高ト日數トノ割合チシテ一日ノ金額ニナラヌモノハ納メルコトガナラヌト定メタモノデアアル。

問 コレマデハ一日チ一圓ニ換ヘルコトニナツテアツタノデスガ、コノ刑法ニテハソノ高ガチガアノデアリマスカ。

答 無論チガアノデス、ソノ罪ニヨツテ裁判所デキメルコトデアアル、コレハ舊法ハ一日一圓ニ換ヘテ禁錮ニ處スルコトニナツテアツタガ、モト罰金オヨビ科料ハ金額チ取り立テルガ目的デアアルカラ、留置場ニ入レテ相當ノ勞働チサセ、ソノ工賃テ罰金ニアテルトイフガコノ刑法ノ趣意デアアルノデ、カネチ一日チ幾何トキメテオク必要ガナイノデアアル。



第十九條 左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

一、犯罪行為ヲ組成シタル物

二、犯罪行為ニ供シ又ハ供セントシタル物

三、犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニ因リ得タル物

沒收ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル

〔字解〕 沒收ボウシュトリア ○犯罪行為ケツギヲ組成ソウジシタル物 ○組成ソウジトキニ ○供シキョウシヘル ○犯人以外ケツギノトキニニ

トオカシカ ○屬セサルトキニ限ルカキルカトデアル

コノ條デハ、官ニトリアゲルコトヲ得ベキモノニツイテ定メタルデアアル

第一ノ犯罪行為ヲ組成シタル物トハ、タトヘバ偽造ノ貨幣ギョウワ、偽造ノ印文書インブンショナドノ如ク、コレガアルタメニ罪ガテキルモノ、コトデアアル

第二ノ犯罪行為ニ供シ又ハ供セントシタル物トハ、タトヘバ、人ヲ殺スニ用ヒタル刀劍トウケン、出刃デスヘウ、出刃デスヘウノゴトキ、竊盜セツトウノタメニ用ヒタル梯子ハシゴノゴトキモノ、又ハコレカラ用ヒントシテ用意シタルモノ、タトヘバ人ノ家ニオシ入ラントシテ用意シタル 鋸ノコギリ、カギノ類又ハ人ヲ

シメ殺シモシクハ毒殺ドクシツセシメメニ用意シタル毒藥ドクヤクノゴトキモノデアアル

第三ノ犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニヨリテ得タル物トハ、產出サンシュツ輸入ユウブヲ禁ジタルモノヲ產出シタル輸出貨物サンシュツトシテ、オヨビ犯罪ガモト、ナツテ、犯人ガ不當ノ利ヲ得ルモノ、如キチイフノデ、彼ノ官吏ガ賄賂ブロクトシテ受ケタルモノ、盜賊ガ無理取リナシタルモノ、ナドデアアル、モットモコレハ直接ニ得タルモノデナケレバナラヌ、タトヘバ官吏ガ賄賂トシテ受ケタル金カネ衣服イフクヲコシラヘテナルトキノ如キ、ソノ衣服ヲトリアゲルトイフコトハテキヌコトデアアル

又沒收ハ犯人ニ對シテテナケレバ言ヒワタヌコトデアキヌ、デアルカラ犯人ガ死ンダトキハ沒收スルコトハテキヌモノデアアル、モットモステニ裁判ガ確定シテカラ後ニ犯人ガ死ンダトキハ、コレヲ沒收スベキハ勿論ノコトデアアル

第二十條 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニ非

サレバ沒收ヲ科スルコトヲ得ス但前條第一項第一號ニ記載シタル

物ノ沒收ハ此限ニアラス



【字解】此限ニアラス  
コノ條ハ拘留又ハ科料ニアタル罪チオカシタモノニツイテハ没收ノコトヲ定メタモノデア  
スベテ拘留ナリ科料ナリハ、罪ノコトガラガ輕イモノデアアルカラ、コレ等ニツイテハ別段ノキマリノアルモノノ外ハ没收スベキ必要ガナイ、ソコデコノ條ヲ設ケタモノデア  
アルガ、タダ第十九條ノ「犯罪行為ヲ組成シタル物」トイフニツイテ、若シ拘留又ハ科料ニカカル罪チ組タセルコトモアツタ物デアレバ、没收スルコトガアルトイフコトヲ示シタノデア  
ル。

第二十一條 未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコトヲ得  
【字解】未決拘留メマダサイエンガカマタ  
コレハ裁判確定ノ前ニオケル拘留ノ日數チ、裁判ガスンテイヨイヨ何年又ハ何月ト刑期ガ定マツタトキ、ソノ日數チ刑期ニ入レルカ否カトイフコトニツイテ定メタモノデア  
ル。

【字解】未決拘留メマダサイエンガカマタ  
コレハ裁判確定ノ前ニオケル拘留ノ日數チ、裁判ガスンテイヨイヨ何年又ハ何月ト刑期ガ定マツタトキ、ソノ日數チ刑期ニ入レルカ否カトイフコトニツイテ定メタモノデア  
ル。

【字解】未決拘留メマダサイエンガカマタ  
コレハ裁判確定ノ前ニオケル拘留ノ日數チ、裁判ガスンテイヨイヨ何年又ハ何月ト刑期ガ定マツタトキ、ソノ日數チ刑期ニ入レルカ否カトイフコトニツイテ定メタモノデア  
ル。

第二章 期間計算

コノ章ニハ、刑期ノ計算ノシカタト、時効ノ期間ノ計算ノシカタトヲ示シタモノデア  
ル。刑法ニハ刑期計算トシテアツタノデア  
ルガ、時効ノ期間ニツイテノ計算法ガナイノ  
テ、新ニ期間計算トシタノデア  
ル。

第二十二條 期間ヲ定ムル二月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算ス  
【字解】曆ニ從ヒテ計算ス  
テ之ヲ計算ス

【字解】曆ニ從ヒテ計算ス  
テ之ヲ計算ス



コノ條ハ期間ノ年又月トイフ定メ方ヲ示シタノデアアル。  
期間ヲ層ニヨツテ計算スルトイフノハ、一年トイフハ十二月、一月トイフハ三十日トシタノデアアル。

問 シテ見ルト月ニハ大小ハナイノデアスガ。

答 ナイノデアス、モシソレガアルトスルト、同ジ一ヶ月ノ禁錮ニ處セラレタモノデモ一月ニ處セラレタモノハ三十一日、二月ニ處セラレタモノハ二十八日トイフヨウナ不公平ガテキルカラ、一月ハ三十日トイフ歴法ニヨツタノデアアル。

第二十三條

刑期ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス

拘禁セラレサル日數ハ裁判確定後ト雖モ刑期ニ算入セス

【字解】 起算シテハ起算トイフコト○拘禁セラレハイマシ

コノ條ハ刑期ノカゾヘカタキ定メタノデアアル。

コトデ裁判確定ノ日トイフコトナイハホナナラヌ、裁判確定ノ日トイフハ、第一審ノ裁判アハマタ控訴スルコトガアルシテアリ、第二審ノ控訴ニツイテハ更ニ上告スルコト

トガアルシテアル、控訴ノ期間ハ五日テ、上告ノ期間ハ三日デアアルガ、コノ期間チスバテ控訴モセズ、又ハ上告モセズトキハ、ハジメテ裁判ガ確定スルモノデアアル、ソコデ刑期ハソノ裁判ガイヨイヨ確定シテハジメテソノ日カラ算スルモノデアアル。  
拘禁セラレヌ日數トハ、裁判ガ確定シテ後ニモ種々ノ事ニヨツテ、事實上拘禁チラケヌモノニ對シテハ、タトヘ裁判ガ確定シタトテ、刑期ノハジマルモノデアナイ、タトヘバ缺席判決チラケテ裁判ノ確定シタモノナドハコレデアアル。

第二十四條

受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス全一日トシテ之ヲ計算ス時

效期間ノ初日亦同シ

放免ハ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フ

【字解】 受刑ワケル○初日ハ○時間ヲ論セス全一日ニナル

○放免テニナル○終了ル○翌日アル

コノ條ハヨクワカツタコトデ、刑チラケル初ノ日ハソノ時ガ朝デアツテモ晩デアツテモソレニカカハラズ全ク一日トシテカゾヘル、マタ第六章ニアル時効期間ノ初日トイフ



第一編 總則

四〇

モロト同シコトデアル、  
罪人が刑ニ服シテ、ソノ刑期ガオハツタトキニハ、ソノ翌日ニオイテコレチ放免スルコトデアル。

問 翌日トイフノミデアソノ時ニ定リハナキカ。

答 ナシ、監獄ノ都合ニヨツテ放免スルノデアル。

第四章 刑ノ執行猶豫

コノ章ニハ、刑ガ確定シテ、ソノ刑ヲ執行スルコトヲ猶豫スルコトニツイテ定メタモノデアル。

スベテ刑罰トイフモノハ社會ノ秩序ヲ維持スルタメノモノデアツテ、必ズシモ犯罪者チクルシメホナラヌトイフモノデハナイ、ソコア同シ犯罪者デモ、ソノ情狀ノ斟酌スベキコトモアリ、マダソノ犯罪ガソノ人ノ初メデアリ、マダソノ罪モカルヒモノデ、ツマヤ一時ノテキ心カラ罪チオカシタトイフヤウナハ、ソノ人ノ良心トシテ罪ハオカシナガラモ、ア、アルイコトナシタト、スアニ後悔シテチレモノモアル、カクメ

第一編 總則

四一

ゴトキチ犯罪者デアルカラトイツテ刑ヲ執行スルト、カヘツテソノ善良ノ心チアルクナラセルヤウナコトハ多クアルコトデアル、ソコデソノ罪ニ對シテ刑ヲ宣告ハシテモ、アル期間内ソノ刑ヲ執行スルコトヲ待テ、自ラ悔イテ善良ノ人ニナラシメントスルタメニ設ケタモノデ、ツマヤ特殊ノ恩典チアタヘル法制チ設ケタモノデアル。

第二十五條

左ニ記載シタル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受

ケタルトキハ情狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間内其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

- 一 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者
- 二 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

【字解】 記載セル○情狀トガラ○猶豫セル○免除セル



第一編 總則

コノ條ハ刑ノ執行猶豫ヲスベキモノハイカナルモノデアルトイフコトヲ示シタノデア  
ル。

コノ條ニヨツテ猶豫ノ恩典ヲアタヘラルベキモノハ、次ノ二ツニアタルモノニカギラレ  
テアル。

一ハコレマデニ禁錮ヨリ上ノ刑罰ヲ受ケタコトノナイモノ。

二ハコレマデニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタモノデモ、ソノ刑ノ執行ヲオハルカ、又ハソ  
ノ執行チアルコトガラヨリシテ免除セラレタ日カラ七年ノ間ニ、フタ、ビ禁錮以上ノ  
刑ニ處セラレタコトノナイモノニモ、コノ恩典ヲアタヘラレルコトニナツテナル。

コノ第二ノ場合ハ畢竟例外デアツテ、七年トイヘバ隨分長イ間デアルガ、ソノ  
間ニ罪ヲ犯サネバ行狀ガアラタマツテ善長ノ人トナツタモノト看ナサレルカラ  
デアル。

コノ二ツニアタルモノハ一年以上五年以下ノ期間内ニオイテ執行ヲ猶豫サレルノデア  
ルシカシコレモ罪ノ次第ニヨツテデアツテ、イカナルモノモ猶豫セラル、モノテナイトイ  
フノハ、本文ノ「情狀ニ因リ」トイフ五字ヲ定メテアルコトデアル。

第一編 總則

問 前ニ禁錮以上云々トアルガ、舊刑法ノ禁錮トイフノデアアルカ。

答 舊刑法ノ禁錮チ云フノデアハナイ、デアアルカラ舊刑法ニツイテイフト、一年以下ノ禁  
錮又ハ六月以下ノ懲役ノ言渡チウケタモノニ對シテハ猶豫セラル、コトデア  
ル。

第二十六條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取  
消ス可シ

- 一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラ  
レタルトキ

- 三 前條第二號ニ記載シタル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ付  
キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト發覺シタルトキ

〔字解〕 更ニデアラ○除ク外○發覺シタル

コノ條ハステニ執行猶豫ヲ言渡サレタモノガ、ソノ言渡ヲ取消サル、場合ガアルコトチ



示シタモノデアアル。

第二十五條ニヨツテ猶豫ヲ受ケタ後ニナツテ、猶豫ノ言渡ヨリ前ニ禁錮以上ノ罪ヲ犯カシテ、  
猶豫ノ恩典ヲ取消サル、モノデアアル。

一 執行猶豫ヲ得タ期間内ニアツテ、アラタニ罪ヲオカシ、ソノ罪ガ禁錮以上デアツテ  
ソノ刑ニ處セラレタトキ。

二 猶豫ノ言渡ヲ受ケル前ニオカシタ、外ノ罪ノタメニ、猶豫ノ期間内ニ禁錮以上ノ刑  
ヲ言渡サレタトキ。

三 猶豫ノ言渡ヲ受ケタ後ニナツテ、猶豫ノ言渡ヨリ前ニ禁錮以上ノ罪ヲ犯カシ  
タコトガアツタナカクシテ居タモノガ、タマタマアラハレタモノデ、即チ第二十  
五條ノ第一號ニアタラヌモノデアアルコトノ知レタトキ。

以上ノ二ツノ場合ニオイテハステニ言渡ヲ受ケタ恩典モ無効ニナツテ、取消サレタシマ  
フデアアル。

第二十七條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サル、コトナクシテ猶豫ノ  
期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其効力ヲ失フ

【字解】 經過トハ○効力ヲ失フナル

コノ條ハ刑ノ執行猶豫ノ効力ニツイテ定メタモノデアアル。  
第二十二條ニヨツテ何年間カ執行ヲ猶豫セラレタモノガ、ソノ間ニ第二十六條ニヨル事  
故ガナリテ猶豫ノ言渡ヲ取消サル、コトガナカツタトキニハ、刑ノ言渡ハソノ効力  
ガナクナツテ、全ク罪ノナイ無垢ノ人トナルデアアルデアアル、サレド罰金ニツイテ  
ハコノ猶豫ノ恩典ガナイデアアル。

同 刑ノ執行猶豫ノ言渡ハイカニシテスルモノデアアルカ。

答 刑法施行法第五十四條ニアルヤウニ、裁判所ヲ檢事ノ請求ニヨルカ又ハ裁判官ノ職  
權テ、刑ノ言渡ト共ニ言渡サル、コトデアアル。

同 若シ控訴スルカ上告スルカノ場合ニハ、ソノ言渡ヲウケテモソレハ効力  
ヲ失フコトデアアルカ。

答 決シテ効力ヲ失フコトハナイ、モツトモ前ノ判決ヲ取消サル、カ又ハ破毀セラ  
レタトキハソノ効力ハオノツカラ失フモノデアアル、サレド控訴院又ハ大審院  
テ新タニ執行猶豫ノ言渡ヲスルコトガデキルコトハ刑法施行法第五十五條ニアルト



本リテアル。

第五章

假出獄

コノ章ニハ假出獄ニカ、ルコトヲ定メタモノデアアル。假出獄トイフハ、全ク罪ヲ免  
除シテ監獄カラ出サセルトイフデアハナイガ、ソノ情狀ニヨツテ假ニ出獄サセルモノ  
デアツテ、ソノ次第トヤケトハ次ノ條又ノ通リデアアル。

第二十八條

懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者改悛ノ狀アルトキハ有

期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後  
行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

〔字解〕 改悛ノ情狀ケイケンノセイジョウニハ改悛ノ情狀ケイケンノセイジョウヲ指ス。○經過ケイコウトホリ。○行政官廳ケイコウカンリョウシヨク。○處分ケイブントキキ

コノ條ハ假リニ出獄スルコトヲ示ス。○恩典オンテンヲ示シタモノデアアル。  
スベテ罪人ナシテ刑罰ニ行フトイフノハ、ソノ間ニアヤマチチアラタメテ、善良ノ人  
トナラセルトイフノガ本意デアアルカラ、懲役又ハ禁錮ニ處セラレタモノデ、イカニモ

アルカツタト後悔シテアヤマチチ改タムルコトノヨウスガ見ユル以上ハ、コレヲシテ  
刑期ノアラン限リ獄内ニイマシメテオカネナラヌトイフワケハナイ、ソコデ本條ノ如  
ク有期刑ノモノニツイテハソノ期間三分ノ一、無期ノモノニハ十年ヲスギテカラ、監獄  
長ノ見込ミニヨツテ行政官廳ノトキサバキテ、假リニ出獄スルコトヲ許サル、  
ノデアアル。

同 若シ假出獄ナルサレタモノガ、ソノ後ニ改心ノヨウスガ見エズフタタビ罪ヲオ  
カシタトキハイカニスルガ。

答 ソレニハ次ノ條文ガアルカラ、ソレヲ見レバヨカルノデアラワ。

第二十九條

左ニ記載シタル場合ニ於テハ假出獄ノ處分ヲ取消スコ  
トヲ得

- 一 假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタ  
ルトキ



三 假出獄前他ノ罪ニ付罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其刑ノ執行ヲ爲ス可キトキ

四 假出獄取締規則ニ違背シタルトキ

假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セス

【字解】

違背シタルトキ

一ハ假出獄ノ間ニオイテ、新ニ罪ヲオカシテ、罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキニハ取消サル、モノデアアル

二ハ假出獄ヨリ前ニオカシタル罪ガアラハレテ、罰金ヨリ上ノ刑ニ處セラレタルトキニモ取消サル、ノデアアル。

三ハ假出獄ヨリ前ニ、他ノ罪ニツイテ罰金以上ノ刑ニ處セラレ、ソノ刑ヲ執行スベキモノデアツタトキニハ、後ノ刑ニツイテ假出獄ヲ行ハスベキコトガナイカラノコトデア

ル。

第六章 時効

四ハ行政官廳ニオイテ、カネテ假出獄取締規則トイフモノガ定メテアツテ、假出獄ノトキニハヨク言ヒ聞カセテアル答デアルカラ、カナラズコレヲ守ラネバナラズニ、モシコレニソムイタコトガアツタナラバ、取消サル、ハモトヨリノコトデアアルソコデア假出獄ヲ取消サレタルトキニハ、假出獄中ノ日數ハ、刑期ニハ算入セラレヌモノデアアル、ツマリ三年ノ禁錮ノモノガ二年スギテ假出獄ヲ行ハスルサレタニ、六ヶ月目ニ取消サレタルトキ、ソノ出獄シテキタ六ヶ月ハ何ノ効モナクテ、ヤハリ一々年刑ニツカネバナラヌノデアアル。

コノ章ニハ時効ニツイテ定メタモノデアアル、時効トイフハ、舊刑法テイノ期滿免除デアツテ、ソノ意義ニハチガヒハナイ、ツマリ刑罰ヲ免除サル、ニツイテノキマリデアアルヨクツカカルヨウニハ、犯罪ガテキタ後、又ハ刑ノ宣告ガアツタ後、アル時間ガ経過シタニヨツテ、公訴ノ權モ又ハ刑ノ執行ノ權モキエテシマフコトニナル、ソノ時間ノ効カトイフベキモノデアアル、デアアルカラ、犯人ガ罪ヲオカシテモ檢事カラ公訴ヲ起スコ



トモナク、刑ノ宣告ガアツテモソノ人ガ逃走ナドシテ刑ノ執行モセズ、ソノマ、ニテア  
ル期間ヲ経過スルト、ソノ犯人ハ全ク公訴權モノガレ、刑ノ執行モマメガレテシマフ  
ノデアアル。

第三十一條

刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ時効ニ因リ其執行ノ免除ヲ得

本條ハ刑ノ言渡ヲ受ケタルモノデ、マダソノ言渡ハ確定シタモノデハナイ、ソノトキ  
ニハ時効ニヨツテ執行ヲ免除サレルコトデアアル、免除トイフハ、ユルストイフノデアハナ  
イ、ソノイテシマフトイフノデ、裁判所ガ免除セネバ、ソノ罪ヲノガル、モノデアハナ  
イ、ソレハ法文ニ「執行ノ免除ヲ得」トアルノテ知レテアル。

第三十二條

時効ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間内其執行ヲ受ケ

- 一 死刑ハ三十年
- 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ハ二十年
- 三 有期ノ懲役又ハ禁錮ハ十年以上ハ十五年、三年以上ハ十年、

三年未滿ハ五年

四 罰金ハ三年

五 拘留、科料及ヒ沒收ハ一年

コノ條ハ時効ノ期間ヲ示シタモノデアアル。

本條ハ前條トハチガツテ刑ノ言渡確定シタ後トアルカラ、裁判確定ノ後ソノ執行ヲ受ケ  
ザルモノハ、時効ガ完成シテ當然執行チマメガルモノデアアル。

刑ノ種類ニヨツテ時効ノ期間ノチガフノハ、刑ノ輕イト重イト、社會カララスレラレテ  
ナルノト、國家ガソノ刑罰權ヲ行フ必要チミトムル度合ニヨルモノデアアル。

時効ノ期間ハイツカラ起算スルノデアアルカ。  
答 裁判ガ確定シタ日カラ起算スルノデアアル。

刑ノ言渡シテ受ケタモノニツイテハ時効ハナイノデアアルカ。  
答 前ニモ言ヒシヨウニ刑ノ言渡ハ受ケテモ、マダ裁判ガ確定セメ間ハ、公訴ノ執行中  
デアアル、公訴ノ執行中デアレバ、刑ノ時効ノ進行ニ至ラメ間デアアルカラ、公訴ノ時



效ニヨラネバナラヌコトデアアル。

問 公訴ノ時効ト、刑ノ時効トハチガフデアアルカ。

答 チガフコト勿論デアアル、公訴ノ時効ニツイテハ刑法施行法ノ第三十八條ニヨツテ刑ノ時効ノ第八條ヲ改正セラレテナル、ソノ改正ノ條文ハ次ノ通デアアル。

第八條 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス

- 一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年
- 二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
- 三 長期十年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年
- 四 長期五年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年
- 五 刑法第八十五條ノ罪ニ付テハ一年
- 六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第三十三條 時効ハ法令ニ依リ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セズ

【字解】

法令ニ依リテ停止シタルコトヲ進行セズトス

スベテ時効トイフモノハ不法ニ刑ヲ執行チノガレタモノ、タメニ設ケルモノデアアルカラ正當ニ執行チノガレタ日數ヲ時効ノ期間ニ計算スルコトハナラヌモノデアアル、デアアルカラ刑ノ執行ノ猶豫トカ、執行ノ停止トカ、又ハ假出獄中ノ日數ハ時効ノ期間トシテ計算スルコトハデキヌ、スナハチソノ間ハ時効ノ日數ハ進行セヌモノデアアル。

第三十四條

時効ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之ヲ中斷ス

罰金、科料及ヒ沒收ノ時効ハ執行行為ヲ爲シタルニ因リ之ヲ中斷ス

【字解】

犯人ヲ捕テオカケルコトヲ逮捕トシ、中斷キレタルコトヲ執行行為トシ、オカケテ

コノ條テハ時効ノ中斷トイフコトヲ定メタモノデアアル。時効トイフハ刑ヲ執行スルニツイテ、逃走シニダカクテキテ犯人ヲ捕ヘタニヨツテ中斷セラレルモノデアアル、タトヘバ三年ノ時効タル罰金刑ニ處セラレタモノガ、ソノ罪ヲ



ノガレンタメニ、タクミニニゲテキタノニ、ステニニケ年十一月マテニナツテ捕ラヘラ  
レタトキハ、ソノタメニ二年十一月ハ中斷セラレテシマフモノデアアル。  
マタ罰金、科料オヨビ沒收ノ刑ノ時効ハ、若シソノ全數チアテ敷度ニ納メサセヨウ  
トスレバ、マダ完納セメ前ニ時効ノ成就スルオソレガアルカラ、刑ノ執行ノ行爲ニヨ  
ツテ中斷セラル、モノトシタノデアアル、スナハチ最後ノ執行行爲ヨリソノ進行チハシム  
ベキモノトシタノデアアル。

第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免

コノ章ニハ犯罪ガ成リタ、メハ、イカナルトキデアアル、オヨビ刑ヲ減シタリ、モシクハ  
免除シタリスルノハ、イカナル場合デアアルトイフコトヲ定メタノデアアル。

第三十五條

法令又ハ正當ノ業務ニ因リテ爲シタル行爲ハ之ヲ罰セ  
ズ

〔字解〕 法令ハイレイ○正當ハタシマヘ○業務ハワザ

コノ條ニアル法令ニヨリテ爲シタル行爲トイフノハ、一般ノ法令ニヨリテ官吏ガ職務ヲ

執行スルコトデアアル、マタ正當ノ業務トハ醫者ガ病人ヲ施術シタリ、按摩ガ病人ニ鍼  
チシタリスルガゴトキコト、オヨビ親ガ子ヲ教ヘルタメニムチウツタリスルガゴトキモ  
ノア、コレ等ハ決シテ罪トスベキモノデアハナイ。

問 法令ニヨツテ官吏ガ行フ職務トイフハイカナルコトデアアルカ。  
答 タトヘバ巡查ガ犯罪者ヲ拘引セントスルトキニ、ソノ逃走チオソレテ身體ノ自由  
チナサセメタメニ縛リツケルガゴトキノ類デアアル。

第三十六條

急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スル

爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ之ヲ罰セズ  
防衛ノ程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スル  
コトヲ得

〔字解〕 急迫ハキツク○不正ハタシマヘ○侵害ハムシメテ○自己○防衛ハ

○已ムコトヲ得サル○程度

コノ條ハ權利ノ侵害ニカカル定メデアアル。



急迫不正ノ侵害トイフノハ、ムリニシヒツケラレルコトヲ避ケルコトモナラヌ場合デア  
 ツテタトヘバ甲ガ乙ニムカツテ、ソノ方ハ丙ヲ殺セヨ、若シ殺サヌナラバ、丙ノ代リニ  
 貴様ヲコロスゾト、オドシツケテセマレガゴトキ場合デアツテ、乙ハコレヲ不正ノコト  
 トハ知りチレド、甲ハカネテが暴虐ノ性ナルニ、マシテソノ力モツヨク、且ツステニ  
 ヲガ手ヲトラレテチルカラ、ニゲルコトモナラヌトキ、ヨンドコロナク甲ノ言ニシタガ  
 ツテ丙ヲ殺スガ如キ、又ハ甲ガ乙ヲステニ殺サントシテナルニ乙ハコレヲ知ラズニキル  
 ガ、サリトテコレヲ乙ニ知ラセル時間モナイトイフトキ、ヨンドコロナク甲ノ不意ニ乘  
 シテ棍棒ヲ甲チウチスエルガゴトキハ、正當ノ防衛デアラカラ罰シラレヌノデアアル。  
 サレドソノ防衛ガイカニ正當デアツテモ、ソノホドニスギテタトヘバ前ノ例ニオ  
 イテ甲ノ不意ニ乘シテ打チ殺シテシマフガゴトキコトアラバ、コレモ全ク罰セズニ  
 スムトイフコトモナラヌ、ソノトキハ實地ノアリサマニヨツテソノ刑ヲ減シ又ハ輕クセ  
 ラル、オ、若クハ免除サレルトノコトデアアル。

問 巡査ガ令狀ヲ執行スルトキノゴトキ、タトヘ暴虐ニラヌツテ抵抗スルコトハナ  
 ラヌノデアアルカ。

答 巡査ノ行爲ハ職務上ノ正當ノ行爲デアラカラ抵抗スルコトハナラヌノデアアル、モ  
 シ抵抗シタナラバソレダケノ罪ヲオハネバナラヌ。

問 シカラバ巡査ハイカナルコトヲシテモサシツカヒナキカ。

答 巡査ノ行爲ガ不正當デアツタトキハ、巡査ハソレダケノ行政處分ヲウケルコト  
 デアル、猶ホタトヒ巡査デアツテモ不正ニ逮捕セントスルトキ、スナハチ令狀モ  
 持タズニ逮捕セントスルトキノゴトキハ、コレヲ拒ムコトモデキルノデアアルモツト  
 モ現行犯ノトキハ令狀ノナイノハ無論デアアル

**第三十七條** 自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對スル  
 現在ノ危難ヲ避ケル爲メ己ムコトヲ得ザルニ出デタル行爲ハ其行  
 爲ヨリ生ジタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限  
 リ之ヲ罰セス但其程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又  
 ハ免除スルコトヲ得

前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セズ



【字解】 自己<sup>ジツ</sup>○生命<sup>シメイ</sup>○自由<sup>ジユウ</sup>○現在<sup>ゲンザイ</sup>○危難<sup>キナン</sup>○避<sup>ヒ</sup>

クル<sup>クル</sup>○程度<sup>テイヂョウ</sup>○規定<sup>キョウテイ</sup>○特別<sup>トクベツ</sup>○義務<sup>キョウム</sup>○適用<sup>テイユウ</sup>

コノ條ハ自分又ハ他人ノ生命ニカ、ルコト、身體チキズツクルガゴトキコト、ソノ自由チ束縛スルコト又ハソノ財産ニ對シテ、今マノアタリ受ケテナルアナイ難儀チヨケヨウトスルタメニ、ヨンドコロナクシタシワザハ、ソノシワザヨリ生シタ害ガ、ソノヨケヨウトスル害ノ程度チコエ限リハ罰セムトイフノテアル、例ハバ盜賊ガシノビ入ツテ財産チモツテニゲヨウトスルトコロチ見ツケテ、コレチ引キトメタトスルカ、ソノトキ盜賊ガ刃物チモツテ斬ツテカ、ツタカラ、ヤムコトチ得ズソバニア合セタ棒チモツテ立チムカツテ、斬ラレマイトスルトキ、ツヒニツノ盜賊チタダキツケテ怪我チサセ、マタハソレガモトニナツテソノ盜賊ハ死ンダトイフコトガアルカ、コレハソノ盜賊ガ刃物チ殺サントシテ刃物チ斬ツテ來タノテアルカラ、コレチ斬ラレマイトスルタメニ棒チタ、キツケタモノデアルカラ、程度チ超エタモノデハナイ、サレバコレチ罰スベキモノデハナイガ、モシ程度チ超エタシワザデアツタトキハ、ソノ場合ノヨウスニヨツテ、刑

第三十八條 罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セス但法律ニ特別ノ規定

アル場合ハ此限ニ在ラス

第一編 總則

チカルクスルカ、又ハ免除セラル、ノテアル、スナハチ前ノ例ニヨルニ、盜賊ガ見ツケラレタカラ、ソノヌスンダモノチナゲステ、ニゲルヲオヒカケ、刀チモツテコレチ斬リコロシタトイフガゴトキハ、無論全クソノ罪チ問ハヌトイフコトニナラヌカラ、コノ但書ニヨツテ處分セラルベキコトデ、ソノ盜賊ガ殺サレタト、傷チウケタト、マタハソノ殺シ方オヨビキズノツケヨウナドニヨツテチガフコトデアル。

第二項ノ業務上ニオイテ、特別ノ義務アルモノニハ適用セムトイフノハ、タトヘバ船ガカヘラントスルニハ、船長チハシメ船員ハ先ツノ乘客チタスケテ、自分ハ後ニスベキガ職務上ノ義務デアルニ、オノレノ身ノ難チサキニサケヨウトスルガゴトキハ決シテ已ムチ得ザルモノトスベキデハナイ、ソコデコレハ前ノ第一項チ適用スベキデハナイトイフノテアル、ツマリ職務上トシテ、オノレチカヘリミズシテ他人チスクフベキ義務ガアルカラ、一般ノモノト一ツニハ見ルコトガナラヌトイフノテアル。



第一編 總則 六〇  
罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ處斷スル  
コトヲ得ス

法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但情狀ニ  
因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

〔字解〕 行爲 ○處斷 ○情狀

コノ條ノ第一項ハ意思ノナシ犯罪ニ、罪ニナルコト、モ知ラス、勿論罪ヲオカス意ハ  
ナイノニ、ソレガシラズシラズ犯罪トナルトイフガゴトキハ、コレヲ罰スベキモノデハ  
ナイ、モットモ法律ニオイテベツダンノ規定ノアル場合ハ、カナラズ罰シメトカギツタ  
モノデハナイ、タトヘバ獵師ガ鳥ウチニ山ヘ入ツテ鳥ヲウツタニ、ソノ鐵砲ノ玉ガアヤ  
マツテ人ニアタツテソノ人ヲ殺傷シタルガゴトキ、モトヨリソノソバニ人が居ルトモ  
思ハズニキタノデ、人ヲ殺傷スル意思ハスコシモナカツタノデアアルカラ、コレヲ殺傷  
ノ罪ニオコナフトイフコトハナラヌ、シカシ過失デアアルスナハチアヤマリデアアルカラ、  
コレハアヤマチノタメニ人ヲ殺傷シタルトイフ刑ニヨツテ處分セネバナラヌトイフガ、

コノ條ノアルヲケテアル。

第二項ハ、罪ハモト重カルベキコトデアアルニ、コレヲ犯ストキニ知ラザル場合デ、ツマ  
リ事實ノアヤマリカラ生ジタ犯罪デアアル、カクノゴトキハ重キチモツテ論ズベキモノデ  
ハナイトノコトデアアル、タトヘバ獵師ガ獸ヲウタントシテ山ニユキシニ、ムカフニケ  
モノガ臥テナルノが見ユル、コレ幸ヒト射殺シタノニ、ソレハケモノデナクテ、人が寐  
テキタノデアツタトイフガゴトキ、人ヲコロスハ本ト重イ罪デアアルソレニ犯ストキニハ  
知ラザリシガゴトキモノ、又ハ姦夫ナリトオモヒツメテ殺シタノガ、ハカラズモ他ノ人  
デアツタトイフガゴトキ、ミナコレデアアル、カクノゴトキハ無論オモキチモツテ論ズベ  
キデハナイトイフデアアル。

第三項ノ法律ヲ知ラヌカラトイフノデ、罪ヲオカスノ意ガナイトスルコトガデキヌトイ  
フノハ、日本ノ國ニアルモノガ日本ノ法律ヲ知ラヌト云フコトハデキヌコトデアアルカラ  
ソレヲ法律ヲ知ラザリシトテ罪ニナラヌ、罰スベキデハナイトイフコトハデキヌモノデ  
アル、サリナガラ實際ニ法律ヲ知ラヌモノモアラウ、ソレヲ法律ニアルカラトテコレヲ  
罪スルハ、ソノ情狀ニオイテ幾分方察シテヤラネバナラヌコトガアル、ソコデ但書



ヲ設ケテ刑ヲヘラシカルクスルコトガテキルヨウニ定メテアルノデアル。

第三十九條 心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス

〔字解〕 心神ハヘルココロキマ ○喪失者ハモナツ ○耗弱者ハヘリヨロ

コノ條ハ精神ニ異狀アルモノニツイテ定メタモノデアアル。

第一項ハ知覺精神ヲウシナツテ是非ノ辨別ナキモノ、犯罪ハ、コレヲ罰スベキモノデア  
イトノコト、第二項ハ、ソノ心神ガ喪失トマデハナラズトモ、幾分カカケタコロガア  
ツテ、ソノ發育ガ十分デナイモノ、コトデアアル。ステニ心神ノ發育チ不十分デアツテ見  
レバ、全ク是非ノヲカチノツカヌマデデアツテモ、イクラカ是非ノヲカチノツキカヌル  
モノデアアルカラ、コノモノ、犯罪行爲ハコレヲ輕クスルトイフノデアアル。

問 平生ハ心神ノ喪失者デモナイノニ、ソノ時ニカギツテ是非ノヲカチノツカヌモノ  
、如キガアルガ、コレハイカニ處分スルノデアアルカ。

答 常カラノ心神喪失者トイフノハ白痴癡癩スナハチバカ、アホウナデアアル、コレ

ヲ設ケテ刑ヲヘラシカルクスルコトガテキルヨウニ定メテアルノデアアル。

第三十九條 心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス

〔字解〕 心神ハヘルココロキマ ○喪失者ハモナツ ○耗弱者ハヘリヨロ

コノ條ハ精神ニ異狀アルモノニツイテ定メタモノデアアル。

第一項ハ知覺精神ヲウシナツテ是非ノ辨別ナキモノ、犯罪ハ、コレヲ罰スベキモノデア  
イトノコト、第二項ハ、ソノ心神ガ喪失トマデハナラズトモ、幾分カカケタコロガア  
ツテ、ソノ發育ガ十分デナイモノ、コトデアアル。ステニ心神ノ發育チ不十分デアツテ見  
レバ、全ク是非ノヲカチノツカヌマデデアツテモ、イクラカ是非ノヲカチノツキカヌル  
モノデアアルカラ、コノモノ、犯罪行爲ハコレヲ輕クスルトイフノデアアル。

問 平生ハ心神ノ喪失者デモナイノニ、ソノ時ニカギツテ是非ノヲカチノツカヌモノ  
、如キガアルガ、コレハイカニ處分スルノデアアルカ。

答 常カラノ心神喪失者トイフノハ白痴癡癩スナハチバカ、アホウナデアアル、コレ

問 然ラバ人チコロサントシテ、酒チノミ元氣ナツケルトイフガゴトキハ、コレモ罪ト  
ハナラヌカ。

答 斯ノ如キハアラカジメ人チ殺サントスルタメニシタモノデ、人チ殺スタメノ一ノ道  
具トモイフベキモノデアアル、デアアルカラコレヲ罰セズニオクトイフコトニハナラヌ

問 第一項ト第二項トハイカニシテ見ラケルカ。

答 ソレハ醫學上ノ研究ニヨルコトデ、今コ、ニイフコトハナラヌノデアアル。

第四十條 瘡腫者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

〔字解〕 瘡腫者ハツツ

コノ條ハ瘡腫者ノ行爲ニツイテ定メタモノデアアル。

氣ナドカラハツツメテナルモノモアル、ソノ生レナガラノモノハ精神ノ發育モ十分ナラズ  
シテ是非ノ辨別モテキヌモノガ多ケレド、半途カラチシツツホニナツタモノハ、ソレ



マテニ幾テカ知識ヲ得テチルモノデアアルカラ、一ツニイフコトハナラヌ、ソコデコレナ  
 罰セヌモノモアリ、マタソノ刑ヲカルクシヘラスモノモアルト定メタノデアアル。  
 問 然ラバナシヤツンホノシタコトハ何デモ罪ニハナラヌノデアアルカ。  
 答 法律ニ斯ク定メタ以上ハ、生レナガラノナシ、ツンホナラバ罪トハナラヌノデアアル  
 問 懲治ニ附セラル、コトモナイカ。  
 答 明文ガナイカラ知ルコトガデキヌ。

第四十一條 十四歳ニ滿サル者ノ行為ハ之ヲ罰セス

本條ニオイテ十四歳ニ滿ヌモノノ行為ハ、罰シハセヌトシテガ、コレヲ罰シテモソノ效  
 カガナイカラデアアル、サレド十四歳未滿ニシテ八歳以上ノモノ、行為ガ罰金以上ノ刑  
 ニ處スベキ罪デアアルトキハ、ソノ情狀ニヨツテ十年以下ノ期間ヲ懲治處分ニスルコト  
 トシテアル、マタ十四歳以上二十歳未滿ノモノ、行為ハソノ刑ヲカルクスルコトガデキ  
 ルトシテアル、ソシテ二十歳以上ニナツテハシメテ犯罪ノ責任ヲ全クオフベキコトデ  
 アル。

問 何故ニ十四歳以下ハ罰セヌノデアアルカ。  
 答 全ク是非辨別ノ力ガナイトシテアルカラデアアル。

第四十二條 罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其刑ヲ  
 減輕スルコトヲ得  
 告訴ヲ待テ論ス可キ罪ニ付キ告訴權ヲ有スル者ニ首服シタル者亦  
 同シ

〔字解〕

發覺 アラハ ○自首 アラハカテマテシテアル ○告訴 アラハシヨヤケイサ  
 ○有ス オル ○首服 コトノワケナハクシヨ  
 コノ條ハ自首減刑ヲ定メタモノデアアル。  
 罪ヲオカシテ、ソノ罪ノコトガ官ニアラハレモセズ、マタアラハレテモソノ人が誰  
 デアルトイフコトノ官ニ知レヌウチニ、自分カラ申出テ、ワタクシガカ、ルコトナイダ  
 シマシタ、マタハ何日ニ何々ノコトガアツタソノ犯人ハワタクシデアリマシタト、裁判  
 所ノ檢事ヤ警察官ニアレカラ名乗ツテ出ルトキニハ、ソノ刑ヲヘラシ又ハ輕クスルコ  
 ト



トガテキルトイフノガ、第一項ノサダメテアル。  
第二項ハ財産ニ對スル犯罪其他スベテ告訴スルモノガアツテ、ハジメテソノ罪ヲ論ズベ  
キモノニオイテハ、ソノ告訴ノ權利ヲモツテナル者ニ對シテ首服シタルトキハ第一項ト  
同シクソノ刑ヲ減輕スルコトガテキルトイフノデアアル。

問 コノ第一項ニ「スルコトヲ得」トアルガ、カナラズ輕減セラル、モノデアナイノア  
アルカ。

答 イカナル罪モカナラズト定マツタコトデアナイ、ソノ罪ニヨルコトデアトヘズ于  
ガ親ヲ殺シテ自首シタトテ、ソレヲ輕クセラル、トイフモノデアナイ。

問 官ニ自首トシテアル以上ハイヅレノ官ニテモ可ナルヤ。

答 自首トイフハ、マツタク、自ラヲゴトナ告發スルト同一ノモノデアアルカラ、告發  
ヲ受クベキ官吏スナハチ檢事、マタハ司法警察官テナクテハナラズ、サモナケレバ  
自首ノ效ハナイモノデアアル。

第八章 未遂罪

未遂罪トイフハ、罪ヲオカサントシテ、ソノ用意バカリアマダ仕遂ゲヌモノニ科スル罪  
デアアル、コノ章ハコノ未遂罪ニカ、ルコトヲ定メテモノデアアル。

第四十三條

犯罪ノ實行ニ着手シ之ヲ遂ケサル者ハ其刑ヲ減輕スル  
コトヲ得但自己ノ意思ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ  
免除ス

〔字解〕 實行ヲ指シテ着手ト云フ。○自己ノ意思ニ因リ、

コノ條ニハ未遂犯ニツイテノ處置方ヲ定メタノデアアル。  
スベテ犯罪トイフモノハ、意思ト實行トガ一致シテハシメテ成リ立ツモノデアアルカラ、  
意思ガアツテモ實行ガナケレバ、法律テハソノ意思ヲ罰スルコトナク、又犯罪ノ事實ガ  
不ツテモ、意思ガナケレバ犯罪ハ成リ立タヌモノデアアル、デアアルカラ今コ、ニ犯罪ノ實  
行トモカ、ツテ、コレヲ仕遂ゲヌモノガアリトスルカ、コレハ意思モアリ、スベテ實  
行ニモ着手シタノデアアルカラ、コレヲソノ思フトホリニ罪ヲシトゲヌモノトシテ罰ス  
ルモノトナラズ、サレバトテ罰スベキ情狀ハ十分ニアルカラ、カクノコトキ場合ニハ



コトヲ輕減スルコトガテキルノテアル、サレドモトモ犯罪ノ實行ニハ着手シテモ、未ダ仕送ケヌ前ハ、オノレノ意思ヲコレヲ止メタモノハ、ソノ刑ヲ輕減スルカ、又ハ免除スルコトガテキルノテアル。

タトヘバ他人ノ家ニ盜ミニ入ツテ、ソノ家ノ人が眼ヲサマシテ聲ヲカケラレタメニ何一ツモ取ラズ、盜ミノ意思ヲ遂ゲザリシモノハ、ソノ刑ヲ輕減スルコトガテキルガ、ソレトハチガツテ人ノ家ニシノビコミハシタモノ、マダ物ヲヌスマヌ前ニヤレカテ盜賊ノ惡事トイフコトニ氣ガツイテ、コレヲヤメタモノハ、前ノヨウニ一段罪ガカルイカラソノ刑ヲ輕減スルハ勿論、場合ニヨツテハソノ罪ヲ免除スルトイフノテアル。

**第四十四條 未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム**

コノ條ハ未遂罪ヲ罰スル場合ヲ示シタノテアル。

未遂罪ハ何ノ罪デモ罰スルトイフノテハナイ、ソノコレヲ罰スルハ、罪ノ箇條ニヨツテ定メルトイフノテアル。

**第九章**

**併合罪**

コノ章ニハ併合罪ニツイテノ規定ヲ示シタモノテアル、併合罪トハ蓋刑法ノ數罪俱發トイフノト同シコトデ、ソノ名チアラタメタモノテアル、コノ併合罪ハ一人ノ犯人ガ二ツ以上ノ罪ヲオカスコト、マタ二ツ以上ノ罪ガイツレモ確定裁判ニナラヌコトテアル、モシ一罪ガ確定裁判ヲ經タモノテアルト、ソレハ併合罪トハイハズシテ累犯トナルノテアル。

**第四十五條**

確定裁判ヲ經サル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ止タ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ併合罪トス

コノ條ハ併合罪トシテ處分スベキ場合ヲ示シタモノテアル。

併合罪トスルニハ、確定裁判ヲ經ザル數罪チイフコトデアツテ、若シソノ數罪中ノ一罪ガ確定裁判ヲ經タモノテアルトキニハ、ソノノコリノ確定裁判前ニオカシタ罪ヲ併合罪トスルモノテアル。

**第四十六條**

併合罪中其一罪ニ付キ死刑ニ處ス可キトキハ他ノ刑ヲ



科セス但沒收ハ此限ニ在ラス  
其一罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キトキ亦他ノ刑ヲ科セ  
ス但罰金科料及ヒ沒收ハ此限ニ在ラス

コノ條ハヨクテカツタコトテ、併合罪ニツイテ刑ノ科シカタアルガ、併合罪ノ中テ、  
ソノ一ツノ罪ガ若シ死刑ニ處スベキモノデアツタトキハ、死刑ハコレヨリ以上ノ刑ハナ  
イカラ、他ノ刑ヲ科スルコトハセヌモノデアアル。  
マタソノ併合罪中ノ一罪ガ無期ノ懲役ガ無期ノ禁錮デアツタトキハ、コレモステニコノ  
上ノ罪ハナイカラ、他ノ罪ヲ科スベキコトハナイデアアル、サレドモコノ前項モ後項モ  
附加刑ナル沒收ヤ罰金、科料ハソノ財産カラ徴收スベキモノデアアルカラ、併セ科ス  
ルニ差支ナイモノデアアルカラ、但書ヲ加ヘタモノデアアル。

第四十七條 併合罪中二個以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キ罪  
アルトキハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘ  
タルモノヲ以テ長期トス但各罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ヲ合算シ

タルモノニ超エルコトヲ得ス

【字解】 半數ハ○各罪ニ付キ○合算

コノ條ハ併合罪ニテ刑期ノ定メカタチ示シタモノデアアル。  
併合罪ノ中ニテ二ツ以上ノ、期限ノアル懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處スベキ罪ガアルトキハ、  
ソノ中テ一ツノ最モ重キ罪ニツイテサダメタル刑ノ、一ツノ最モ長イ期限ニ、ソノ最モ長イ期限ノ半數  
ヲ加ヘタモノヲ長期トスルデアアル、タダソノ最モ長イ期限ガ、一ツノ罪ニツイテ定  
メタル刑ノ長期ヲヨセタ數ヨリ多クナルコトハナラヌデアアル。タトヘハ甲乙丙丁ノ四  
ツノ併合罪ガアルトスルカ、ソノ最モ重イハ甲テ有期懲役ノ七年、乙ハ有期禁錮ノ一年  
丙ハ有期懲役ノ一年、丁ハ有期禁錮ノ六月トイフモノガアルトスルカ甲ノ十年ガ重キ罪ニ  
ツイテ定メタル長期デアアルカラ、コレニソノ半數ノ三年六ヶ月ヲ加ヘタモノ即チ十年六  
ヶ月ヲ長期トスルデアアル、サレドモ若シコノ十年六ヶ月ガ、甲乙丙丁ノ長期ノ數ヲ合  
セタモノ、スナハチ七年、一年、六ヶ月ノ合算シタモノ九年六ヶ月ヨリ多イトキ  
ニハ、コノ例ニヨルコトハナラヌトイフデアアル。



第四十八條 罰金ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條第一項ノ場

合ハ此限ニ在ラス

二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス

〔字解〕 併科 ○合算額 ○處斷

コノ條ハ罰金ト他ノ刑トノ科シカタニツイテ定メタルモノデアアル。二ツ以上ノ罪アルトキ、罰金ノ刑ト、他ノ刑トハ兩方トモニ科スルモノデアアル、タダシ第四十六條ノ第一項ニアル死刑ニ處スベキ刑ノモノニハ、罰金ヲ科シタトコロテ、ソノ人ノ生命ヲ斷タルノデアアルカラ、カナラズシモ兩方科スベシト定ムルモノデアハナイデアアル。

第二項ノ二ツ以上ノ罰金ノ刑ハ、ソノ一ツ一ツノ罪ニツイテ定メタル罰金ノ高チ一ツニシタモノヨリモ、少イ額ヲ言渡サルベキモノデアアル。

第四十九條 併合罪中重キ罪ニ沒收ナシト雖モ他ノ罪ニ沒收アルト

キハ之ヲ附加スルコトヲ得

二個以上ノ沒收ハ之ヲ併科ス

コノ條ハ併合罪ニカガル附加刑ニツイテ定メタルモノデアアル。併合罪ノ中ニオイテ、重イ罪ニ沒收ノ言渡ハナクテモ、ソノ他ノ罪ニ沒收ノ言渡アルトキハ、コレヲ附加シテ沒收スルコトガテキルデアアル。マタ沒收ハ二ツ以上ノ場合デアツテモ、コレヲ二ツナラニツ、三ツナラニツトモニアハセテ科スルモノデアアル。

第五十條 併合罪中既ニ裁判ヲ經タル罪ト未タ裁判ヲ經サル罪トア

ルトキハ更ニ裁判ヲ經サル罪ニ付キ處斷ス

併合罪ノ中ニテステニ裁判ノスル罪ト、マダ裁判ノスル罪トアルトキハ、イザレノ罪ニツイテ執行スルカトイフト、更ニ裁判ノスル罪ヲ裁判シテ、コノ罪ニツイテ處分ヲシテ刑ヲ定ムルモノデアアル、デアアルカラマダ裁判ヲ經スル罪ガ、更ニ裁判ヲ受ケ、ソノ



裁判が確定シタ場合ニハ、ソノ併合罪ニツイテハ二ツ以上ノ裁判ガアルコト、ナルノテアル。

**第五十一條** 併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アリタルトキハ其刑ヲ併

セテ之ヲ執行ス但死刑ヲ執行ス可キトキハ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ執行ス可キトキハ罰金、科料及ヒ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス有期ノ懲役又ハ禁錮ノ執行ハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノニ超ユルコトヲ得ス

コノ條モヨクアカツタコトデ、前條ノ執行方法ヲ定メタモノデアアル。スベテ一ツノ罪ニツイテ一ノ刑ヲ適用スルトイフハ刑法ノ原則デアルカラ、併合罪ノ場合ニモソノ各罪ニツイテ各ノ刑ヲ適用シ、ソノ適用ニ對シテ一々刑ヲ執行スベキコトハ併合罪ノ趣旨デアルカラ、ココニ執行ノ方法ヲ定メタノデアアル。併合罪ニツイテ二ツ以上ノ裁判ノアツタトキハ、ソノ刑ヲ併セテノコトヲズ執行スベキモ

ノデアアル、サレド死刑ヲ執行スベキトキハ、沒收ノ刑ヲソノ外ハ道理上、コノ外ノ刑ヲ執行スベキテナク、無期ノ懲役ヤ、無期ノ禁錮ヲ執行スベキトキハ、罰金、科料及ビ沒收ノ刑ノ外ハコレヲ執行スベキテナイ、又、有期ノ懲役又ハ有期ノ禁錮ニツイテハソノ最モオモイ罪ニ定メタル刑ノ長期ニ、ソノ長期ノ半數ヲ加ヘタルモノヨリ長イ刑ヲ執行スルコトハデキメコトデアアル。コノ條ハモツバラ執行官タル檢察ニツイテヨリドコロトスベキメドチサダメタモノデアアル。

**第五十二條** 併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或罪ニ付キ大赦ヲ受ケ

タル場合ニ於テハ特ニ大赦ヲ受ケザル罪ニ付キ刑ヲ定ム

〔字解〕 處斷キスル。○大赦カギツクテニツイテアルコト

コノ條ハ併合罪中ニテ、大赦ヲウケタ罪ノアツタ場合ニ關シテ定メタモノデアアル。併合罪中ニツイテ刑ヲ執行ヲ受ケタモノガ、ソノ併合罪中ノアル罪ニカギツテ大赦ヲウケタ場合ニハ、大赦ハソノ罪ニツイテノ裁判ノ效力ヲ消滅サセルモノデアアルナリ



第一編 總則

ソノ他ノ大赦ヲ受ケズ罪バカリニツイテ刑ヲ科スベキモノデアアル。

問 大赦ニヨツテユルサル、罪トユルサレヌ罪トガアルカ。

答 無論ノコトデアアル。

問 イカナル罪ハ大赦ヲ得ルモノデアアルカ。

答 カナラズシモ定マツテハ居ラシガ、國事犯スナハチ内亂ニカ、ル罪ノ如キハ多ク

場合大赦ヲ得ベキモノ、ソノ他ニモマダ多イコトデアアルガ、一コトコト定メテイフ

コトハナラヌ。

第五十三條 拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條ノ

場合ハ此限ニ非ラス

二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス

コノ條モヨクワカツタコトデ、拘留又ハ科料ニアタル刑ト他ノ刑トノ併合罪ノトキニハ  
兩方トモコレヲ科スルコトデアアル、モツトモ第四十六條ノ死刑ト處セラルベキモノ、  
又ハ無期ノ懲役モシタハ禁錮ノ刑ニ處セラルベキモノハ例外トシテ、本條第一項ノコト

第一編 總則

ク、拘留又ハ科料ヲアハセ科スベキモノデアナイ。

第二項ハ單ニ拘留ト科料トガ二ツ以上併合シテ發シタルトキノ場合デアツテ、コノトキ  
ニハイヅレモアハセテ科スルモノトイフデアアル。

第五十四條 一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ又ハ犯罪ノ手段若

クハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ル、トキハ其最モ重キ刑ヲ

以テ處斷ス

第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

〔字解〕 數個(四ツモ)○觸レ(ア)○手段(ア)○結果(ア)○コトデアキ

コノ條ノ一個ノ行爲トイフハ、一ツノシツジデ、タトヘハ人ヲダマシテ財物ヲトルトイ  
フガ如キ、人ヲ人ヲダマシ行爲ガ四ツ五ツノ罪ニ觸レル、スナハチ他人ノ文書ヲ偽造シ  
マタ他人ノ印章ヲダマシ、ソレニ一度ハツタ印紙ヲ二度少カフトイフガ如キ、文書ノ  
罪ニモ、印章ノ罪ニモ、印紙再貼用ノ罪ニモ、又印紙稅則ニモ觸レルトイフガ如ク  
又ハソノ犯罪ノテダテ方法、モシクハソノツマリノ結果タル行爲デ、他ノ罪名ニフル、



トキハ、ソノ一ハ重イ刑ニヨツテ處断スルノテアル。

第四十九條ノ第二項ノ規定スナハチ二個以上ノ没收ハコレヲ併科ストアルハ、コノ條ニツイテモ適用スルトイフノテアル。

問 印紙再貼用モノノ行爲ニツノ罪トナルカ。

答 印紙ノ再貼用ハ刑法ノ犯罪デアルガ、マタ證券印紙稅則ニヨツテ脱稅ノ罪ガアルカラ無論ニツ以上ノ法律ニ觸レルノテアル。

第五十五條 連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一ノ罪名ニ觸ル、トキハ一罪トシテ之ヲ處断ス

〔字解〕 連續ツヅク

コノ際ノ連續シタル數個ノ行爲トイフハ、タトヘバ窃盜ガ酒倉ニ入ツテ酒ヲヌスミ出スニ、一度テ持チヌスコトガナラヌカラ、アル場所マテ持チ出シテオイテハマタヒキカヘシテ持チ出ストイフガゴトキハ連續シタル數個ノ行爲ニチガヒナイガ、コレハ同一ノ罪トシテ處分スルノテアル。

問 若シ今ノ例ニヨツテ今夜モヌスミ、マタ明晩モヌスミトイフガゴトキモ連續ノ行爲トスルカ。

答 然リ。

問 同一ノ罪名ニ觸ル、トハイカナルコトカ。

答 同シ窃盜トカ、毆打トカイフガゴトキモノデ、一ツノ罪デナケレバナラヌコトデア

第十章 累犯

累犯トハ犯罪チカサヌルトイフコトデ、一度刑チウケタモノガ、出獄シテチニマタ罪チオカスコトデアアル、スナハチ舊刑法ノ再犯トイフノデアアル、ツマリ一度以上二度モ三度モ犯罪チカサヌルトイフノガ累犯デアツテ、コレ等ニ對シテハ、罪チオカスベキモノトシテ、コノ章ニハソノ刑ノ科シカタ、オヨビ刑期等ニツイテ定メタモノデアアル。

第五十六條 懲役ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處スベキトキハ之



再犯トス  
 懲役ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレタルモノ其執行ノ免除アリタル日ヨリ又ハ減刑ニ因リ錮役ニ減輕セラレ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除アリタル日ヨリ前項ノ期間内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處スベキトキ亦同シ  
 併合罪ニ付キ處斷セラレタル者其併合罪中懲役ニ處スベキ罪アリタル時ハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニ處セラレタルモノト看做ス

【字解】

再犯ニドモニツミチ ○減刑ニケイテハテソ ○最重ツトモオモイ ○看做スコトニオナシ

コノ條ハ再犯ニツイテノコトヲ定メタモノデアアル  
 第一項ハ懲役ニ處セラレタモノガ、ソノ刑ノ執行ヲオハルカ、又ハ執行ヲ免除セラレタモノハ、ソノ日カラ五年ノ間ニオイテアタ、ヒ罪ヲオカシ、有期ノ懲役ニ處スベキト

キハ、コレヲ再犯トスルデアアル  
 第二項ハ懲役ニアタル罪ト同シ性質ノ罪ニヨツテ死刑ニ處セラレタモノニシテ、ソノ執行ノ免除ノアリシ日ヨリ、又ハ刑ヲ減セラレタタメニ、死刑ニ處セラレタモノガ懲役ニ減輕セラレテ、ステニソノ刑ノ執行ヲオハルカ、モシクハ執行ノ免除ノアツタ日カラ五年以内ニサラニ罪ヲオカシテ、有期ノ懲役ニ處スベキトキモ、第一項ト同シク再犯トスルデアアル

第三項ハ併合罪ニツイテ處斷セラレタモノデアツテ、ソノ併合罪ノ中ニ懲役ニ處スベキ罪ノアツタトキハ、ソノ罪ガ最重ノモノデアナクとも、再犯ノ例ヲ適用スルニツイテハ、懲役ニ處セラレタモノト看ナシテ、第一項ノ例ニヨリテ再犯トスルトイフデアアル

第五十七條

再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ定メタル懲役ノ長期ノ二倍以下トス

コノ條ハ再犯者ニ對シテ科スベキ刑罰ヲ規定シタモノデアアル  
 再犯者ハ特別ノ犯罪者デアアルカラ、コレニ科スル刑罰モマタ特別ノモノテナケレバ



ナラヌ、アアルカラソノ罪ヲ確定メルニハ重クスベキデアアルケレドモ、イカニ重クスルトイツテ、ソノ罪ニツイテ定メタ懲役ノ長期ヨリ二倍ニ超エルコトハナラヌ、スナハチ二倍以下トスルノデアアル、コノ刑罰ハ舊刑法ニクラベテハ、オモクシクモノデアアル。

第五十八條

裁判確定後再犯者タルコトヲ發見シタルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ加重ス可キ刑ヲ定ム

懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除アリタル後ニ發見セラレタル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セス

〔字解〕 發見メシ○加重モクハヘテオ

コノ條ハ再犯者デアアルコトヲカクシタモノニツイテノ處分ノシカタチ示シタモノデア

第一項ハ裁判が確定シテカラ後ニ至ツテ、ソノ犯罪者ガ再犯者デアアルトイフコトガアラハレタトキニハ、前條即チ第五十七條ノ規定ニヨツテ、ソノモノニ對シテ加重スベキ刑ヲ定メルノデアアル。

第二項ハステニ懲役ノ執行ヲオハツテカラ後カ、又ハソノ執行ヲ免除セラレテヨリ後ニオイテ、再犯者デアアルトイフコトガアラハレタモノニツイテハ、前項ノ規定ニハヨラズシテ刑ヲ加重スベキモノデアハナイトイフノデアアル。

問 第一項ト第二項トテハ不公平ノヨウデアアリマセンカ タトヘバ第一項ニテハ今日ニテ執行ヲ終ルトイフ今日ニナツテ發見シテモ加重スベキ刑ヲ定メラレ、第二項ニテハ執行ヲ終ツタ翌日發見シテモソノマ、ニシテオカレルトイフノデアアリマセンカ。

答 然リ、サレド同ノヨウニ第一項モラツカニ一日トナルガ如キトキハ裁判官ニオイテ加重セラルベキ刑ニソレダケノ斟酌モアリ、又ソノ執行中ニオケル品行ナドニモヨツテチガヒガアルハツデアアル、又第二項ニオイテハステニ重キ刑ニ處セラレタモノデアアルカラ、十分ニ刑罰ノ效ヲ奏シタモノトセネバナラヌカラ、斯ノ如ク定メタモノデアアル。

第五十九條 三犯以上ノ者ト雖モ仍ホ再犯ノ例ニ同ジ

コノ條ハ三犯以上ノ者ニツイテノ處刑ノ法ヲ規定シタモノデアアル。



第一編 總則

八四

犯罪ハソノ度數ヲカサズルニシテ、刑ヲ重クス必要ハアレド、後ニハ加重スベキ方法ガナイヨウニナルカラ、再犯ヲ加重ノ限リトシテ本條ノ如ク三犯以上ノモノデモ再犯ノ例ニヨルトシタノデアアル。

問 三犯以上ノモノモ再犯ノ例ニヨルトスルハ、舊刑法ニクラベルトヨホド輕イノデアナイカ。

答 舊法ノヨウニシテハ數回又ハ數十回チオカス者ニツイテハ、ソノ方法モナクナルカラ、再犯ノ場合ニ十分ノ加重ヲ爲シ得ラル、範圍ヲ設ケテ、三犯以上ニハ特別ノ加重例チマウクル必要ガナイトシタノデアアル。

第十一章

共犯

共犯トイフハ數人ニテ一ツノ罪チオカス場合チイツタモノデ、同一ノ目的ヲ同一ノ意思チモツテ一ツノ罪チオカスコトチイツタモノデアアル。コノ章ハソノ共犯ニカカル罪ニツイテ規定シタモノデアアル。

スアニ數人ニテ一ツノ罪チオカストイフモ、法律ニテハソノ數人ガソノ責任チ異ニシテ

第六十條

二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ皆正犯トス

〔字解〕 共同(キョウドウ) ○正犯(セイハン)

コノ條ノコトハ、前ノ説明ニヨツテヨクワカルカラ略スルデアラウ。







甲が正犯アルコトハ勿論アルガ、丁モマダ正犯アル、ソシテ

丙バカリテアル、何トナシバ着手實行スナハチ、手ヲツケテ行フトキニダスケルモノハ正犯トスベキコトアル。

第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

〔字解〕 照シテ

コノ條ハ從犯ノ刑ノ規定ヲ示シタノデアアル。從犯者ノ刑ハ、正犯者ノ刑ガサマツテ、ソノ正犯者ノ刑チ手本トシテ、ソノ情狀ニヨツテ刑ヲ減輕シカルケルノデアアル。

第六十四條

拘留又ハ科料ノミニ處スベキ罪ノ教唆者及ヒ從犯ハ特別ノ規定アルニ非サレハ之ヲ罰セス

コノ條ハ拘留又ハ科料バカリニ處スベキ罪ニツイテ、ソノ從犯者ニ對スル規定ヲ示シタモノデアアル。

コノ拘留又ハ科料ノミニ處スベキ罪ハ、ソノ罪ノ性質ガカルイモノデアアルカラ、ソノ教唆者、從犯者、ソノ罪ガ一段トカルイモノデアアルカラ、コレハ處罰スベキニオヨバヌトシテアル、モツトモ特別ノ必要ノアルモノハ、ソノ正犯ナ定メタル本條ニツイテ定メテアルカラ、ソレハ罰スルガ、ソノ外ハスベテ罰スルコトハセヌトイフノデアアル。

第六十五條

犯人ノ身分ニ因リ構成ス可キ犯罪行為ニ加功シタルトキハ其身分ナキモノトイヘドモ仍ホ共犯トス

身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科ス

〔字解〕 構成

コノ條ハ犯人ノ身分ニヨツテ成リタツベキ犯罪行為ニツイテノ共犯ニカ、ルコトヲ規定シタモノデアアル

犯人ノ身分ニヨツテ成リタツベキ犯罪ノ行為トイフハ、官吏スナハチ公務員ナドガ公務員トイフ肩書ノアルタメニ賄賂ヲ受ケル等ノ犯罪行為ヲ成リ立タサルモノデアツテ、



第一編 總則

九〇

ソノ罪ハ官吏ソノ人バカリニアラヨウニオモハル、ナレド、モト賄賂ハ不正ノオケリモ  
「アテアル、ソノ不正ノオケリモノチシテ、犯罪チナサシメタモノデアラカラ、ソノ賄賂  
チオケツタモノハ加功者デアアル、加功者デアアル以上ハ、タトヒ身分ナキモノ、即チ官  
吏デハナイトテモ、ヤハリ共犯トシテ處断スルノデアアル。  
第二項ハ身分ニヨツテ別段ニ刑ニ輕イト重イトノアルトキハ、ソノ身分ノナイモノニハ  
タダ通常ノ罪チ科スルノデアアル、コノ第二項ハソノ罪ノ輕重チ他ノ共犯者ニオヨ  
ホサヌコトデアアル。

第十二章

酌量減輕

コノ章ニハ酌量減輕ノコトヲ規定シタノデアアル、酌量減輕トハソノ犯罪ノ情狀チク  
ミハカツテ同情スベキモノアルトキニハ、ソノ罪チカルクスルコトチイフノデアアル。  
スベテ減輕ニハ法律上ノ減輕ト、裁判上ノ減輕トガアル、法律上ノ減輕トハ、刑法ノ  
各條ニヨツテソノ規定ノ示ストコロニテ減輕スルモノデアツテ、コレハ裁判官ノ自由ニ  
マカスベキモノデアナイ、裁判上ノ減輕トイフハ、裁判官ノ職權ニヨツテ、犯人ノ情

第一編 總則

九一

第六十六條

犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スル

狀ガ酌量スベキモノアリトスレバ、減輕スルコトモアリ減輕セヌコトモアルノデ  
アル。

問 裁判上ノ減輕ト法律上ノ減輕トノチガフトコロハ如何。

答 法律上ノ減輕トイフハ刑法ノ上ニオイテ定メテ減輕デアツテ、タトヘバ自首シタ  
モノハソノ刑チ減ズルトイフガゴトキモノ、裁判官ノ裁判トイフハ、ソノ犯罪ノ  
事カラガ、ソノ罪ハニクムベキモノ、ソノ間ニハイカニモアハレムベキ事情ノアルコ  
ト、タトヘバ二人ノ兄弟ガアツテ、ソノ兄ハ放蕩ニシテキハメテ父母ニ不孝ナル  
ヨリ、ソノ弟ハ幾タビモイサメタケレド聞カヌバカリカ、カヘツテ不孝ノ度チ増  
シ、且ツ弟ニ對シテモ暴横ニアルカラ、所詮兄ガアツテハ父母ノ心チヤスメルコト  
ガナラヌトイフヨリ、ソノ兄チ殺シタルガゴトキ、ソノ弟トシテ兄チ殺スハ、ソ  
ノ罪モツトモ重イモノデアアレド、ヒルガヘツテソノ情チ酌量ムトキハ、アハレム  
ベキモノガアル、コノ場合ニオイテ裁判官ガソノ情チ酌量シテ刑チ減輕スルガ  
ゴトキチ裁判上ノ減輕トイフノデアアル。



コトヲ得

〔字解〕 情狀ヨクモ ○ 憫諒モトオモフベキト ○ 酌量カミハ

コノ條ハ犯罪ノ情狀ニヨツテ刑ヲ減輕スベキコトヲ規定シタモノデアアル。本條ノ解ハ前ノ裁判上ノ減輕トイフコトニツイテ、例ヲシメシタ通りデアアルカラ、別ニ說明スルマデモナイコトデアアル、今一ツノ例ヲ示サバ父母ガ病ニカ、ツテケルシンデナル場合ニ、家ガマツシクテ藥ヲ買ツテノマスコトガナラヌ、子トシテ實ニタエ得ラレヌヨリ、己ムコトヲ得ズ竊盜ヲシテソノ金チモツテ藥ヲトノヘタルガゴトキハ、ソノ情マコトニアハレムベキモノデアアルカラ、ソノ竊盜ノ刑ヲ減輕スルコトガデキルトイフノ類デアアル、ツマリソノ犯罪ノ事情ニヨツテ裁判官ノ意思ヨリ減輕スルノデアアル。

第六十七條

法律ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ仍ホ酌量減輕ヲ爲スコトヲ得

コノ條ハヨクワカツタコトデアアル、ステニ法律ニヨツテ刑ヲ加重シタリ、又ハ減輕シタル場合デアツテモ、コノ章ノ酌量減輕スルコトガデキルトイフコトヲ示シタ

モノデアアル。

法律ニヨツテ刑ヲ加重スルコトガアルハ、法律ノ定メタトコロデコレチマゲテ減輕スルコトハデキヌガ、ソノハ法律ノ加重デアツテ裁判上ノ酌量減輕ニサシヒラキナズベキモノデアナイ、デアアルカラ若シ法律テ減輕シタカラトイツテ、ソレヨリ以上ノ減輕ハナラヌトイワケノモノデモナイ、サレバ事件ニヨツテハ法律上ニオイテモ減輕シ、ソノ上ニ裁判上ニオイテモ減輕スルコトガデキルトイフコトヲ示シタノデアアル。

第十三章

加減例

コノ章ニオイテハ、法律ニヨツテ刑ヲ加ヘタリ減ジタリスルニハ、イカナル程度ニヨツテスベキカトイフコトヲ定メタモノデアアル。

第六十八條

法律ニ依リ減輕ス可キ一個又ハ數個ノ原由アルトキハ左ノ例ニ依ル

- 一 死刑ヲ減輕ス可キトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若クハ禁錮トス



- 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可トキハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮トス
  - 三 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可トキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ減ズ
  - 四 罰金ヲ減輕ス可トキハ其金額ノ二分ノ一ヲ減ス
  - 五 拘留ヲ減輕ス可トキハ其長期ノ二分ノ一ヲ減ス
  - 六 科料ヲ減輕ス可トキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ス
- コノ條ハ法律ニヨツテ刑ヲ減輕スベキ事ノ率スナハチメド、テ定メテアル。
- 原由ガアルトキハ、次ノ一號ヨリ六號マデノ例ニヨツテ減輕スベキモノデアアル。
- 一號ハ、死刑ニアタル罪ヲ減輕スベキ原由ガアルトキハ、無期ノ懲役又ハ禁錮ニスルカ、十年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニスルカトデアアル。
  - 二號ハ、無期ノ懲役又ハ禁錮ニアタル刑ヲ減輕スベキ場合ニオイテハ、七年以上ノ有期

- ノ懲役又ハ禁錮ニ減輕スルコトデアアル。
  - 三號、ハ有期ノ懲役又ハ禁錮ニアタル刑ヲ減輕スベキ場合ニハ、ソノ刑期ノ二分ノ一ヲ減スルデアアル、スナハチ五年ノ懲役又ハ禁錮デアラバ二年六ヶ月ヲ減ズルデアアル。
  - 四號、ハ罰金ノ刑ニアタルモノデアアルガ、コレモソノ金額ノ二分ノ一ヲ減スルモノデアアル。
  - 五號、ハ拘留デアアル、コノ刑ハソノ長期ノ二分ノ一ヲ減スルデアアル。
  - 六號、ハ科料デアアル、コノ刑ハソノ多イ金額ノ二分ノ一ヲ減スルデアアル。
- コノ條ニハ減輕ノ場合ニツイテバカリ示シテアツテ、加重ノ場合ニツイテハ示シテナイノハ、法律上ノ加重ハ、ステニ再犯マダハ併合罪ノ章ニオイテ定メテアルカラデアアル同前ノ酌量減輕ハ、コノ條ノ外ニマダ減輕セラル、ノデアアルカ。
- 答 然リ、ソレハ本條ニ依リトアルカラ、裁判上ノ減輕ハ無論コノ外デアアルコトハ知ラレテアル。

**第六十九條** 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ場合ニ於テ各本條ニ二個以



上ノ刑名アルトキハ先ヅ適用ス可キ刑ヲ定メ其刑ヲ減輕ス

コノ條ノ意ハ、二ツ以上ノ刑罰ノ名ノアルトキ、タトヘバ内亂ニ關スル罪ヲオカシタ場  
合ニ、ソノカシラタルモノハ死刑ニ處スルカ、又ハ無期禁錮ニ處スルコトニナツテチル  
カラ、コノ二ツノ刑名スナハチ死刑ト無期禁錮ノ中ニツイテ、先ヅモツテソノ適用スベ  
キ刑ヲ定メテカラ後ニソノ刑ヲ減輕スベキモノデアルト、法律上ノ減輕ノ方法ヲ規定シ  
タモノデアル。

第七十條

懲役、禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ一日ニ滿タザル時

間ヲ剩ストキハ之ヲ除棄ス

罰金又ハ科料ヲ減輕スルニ因リ一錢ニ滿タザル金額ヲ剩ストキ亦  
同シ

【字解】

時間ヲ剩ストキニキガアラス ○除棄ス

コノ條ハ減輕スル上ニオイテ、一日ニ滿タズ一錢ニ足ラマハシタノアルトキニツイテノ

第七十二條

同時ニ刑ヲ加重減輕ス可キトキハ左ノ順序ニ依ル

キタイ  
規定デアル。  
ステニ第六十八條ニ減輕ノ方法ガ示シテアルガ、ソノ二分ノ一トイフニツイテ、十一日  
セトカ、五錢五厘トカイフガゴトキ、一日ニ足ラズ一錢ニ滿タマハシタノ出ルコトガア  
ルコノ場合ニハソノ不足ノ數ハコレヲステシマフノデアル。コレニハ別ニ理由トイフ  
モノハナク、タダ實際上便宜ガアルク、マタ左マテ必要モナイカラデアル。

第七十一條

酌量減輕刑ヲ爲ス可キトキ亦第六十八條及ヒ前條ノ例ニ  
依ル

コノ條ハ、酌量減輕刑ヲ爲スルニツイテノ規定デアル。  
法律上ノ減輕ノ方法ハ第六十八條ニ示シテアルガ、酌量減輕ニツイテハ別ニソノ方  
法ガナイカラ、ソノ減輕ノシカドハイカニスベキカトイフ疑ヒガ生ズルコトデアル、ソ  
コテコノ條ヲ設ケテ、酌量減輕刑ヲ爲スニモ第六十八條ト第七十條トニヨルベキコトヲ示  
シタノデアル。



第一編 總則

一 再犯加重

二 法律上ノ減輕

三 併合罪ノ加重

四 酌量減輕

コノ條ハ加減ノ順序ニツイテノ規定デアル、コノ順序ヲ定ムルハ、同時ニ刑ノ加重減輕ヲナスベキトキデアツテ、先ツ第一ニ再犯加重ヲオイヌハ、犯罪ノ中ニ再犯ノモノガアレバ、ソノ刑期ハ本刑ノ二倍以下ナルコトガ第五十七條ニ定メテアルカラ計算上コレヲ第一ニオクノ必要ガアルカラデアアル、ソノ次ハ法律上ノ減輕デアアル、コレハ各本條ニオイテ各犯罪ニツイテ減輕スベキモノデアアル、ソノ次ハ併合罪デアアルガ、コレハ第一第二ノ加減例ニヨツテ一旦刑ヲ定メテカラ併合罪ノ規定ニヨツテ刑ヲ定ムベキ必要ガアルカラデアアル、ソシテ第四ニ酌量減輕ヲオキシハ、ソノ裁判所ノ意ニヨツテスベキモノデアアルカラ、法律ノ規定ニヨル加重減輕ヨリ先ニスベキ性質ノモノデアナイカラノコトデアアル。

第二編 罪

コノ編ニハ罪トイフコトニツイテ規定シタモノデアアル、罪トイフノハ、ワガコノ刑法ニオイテ罪トスベキモノデ、第一編ノ刑ヲ以テ罰スベキモノガ、スナハチコノ編ノ罪デアアル、何が故ニ刑ヲ先ニシテ罪ヲ後ニシタカトイハバ、刑ヲサダメテソノ刑ニフル、モノヲ罪トスルカシデアアル、サレド罪ハカナラズシモコノ刑法ノミニトママルノデアハナクテコノ編ニ規定シタモノ、外ハ特別法ニヨツテ罰スルモノトシタデアアル。

コノ編ハ第一章ヨリ第四十章ニマケ、猶コレヲ百九十二條ニラケテアル、以下ニ順チ送フテ説クデアラウ。

第一章 皇室ニ對スル罪

コノ章ハ皇室ニ對スル罪ヲ規定シタモノデアアル皇室トハ天皇、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太孫、神宮、皇陵、皇族ヲスベテ稱シタモノデ、ソノ罪ヲ大別スルト、危害ヲ加ヘタ罪、危害ヲ加ヘントシタ罪、オヨビ不敬ニラタル罪ノ三ツトナルノデアアル、以下ノ各條ニツイテノベルデアラウ。

第二編 罪



第二編 釋

第七十三條

天皇、皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

〔字解〕

次ノ解釋ハ中デワカルカラ器スル。

コノ條ハ天皇以下皇太孫ニ至ル御方々ニ對シ牽リテ、危害ヲ加ヘ又ハ加ヘロウトシタモノニツイテノ罪デアアル。天皇トイフハ、現ニヤガ日本帝國ヲ統治マシマストコロノ上御一人ヲタメエテマツル。皇太后トハ先々帝ノ皇后タリシ御方、皇太后トハ先帝ノ皇后タリシ御方、皇后トハ御在世ノ天皇ノ皇后ヲ申シタテマツル、皇太子トハ現在ノ天皇ノ後ヲウケサセタマフ御方、皇太孫トハ皇太子ノ御子サマデ、天皇ヨリ申シテ御孫ニアタラセタマフ御方ヲタメエテマツルノデアアル。コノ御方々チ一ツニシテコレナ皇室トタメエルコトハ皇室範圍ノ定ムルトコロニヨツタモノデアアル。以上ノゴトキ御方々ニ對シテ危害ヲ加ヘタル、モシクハ危害ヲ加ヘントシタルモノニハイザレモ死刑ヲ科スルトイフノデアアル、危害トイフノハ身體ヲキズツケ、生命ヲアヤフ

第七十四條

天皇、皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕

不敬ニツレニ○神宮○皇陵

コノ條ハ不敬ニワタルシヤザチシタモノヲ罪スルコトヲ定メタモノデアアル。天皇以下皇太孫ニイタルマデノ御方々ニ對シタテマツリテ敬意ヲウシナフシヤザチシタモノハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルトイフノデアアル。マデ第二項ハ御勢ノ皇太孫宮オヨビ御代々ノ御陵墓スナハチミサ、キニ對シタテマツ

第二編 釋



ヲテ不敬ニシタルコトナシタモノモ、コレト同シク三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルコトイフノデアアル。

問 不敬ノ罪トハイカナルコトデアアルカ。

答 天皇ノ御通行先ニハタカノマ、テラルトカ、帽子モトラズニナルト、御寫眞ニ對シテオソレホクモ侮辱ニシタルコトナスルトカイフガゴトキコトデアアル。

問 神宮ニ對シテ又ハ皇陵ニ對シテノ不敬トイフハイカナル場合ナイフノデアアルカソノ一例ヲ聞キタシ。

答 マトヘバ神宮ノ前ニ垂レタル御幕ヲ杖ニテカ、ゲル、マタハ皇陵ノ中ナケガスガ如キモノデアアル。

問 過失ニテナセシモノニモソノ罪ハ同シコトデアアルカ。

答 ソノ意思ガ故意ナケレバナラズ、スナハチ不敬ナスルチイフ意ガアツテナセシモノニ限ル。

問 天皇ノ御通行ノトキニ養綏ヲナゲルモノガアル、コレ等モ場合ニヨツテ前條又ハ本條ニヨツテ罰スルカ。

答 カクノゴトキハ、天皇ノ御徳ヲアリガタガルノアマリニ、ナセシコトデアアルカラ問フベキデアナイ。

第七十五條 皇族ニ對シテ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シテ危害ヲ加ヘ

ントシタル者ハ無期懲役ニ處ス

【字解】 皇族

コノ條ハ皇族ニ對シテ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタモノニカ、ル罪ヲ規定シタモノデアアル。  
皇族トイフハ、皇太子妃、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王ノコトア、妃トイフオクガタスナハチ、皇太子、皇太孫、親王、王ノオソレアヒチ申シアゲルコト、親王トイフハ天皇ノ御子孫デ、皇太子チノソク男ノ御方、ソノ他有皇孫、伏見宮ナドイフ御宮家ノ御男子デ、内親王トイフハ天皇ノ御子孫サマテ女ノ御方、王トハ宮家ノ内テ親王家ニツク御方スナハチ竹田宮、久遠宮ナド申スノデアアル、女王トハ親王方ノ御女子チイフノ稱デアアル。



第二編 罪

コノ條ハ皇族ノ方々ニ對シテ危害ヲ加ヘントシタモ、無期懲役ニ處セラレ、加ヘタモ  
ノハ死刑ニ處スルトイフノテ、第七十三條トハ、加ヘントシタモノガチガフマカリテア  
ル。

**第七十六條** 皇族ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年以下  
ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ皇族ニ對スル不敬ノ罪ニツイテ定メタノテアル。

第七十四條トホ、同ジキコトテ、ソノ刑ハ二月以上、四年以下ノ懲役ニ處スルトシタノ  
テソノ他ニカハツタコトハナイ。

スベテコノ章ニカ、ル罪ガ國ノ重大ノ刑テアルカラ、罪トシテ第一ニオイタモノ  
テアル。

第三章 内亂ニ關スル罪

内亂トハ國事ニカ、ル罪テアル、スベテコ、ニイフ内亂ノ罪トイフハ、國家チアヤフク  
スルモノテアルカラ、モトヨリ重大ノコトデアアルガ、ソノ罪チ犯シタ人ハ、オノレ

第二編 罪

ノ利益バカリノタメニシタモノテハナイ、オホクハ社會ノ利益トオモヒ、公衆ノ利益  
トオモフカラ、ソノ社會ナリ公益ナリノタメニスルトイフチ目的ニオコナハントスルモ  
ノテアル、ソレテアルカラ通常ノ犯人ノヨウニ懲役チ科スルトイフハ罪ノ性質ト刑ノ  
性質トガ相應セマカラ、禁錮ニ科スルコト、シテ、懲役ノ刑チ科セマシケテアル  
間 内亂トハ單ニ國內ニテスルコトバカリテアツテ、ソレガ外國ニ關スルコトデアアルモ  
ノハ内亂トハイハヌノデアアルカ。

答 舊法テハ國事ニ關スル罪トシテ、コレテ内亂ト外患トニマケタノデアアルガ、コノ法  
ニハ内亂ト外患トノ二ツノ章ニマケテアルカラ、コノ間ノ如ク外國ニカ、ルコトテ  
アツタトキハ、外患ノ罪トイフノテニヨルコトデアアル。

**第七十七條** 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ借竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコ  
トヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從  
テ處斷ス

一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス



第二編 罪

一〇六

二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

三 附加隨行シ其他單ニ暴動ニ干與シタル者ハ三年以上ノ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前第三號ニ記載シタル者ハ此限ニ在ラス

〔字解〕 顛覆カヘスリ ○邦土ウチニ ○借竊ムス ○其他ホカ ○朝憲チキマツテイ ○紊亂ミダ ○暴動ドウ ○首魁トウニホツ ○謀議ハカ ○參與カク ○群衆オホヒト ○指揮マン

○諸般イロ ○附加隨行ニナカマ ○單ニヘト ○干與カク

コノ條ニハ内亂ヲオコシタモノニツイテノ罪ヲ定メタモノデアアル  
 政府ヲ顛覆スルトハ、政府ハ國權ノアル所チイフノテ、政體ヲカヘテ立憲政體ヲヤメ

第二編 罪

一〇七

テ合衆政治トスルトカ、皇統ヲアラタメテ他ノ皇統ヲ多テメントスルガ如キヲサシテイフコト  
 邦土ヲ借竊セントハ、帝國ノ全部又ハ一部ヲ擄領シテ天皇ノ主權ヲツ、ガントスルガコトキコト  
 朝憲ヲ紊亂スルトハ、憲法ヲミダリテ國家ノ政治ヲアヤナクスルガコトキモノ、コトデアアル

コノ三ツノコトヲ目的トシテ兵ヲ擄グ暴動ヲナシタルモノガ内亂ノ罪トイフノデアツテコノ罪ヲ處斷スルニハ、次ノ三ツノ條件ニヨルトイフノデアアル

第一ハ、ソノ内亂ヲオコシタルニツイテノカシラズナハチホツトウニシテ、一人デアラウトモ又ハ二人以上デアラウトモ、ソレガソノ全體ノ人チヒキニルモノデアアルカラ、コレハ死刑又ハ無期ノ禁錮ニ處スルノデアアル

第二ハ、ソノカシラタルモノ、相談相手トナリシモノ、又ハ多クノ人ヲ指圖スルモノスナハチ一方ノ隊長トナリタルガゴトキモノデアアル、カクノゴトキモノハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ、ソノ他ノ職務ニシタガフ書記、會計ナドノゴトキモノハ、一年



以上十年以下ノ禁錮ニ處セラル、ノテアル。

第三ハ、附加進行テ、コレトイフキマツタ目的モナク、タ、他人ガツイテ來イトイフマ  
ラキノコトテ内亂軍トイフコトヲ知ツテコレニツキ從ガツタモノ、スナハチ兵卒  
マタハ雇人足ノゴトキモノテアル、カクノゴトキハソノ暴動ニアツカツタニハチガヒ  
ナイガ、前ノ一號二號トハ大ニコトナツテナルカラ、三年以下ノ禁錮ニ處スルトイフ  
テアル。

以上ノ第一第二ハタトヘ未遂罪デアツテモコレヲ罰スルモノデアラ、タ、第三ハソノ犯  
意ガカルイモノデアルカラ、未遂罪ハ罰スルノ限リテナイトシタノデアラ。

問 暴動トイフハ、タ、ア、バ、レ、トイフノガ目的ノコトデアルカ。

答 暴動ハ兵ヲ起ストイフコトテナクテハナラズ、タ、鐵砲モモタズ、刀ナドモ持  
ニサマギタテルハ暴動トイハレヌコトデアラ。

問 兵トイフト十人デアラウガ千人デアラウガ、ソレガ戦争ノ目的デアレバ兵トイフ  
テアルカ。

答 大體ガ兵トイフハ戦争ノ目的ヲ組ミタテラレタ人ノカタマリトイフコトデア  
ルカ。

ソノ人員ナドハ法律テカギルベキモノテナイ、ソレハ裁判官ノ認定ニマカスベキコト  
アル。

**第七十八條** 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下  
ノ禁錮ニ處ス

〔字解〕 豫備カネテ、○陰謀ハカルニ

コノ條ハ内亂ノ豫備ト陰謀ニツイテ定メタモノデアラ。

内亂ノ豫備トイフノハ、タトヘ、兵糧ヲタダハヘルカ、銃砲ヲ彈藥ヲト、ノヘルカ  
ゴトキコト、陰謀トハ内々相談スルコトテ、内亂ヲオコスノタガミテ二人以上ノモノガ  
寄合ヒ相談スルコトデアラ、カクノゴトキハ一年以上十年以下ノ禁錮ノ利ニ處スル  
テアル。

問 豫備ト陰謀トハ何レガオモキヤ。

答 重イカルイハ同ジデアラ、何トナレバ陰謀ハ前ニアツテ、スデニ内亂トイフコトガ  
定マツテカラ、ソノ内亂ヲ實地ニナスノコトガラニオイテ協議スルノデア  
ルカ。



第二編 罪

コノ陰謀が重イヨウアハアルガ、シカシ豫備タル兵糧ヤ彈丸ナドガナクテハ兵ヲオ  
コスコトモナラヌカラ、コレモマダ輕イトハイハレヌ、殊ニ陰謀ハ豫備スルニツイ  
テモ必要ナルコトガアルカラ、二ツナガラ同ジクシタモノデアアル

**第七十九條** 兵器、金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條ノ罪  
ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス

〔字解〕 兵器ヘイキ、金穀キンコクヲ資給シキユウシ又ハ其他コノイノ行爲コウイヲ以テ前二條ノ罪

ヲ幫助ホトシヨシタル者ハ七年以下ノ禁錮キンコニ處ス

コノ條ハ内亂ナイランヲタケルモノ、罪ヲ定メタノデアアル。兵器ヘイキ、金穀キンコクナド

内亂ナイランヲオコス目的モクテヲ暴動ボウドウチスルモノニ對シテ、暴動ボウドウノタメニ用フベキ兵器ヘイキ、金穀キンコクナド

ヲタテガヒ、又ハソノ他ノシラザテ、第七十七條、第七十八條ニアル罪ヲ手傳テツダフモノハ

七年以下ノ禁錮キンコニ處スルノデアアル。兵器ヘイキ、金穀キンコクハ自分ノ所有ソノユウブツノ物デアアルカ。

答 ソレハ自分ノ所有ソノユウブツト、所有ソノユウブツテナイモノトノ區別キョクベツハナイノデアアル。

問 然ラバ他人ノ物タニシモノヲメシ、又ハ官ノ所有キンコクナル金穀ヘイキ、兵器ヘイキヲアヅカフテナルガ、コノ

ヲ出シテヤル場合ニハ、イカニスルノデアアルカ。  
答 ソレハ本條ノ外ニソレダケノ罪ヲカサネルコトデアアルカラ、別ニ法律ノ明文メイブンガアル  
竊盜セツトウナドニツイテハ、ソノ罪ト併合ヘイゴウシテ刑ヲ定ムベキコトハ勿論モチロンノコトトイハネバ  
ナラヌ。

問 其他ノ行爲トハ何等ナニヲチサスカ。

答 或ハ集會所ニアツベキトコロチカシ、アルヒハ飯メシヲタイテ手ツタフガゴトキノ類ルイ  
デアアル。

**第八十條** 前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未タ暴動ニ至ラサル前自首シタ  
ル者ハ其刑ヲ免除ス

〔字解〕 自首ジユウ、自首ジユウマウシタル

コノ條ハ自首ジユウ免除メウジユウノコトヲ定メタノデアアル。

第七十八條ノ内亂ナイランノ豫備陰謀ヨビイニホウニトシマシ場合、第七十九條ノ内亂ナイランノ幫助ホトシヨチナスモノニ限

ツテハ、ソノ罪ハ犯シテモマダ暴動ボウドウニイタラヌ前ニ、官ニ自首ジユウシテ出タモノハソノ刑ヲ



第二編 罪

免除スルノテアル、何トナレバ未ダ暴動ニ至ラズ前テアルベ、ソノ害ガ少ナイノト、内  
亂ノ如キ重大ノコトヲ未ダ發シメ前ニ知ルコトガテキルノテ、自首ノ效ヲ大ニシタモノ  
テアル。

問 コノ條ノ自首ハ總則ノ自首減輕トハチガフノテアルカ。  
答 總則ニアルトハチガフ、彼ハ減輕テアルガコレハ特別ノ例外テアル。

第三章 外患ニ關スル罪

コノ章ニハ外患ニカ、ル罪ニツイテ規定シタノテアル。  
外患ノ罪トハ、戦争ノトキニオケルヲガ日本國ノ軍事情勢上ノ利益ヲ保護スルコトヲ目的  
トシタノテアル、ソノ詳細ハ各條ニツイテワカルガ、事ガ重大テアルカラ、内亂罪  
ニツイテ定メタモノテアル。

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ  
與シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

【字解】 通謀ハハカリゴトヲ○戰端ハハシ○敵國ハカキ○與シハトモ○抗敵ハ

コノ條ハ帝國ニ對シテ戰端ヲヒラカセタリ、帝國ニ敵對シタモノニツイテ定メタモノテ  
アル。

コノ條ニツイテハ外國ニ通謀シテ帝國ニ對シテ戰端ヲ開カシメシモノト、敵國ニクミシ  
テ帝國ニ抗敵シタモノトノ二ツニツイテ罪ガナリタツモノテアル、前者ノ外國トイフハ  
日本以外ニ土地人民ヲ有テ國ヲ立テ、ナルモノテアル、コノ外國ト相通シテ秘密ニコト  
ヲハカリ、戦争ヲナスニイタラシメタルコト、スナハチソノタメニ外交ガヤアレテ戦争  
ニヨラネバ是非曲直ヲカコトヲ得ザルニイタラシメタルコトテアル、カタノコト  
キモノハ、死刑ニ處スベク、マダワガ國ニ對シテアタチナシ、ワガ國チアアメントス  
ル國ニ意ヲ合セテ、ワガ日本帝國ニ對シ敵對スルモノハ、コレモ同シク死刑ニ處スルノ  
テアル。

問 本條ノ如キハ、ソノ罪ガソノ國ニアツテスルコトニ限ルノテアルカ。  
答 カナラズシモノノ國ニ行キテナケレバナラズト限ツタコトデハナイ、ソノ人ハワ  
ガ國ニアツテモ、外國ニ通シ又ハ與シタモノハコノ條ニヨルベキテアル、テアルカ  
カナラズシモノ兵ヲ交ヘテ戦争セズトモコノ條ノ罪ハ成立ツコトテアル。



第八十二條

要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用ニ供スル場所又ハ建

造物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス

兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑又ハ

無期懲役ニ處ス

〔字解〕 要塞カシラシテ陣營、軍隊ニ供スル所ニ艦船、兵器、彈藥、汽

○建造物ヲ○交付スルモノ兵器、彈藥、汽

コノ條ハ前條ノ如ク直接ニ供スルモノデハナクテ、ヒソカニ敵兵ノタメニ便宜チアタヘ

ルモノヲ罰スルモノデアアル。

コノ條ノ第一項ニカ、ゲタ要塞、陣營、軍隊、艦船ハモトヨリ戦時ノ必要品デアアル、コ

ノ必要品ハモトヨリ、ソノ他軍用ニソナヘル場所ヤ建物ヲ敵國ニタタセバ、敵國ガソノ

利ヲ得ルコトハ莫大ナモノデアアル、コノ便利トナルベキモノヲタタストイフハ、本國ニ

ソムイタ所謂賣國奴トイフモノデアアル、カクノコトキモノハ死刑ニ處スルコトデアアル

第二項ノ兵器、彈藥ソノ他軍用トスベキモノヲ敵國ニタタシタモノハ、死刑又ハ無期

第八十三條

敵國ヲ利スル爲メ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥、汽

車、電車、鐵道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞シ若ク

懲役ニ處スルトイフデアアル。

問 第一項ニ交付トアルハ、戦争中ニスルノデアアルカ、又ハ戦争前ニスルノデアアルカ。

答 戦争前ト戦争後トノ區別ハナイコトデアアル。

問 其他ノ軍用ニ供スルモノトハ、イカナルモノデアアルカ。

答 地圖ノ如キモ又ハ戦争ニオケル計畫ノカイタモノモミナコレデアアル、ソノ他ニハコ

ノ類ハタケサシニアラウ。

問 第一項ト第二項ト輕重ノチガフトコロガアルカ。

答 場合ニヨリテハチガヒノナイコトモアル、ソコテ同シク死刑又ハ無期懲役トシタノ

デアアル。

問 若シ本條ノ行爲ヲ軍人がオカストキハイカニスルカ。

答 ソレハ陸海軍ノ特別法ニヨリテ罰セラル、モノデアアル。



ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

〔字解〕

利スル  
損壞  
使用スル能ハサル

コノ條モ前條ト略ホ似テ、敵國ノタメニナルヨウニシヨウトテ、要塞陣營、艦船、兵器、彈藥、瀧車、電車、鐵道、電線、ソノ外軍用ニソナヘル場所又ハソノ物ヲヤブリコハシ、モシクハ使用スルコトガデキヌヨウニナレニ至ラセタモノハ、死刑ニ處スルカ又ハ無期懲役ニ處スルトイフノデアアル。

問 ソノ他ノ物トハイカナルヲ指ス。

答 一 艦アルコトハデキヌガ、タトヘズ風船ノゴトキ、海軍望遠ノゴトキ、スベテアガ軍ニコレアラバ敵兵ヲセギ、又ハコレヲセムルニ便利ナモノデアツテ、モシコレガ使用モテキズ、又ハコレヲサレソノ物ガナクナツタトキハ、敵國ニハ利益ガアツテアガ國ニハ不利ナルモノ、コトデアアル。

第八十四條

帝國ノ軍用ニ供セサル兵器、彈藥其他直接ニ戰鬪ノ用

ニ供ス可キ物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

〔字解〕

直接  
戰鬪

コノ條モ敵國ヲ利スルタメニスルモノヲ罰スル定デアアル。本條ノ帝國ノ軍用ニ供セザル兵器、彈藥トイフハ、一私人ノ私有物デアツテ、戰時ニ敵國ニ賣リ出スコトヲ禁ゼラレタモノ、コトデアアル、コレ等ノモノハ、アガ國ニアツテハ軍用ニ供セラル、モノデアナクテモ、敵國ニトツテハコレヲ使ツテ利益トナル品トシテ見レバ、我國ニ對シテハ不忠ノイタシカタデアアル、又直接ニ敵國ニ戰鬪ノ用ニ供スベキモノ、例ヘハ車馬ナドノゴトキモノヲアタスハ、無論敵國ノ利ヲナスモノデアアルカラ、トモニ無期ノ懲役又ハ三年以上ノ懲役ニ處スルトイフノデアアル。

第八十五條

敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助シタル

者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス  
軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ



【字解】 間諜モラシ ○ 幫助ケル ○ 機密ナシ ○ 漏泄

コノ條ハ敵國ヲ利スルタメニ、俗ニイフイヌトナルモノヲ罰スル規定デアアル。

第一項ノ間諜トイフハ、オモテムギノ戰闘者デハナクテ、アルヒハ商賈人ニスガ  
 タチカヘルカ、人足ノ風体チスルカシテ、チヨツト見タトコロガ誰モ見ワケヌヨウニシ  
 テキテ、敵ノヨウスチサケルモノ、コトデアアル、スナハチ己レガ間諜者トナルカ、マ  
 タハ他ノ間諜者タルモノチタスケテ、間諜ヲ容易サセルモノハ、ソノ情狀ニヨツテ死刑  
 ニ處スルカ、又ハ無期モシクハ五年以上ノ懲役ニ處スルトイフコトヲ定メテデアアル。

第二項ノ軍事上ノ機密ニカ、ルコトチ敵國ニモラシタモノハ、無論敵國ヲ利スルモノデ  
 アルカラ。コレモ第一項ト同ジ罪ニ問フトイフデアアル。

問 間諜チスルモノトハ、日本人ニ限ルコトデアアルカ。

答 日本人ト限ツタモノデハナイ、タトヘバ日露ノ戰爭ノトキトスルカ、清國人ガワ  
 ガ國ノ軍隊ノヨウスチ露國ニ知ラセントイフ目的デ、商賈人ノスガタチシテワガ  
 軍事上ノヨウスチ見テ、コレチ露國ニシラセルガゴトキコトヲ發見シタトキハ、コ  
 ノ法律ヲ罰スルデアアル。

問 軍事上ノ機密トハイガナルコトガ。

答 タトヘバ兵器ノ構造、兵ノ多イ少イ、作戰計畫ナドノ、秘密ニシテナルコトチイ  
 フデアアル。

問 ソレハ書面デ知ラスノデアアルカ。

答 書面デモ口サキデモ、タダモラストイフコトダケガ眼目デアアル。

**第八十六條** 前五條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上利  
 益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年以上ノ有期  
 懲役ニ處ス

コノ條ハ前五條ノ外ノ方法デ、敵國ノ軍事上ニ利益チアタヘタモノニツイテノ罰ヲ定メ  
 タモノデアアル。

コノ條ニイフ、前五條ノ以外ノ方法トイフハ、スナハチ第八十一條ヨリ第八十五條マデ  
 ニアタル罪ノ外ノモノデアツテ、タトヘバ石炭ヲ供給スベキモノガ、敵國ヨリ依頼ヲ  
 サケテ、石炭ノ積出シ日限ヲコトサラニ延引サセ、ソノタメニ軍艦ノ出發ヲオグラセテ



戦争ノ利益ニ害ヲアタヘタルガトキ、兵糧ヲハコブ船ガ、ワザト日時ヲ猶豫シテ軍隊ニ不利益ヲアタヘタルガトキモノデアル。

第八十七條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

スベテ未遂罪ニ罰スベキモノト、罰スベカラザル場合トアルコトハ總論ニオイテステニ述ベタコトデアルガ、コノ條ハソノコトガラガ、容易ナラヌコトデアツテ、國家ニ害ヲオヨボスコトノ大ナルモノデアラカラ、未遂罪トテモ罰スルト定メタモノデアアル。

第八十八條 第八十一條乃至第八十六條ニ記載シタル罪ノ豫備又ハ

陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 豫備ウイヨ○陰謀ヒンカクニ

コノ條ハヨク前條ト似タモノデアアル、ソノコトガラガ重大デアラカラ、コレヲ罰スルトイフマデ、別ニ説明ニモオヨボヌコトデアアル。

第八十九條 本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

〔字解〕 戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

コノ條ニイフ戰時同盟國ハ、戰時ニオイテハワガ國ト同一ノ利害ノ關係ガアツテスベテノ影響ヲオヨボスコトガ同ジカラデアアル、スナハチ同盟國ノ利害ハワガ日本帝國ノ利害デアツテ、直接ニワガ國ニ害ヲカフモルト同ジコトデアアル、ソノデコノ條ヲ設ケテ同盟國ニ對スル行爲モ、コノ第三章ノ規定ヲモツテ罰スルトシタモノデアアル。

第四章 國交ニ關スル罪

コノ章ハ、ワガ國ニ現ニ滞在スルトコロノ外國ノ主權者スナハチ君主、大統領、又ハ大使、公使ソノ他特別ノ使節ニ對スル暴行ヤ、脅迫ヤ、又ハ侮辱ナドニツイテノ罪及ビ外國ニ對スル禮儀ヲウシナツタ罪ヲ規定シタノデアアル。

第九十條 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ暴行又ハ脅

迫ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ



第二編 罪

一一二

三年以下ノ懲役ニ處ス但シ外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

〔字解〕 滞在(トウリユ) ○君主(シン) ○大統領(ダイテウ) ○暴行(ボウコウ) ○脅迫(キョウソク)

○侮辱(オウブツ) ○請求(モトメ)

コノ條ハ外國ノ君主又ハ大統領ガ日本ニ來テ滞在スル人ニ對シテ爲シタル行爲ニツイテ罰スベキコトヲ規定シタモノデアアル。

第一項ハ、ワガ帝國ニ滞在スルトコロノ外國ノ君主又ハ大統領ニ對シテ暴行ヲ加ヘテソノ身體ヲソコナヒ又ハ傷害ヲ加ヘントオビヤカシタモノハ、一年以上十年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第二項ハ前項ト同シコトデアアルガ、タゞソノ行爲ガ侮辱ヲ加ヘタマデアツタトキハ三年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル、侮辱トイフハ言葉又ハスガタチ以テ、ソシツタリ、アザケツタリ、ワラツタリスルコトチイフノデアアル。

尤モコノ第二項ハ外國ノ政府カラ、斯々ノ侮辱ヲナシタカラ對シテクレトイフ請求ガアツテカラハシメテ罪ヲ論ズルモノデアアル。

第九十一條 帝國ニ派遣セラレタル使節ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘ

タル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第二編 罪

一一三

問 何が故ニコトサヲニコノ條ヲ設ケシモノデアアルカ。

答 外國ノ君主又ハ大統領トイヘバ、ワガ國ニオイテ貴賓スナハチ、コノ上ハナイ大切ナ御客デアアルカラノコトデアアル。

問 暴行脅迫オヨビ侮辱トモニ、ソレソレノ罰ガアルニ、コ、ニ別ニ設ケタルモノ如何。

答 貴賓ヲヤマフタメニ、通常ノ罪ニハ同ハズシテ別ニ定メタノデアアル。

問 第二項ハ外國カラ告訴スルトイフノデアアルカ。

答 告訴トイフノデアハナイ、タゞ請求ガアレバコレヲ罰スルノデアアル。

問 暴行ト脅迫トノ異ナルトモロハ如何。

答 暴行トハ腕力ヲフルコト、脅迫トハ言葉ヲ、ヨウシテオドカストイフノデア、ソノ方法ガチガフコトデアアル。



帝國ニ派遣セラレタル使節ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

【字解】 派遣(ハクシ) ○使節(シセツ) ○被害者(ガイモウ)

コノ條ハ外國ノ使節ニツイテノ罰ヲ定メタモノデアアル。

外國ノ使節トイフハ、大使、公使、ナドヲイフコトデ、コレ等ハソノ國ノ主權者即チ皇帝トカ、王トカ、大統領トカヲ代表シテワガ國ニ來テチルモノデアアルカラ、コレニハ相當ノ敬意ヲ示クサネバナラヌ、ソコテ本條ノ如クニ罰スルノテ、他ハ前條ト大ナルチガヒハナイコトデアアル。

第二項ガ、前條ニハ本國トアリ、コノ條ニハ被害者ノ請求トアルハ、前者ハ主權者ソノ人デアツテ後者ハソノ代表者デアアルカラ、同ジトハイハレヌ、コトニ誹毀罪ノゴトキハソノ人ノ一身ニトマルコトデ、使節タルニ對シテトハチガフカラ、カクノ如クニ定メタモノデアアル。

第九十二條

外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ

國章ヲ損壞、除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

【字解】 侮辱(アザド) ○國旗(クニノシ) ○損壞(クサシ) ○除去(キヤル)

○汚穢(ケガレ)

コノ條ニハ、ソノ國トイフ團體ニ對シテ侮辱ヲ加ヘタモノヲ罰スルニツイテノ罪ヲ規定シタモノデアアル。外國ニ對シハ、ソノ國トイフノ目的デアツテ、ソノ國ノ國旗トカ、ソノ國ノシルシトカヲヤアツタリ、又ハ立テ、アツタモノヲ取りノケタリ、モシクハソレヲヨシタリシタモノガアリトキニハ、二年以下ノ懲役ニ處スルカ、又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル、モツトモコノ罪ハソノ國ノ政府カラ請求セラレタ上テハシメテソノ罪ヲ論スルコトデアアル。

問 國旗ト國章トハ、ドコガチガフカ。

答 國旗トハソノ國ノ全體ヲアラハス旗シルシデアツテ、ワガ國テイハ、日ノ丸ノ旗ヲ



イフノテアル、マダ國章トイフノハソノ國ノアルモノ、シルシデアツテ、タトヘバ陸軍ノシルシトカ、軍艦ノシルシトカ、若シクハ軍隊ノシルシトカチイフノテアル。

第九十三條

外國ニ對シ私ニ戰鬪ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス但自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

其刑ヲ免除ス

【字解】

私ニサヒトニシテ豫備ソノ陰謀ヒツカニ

コノ條ハ、アル外國ヲ相手トシテ、勝手ニ戰鬪ナスル目的デ、ソノ用意チスルカ、又ハ陰謀チクハダテタモノハ、三月以上五年以下ノ禁錮ニ處スルトイフノテアル、モツトモソノ未ダ着手セメ前ニ、自首シテ出タモノハ、ソノ刑ヲ免除セラル、定メテアル、何トナレバ豫備又ハ陰謀チ自首スルハ、ソノ危害ガマダ生セメトキデアルカラ、フセアニ容易ナタメテアル。

問 私ニ戰鬪チナス目的トハイカナルコトチイフカ。

答 私ニシテアツテモ、一人ニテトイフノテハナイ、言チカヘテイハ、日本人ガ多

第九十四條

外國交戦ノ際局外中立ニ關スル命令ニ違背シタル者ハ

三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

【字解】 交戦マシヘル局外中立ナカニタツテ違背チカヒ

コノ條ハ外國ノ間ニテ戰爭ヲ開キシトキニ、日本ニオイテ局外中立ヲ布告セラレタ場合ニ、ソノ命令ニチガツタモノヲ罰スルモノデアアル。アル國ト國トノ間ニ戰爭ガ開クタトキニ、ワガ國ニオイテ局外中立ヲ命令セララル、コトガアル、ソノ場合ニハ日本國民ハヨクコレヲ守ラネバナラヌコトデアアルガ、モシコレニ



第二編 罪

違フト國際公法ニソムクカラ、他ノ國ガユルサヌコトデアアル、ソコテツノ命令ニソム  
キシモノガアルトキハ、三年以下ノ禁錮ニ處スルカ、又ハ千圓以下ノ罰金ニ處スルノテ  
アル。

問 局外中立トハイカナルコトチイフカ。

答 外國ガ戦争チシテナル間ハ、ソノイヅレノ國ニ對シテモタスケハセヌトイフノガ局  
外中立トイフノデアアル。

問 局外中立ハカナフズ命令セラル、モノデアアルカ。

答 勿論デアアル。モシ命令ガナカツタラバ、コノ條ノ罪ハ成リ立タヌコトデアアル。

第五章

公務ノ執行ヲ妨害スル罪

コノ章ニハ公務員ガ、公務ヲ執行セントスル場合ニオイテ、ソノサマダゲチナスモノニ  
ツイテノ罰ヲ定メタモノデアアル。

第九十五條

公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅  
迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲錮又ハ禁錮ニ處ス

公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲ササラシムル爲メ又ハ其  
職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

【字解】 職務ヤ、○暴行シテアタキ ○脅迫シテオヒヤカ ○或處分アルキ、○職ヲ辭セシ  
ムトハラセラル○亦同シマヘンソフコト

コノ條ハ公務員ガ職務ヲ執行スル保護ノ法ヲ定メタモノデアアル。

コノ第一項ハ、公務員スナハチ官吏公吏ガ、ソノ職務タル法律規則又ハ行政命令ヲ執行  
セントスルニアタツテ、ソノ公務員ニ對シテ暴行ヤ脅迫ヲ加ヘテ、ソノ執行ノサマダ  
ゲチシタモノハ、三年以下ノ懲役カ、又ハ禁錮ニ處スルノデアアル。

第二項ハ、公務員チシテ或ル處分スナハチ公務員トシテナスベカラザルコトチサセ、又  
ハソノ職務トシテ爲スベカラザル處分チサセンガタメニ、暴行チナシ、又ハ脅迫ヲ加  
ヘタルモノ、ガヨビ公務員チシテソノ職務トコトハラセンガタメニ暴行脅迫チナセシメ  
ノモ、第一項ト同シキ罰ニ處スルトイフノデアアル。

問 公務員ノ職務ノ執行トハ、イカナル例デアアルカ。

第二編 罪



答 法律規則ヲ執行スルモノハ、多クシテ巡查官憲兵ガ刑事訴訟法第五十八條ニヨツテ、現行犯現行犯人ヲトラヘントセシガ如キ、又ハヨシニ豫審判事ガ家宅搜索ヲナサントスルガ如キノ類テアル。

行政命令ヲ執行スルモノハ、シテ收税官吏ガ收税意納ニツイテ處分ヲ執行スルガエトキコトチイフノ類テアル。

問 暴行トハ如何。

答 前ニモアツタヨウニ、タトヘバ腕力ヲモツテ手ムカヒテシテ、ソノイフガマ、ニセヌコトデアアルカラ、ソノ程度ハ、重テ大テナクテハナラヌ、タトヘバ現行犯デアツテ巡查ガ捕ラヘントスルニ、アバレマハツテ繩モカケサセズ、コトニヨレバニゲハシラントスルガエトキホドノ暴行テナクテハナラヌ。

問 脅迫トハ如何。

答 コレモ前ニモ示シタヨウニ、タトヘバ執達吏ガ財産ノ差押ヲナサントスルニ、オノレ若シワガ財産ヲサシ押ヘテ見ロ、手足ガウゴカヌヨウニシテヤルゾト、脅脅チカマヘルガエトキノ類テアル。

問 或處分トハイカナルコトカ。

答 公務員ノ職務上ニナスベカラザルコトデアアル、タトヘバ前ノ例ニヨツテ執達吏ガ財産ヲ差押ヘル場合ニ、アルモノニハ差押ノ處分ヲサセヌヨウニスルモコレデアアル。

第九十六條

公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其

他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

【字解】 封印フウイン ○差押サシオサヘ ○標示シヨウシ ○損壞ソンカイ ○無効ムコウ

コノ條ハ封印チヤアツタリナドシタモノニツイテノ罰ヲ定メタノデアアル。

本條ノ公務員ノ施シタル封印トイフノニハ法律ノ處分ニカ、ルモノト、行政ノ處分ニカカ  
ルモノトノ二ツガアル、法律ノ處分ニカ、ルモノトハ、シツタリ執達吏ガ財産ノ差押チナセシガ  
ゴトキモノ、行政處分トハシツタリ税務官吏ガ造稅法ノ違犯ノタメニ酒造ノ倉庫ヲ酒器ニ封  
印セシガエトキナイア、スベテカクノ如キ封印チヤアツタリ、シツタリ差押ノ標示トシテ貼ツタ



札ヲヤアツタリ、マダハツノ他ノ方法ヲ封印ヤソノ標示ノ札ガ、效力ノナイヨウニナラセタモノハ、二年以下ノ懲役ニスルカ、三百圓以下ノ罰金ニ處スルトイフノデアアル。

問 損壞スルトハ、ヤブルコトバカリデアアルカ。

答 ヤアツテステタモノデアアル、タトヘソノ中ニアル品モノガソノマ、ニアツテモ封印チヤアツタ以上ハ、コノ罪ニ問フノデアアル。

問 其他ノ方法ヲ以テ無効タラシムルトハイガナルコトチイフカ。

答 タトヘバ倉庫ニ封印チシテ出入チスルコトノナラヌヨウニシテアルノチ、別ノ意ナドカテ出入シタモノハ、出入チトメテ效力チ無効ニナラセタモノトイフノデアアル

問 公務所ガ發スル文書ノ封印チヤアツタノモコレニアタルカ。

答 公務所カラ公務所ニ發スル文書ノ封印ナドハ、コノ條ニイフ封印トハチガフコトデアアル。

第六章 逃走ノ罪

逃走トイフハ、ニゲハシリスルモノ、コトデア、スベテ拘禁セラレ、モノガ逃走シタモノ

第九十七條 既決、未決ノ囚人逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 既決カケテニイダシテシタモノ ○未決マダニイダシテシタモノ ○囚人トイフハ ○逃走トイフハ

コノ條ハ 囚人ガ逃走シタモノチ罰スルコトヲ定メタノデアアル。

既決ノ囚人デモ未決ノ囚人デモ、スベテ法律ニヨツテ囚人トナツタモノガ、逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第九十八條 既決、未決ノ囚人又ハ拘引狀ノ執行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ機具ヲ損壞シ若クハ暴行、脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 拘引狀トイフハヒキトテヘルコトチイフ ○拘禁場トイフハシメテ ○機具トイフハシメテ ○通謀トイフハシメテ



コノ條ニハ逃走スルシカタチアゲテ、ソノ罰ヲ明ラカニシタモノデアアル。既ニ裁判ノ確定シタ四人、マダ確定セズニアル四人マダハ裁判所カラ拘引狀ヲ發セラレテ引キツケテレタモノガ、囚人ヲトラヘテイマシメオク場所、又ハイマシメノタメニツカフ手錠ヲ捕縛、ソノ室ノ戸ノ錠前ヲ下チ損ジテアツテ逃走スルカ、モシクハ看守スルモノニ暴行ヲ加ヘタリ、脅迫シタリシテ逃走シタリ、又ハ二人以上ガ申シ合セテ逃走シタモノハ、三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第九十九條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ奪取シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 奪取

コノ條ハ囚人ヲ奪ヒ取ツタモノニツイテノ罰ヲ定メタノデアアル。法律命令ニヨツテ拘禁セラレタ囚人ヲウバヒ取ルモノ、タトヘバソノ囚人ノ親ミガアツタノカ、又ハソノ囚人ヲ獄舎ヨリ出シテ苦痛ヲノガレサセヨウトイフタメニ、看守者ノスキチホラウカ、又ハ看守者ヲオビトカシタリ、暴行ヲ加ヘタリシテ奪ヒ取ツタモノ

ノヲ、逃走ヨリハ罪ガオモイカラ、三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。同 第九十五條ハ第九十五條トハチガフカ。

第九十五條ハ執行スルニツイテ妨ゲタモノデアアルガ、コノ條ハステニ執行シテアルモノヲ奪ヒ取ルカラ、ソノ罪モヨホド重イコトデアアル。

第一百條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者 逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス 前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 器具 ○給與 ○容易ナラシム

コノ條ハ逃走チタスケル罪ニツイテ定メタモノデアアル。第一項ハ囚人ノ逃走チタスケル罪デアアル、スナハチ囚人ヲニグサセル目的テ、梯子ヲカケテヤルトカ、合鍵ヲアタヘルトカシテ、逃走スルコトヲ容易ナラシメ、又ハ逃走ノ



方法ヲ示シタモノハ、三年以下ノ懲役ニ處スルノテアル。

第二項ハ囚人ガ逃走シテクハダテタノニ乗シテ、コレヲタスケンガタメ、ソノ逃走ヲアセ  
グ者ニ暴行ヤ脅迫ヲ加ヘテ逃走サセタモノハ、三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルノテア  
ル。

問 コノ條ノ罪ハ逃走シタノト、逃走ヘルコトガテキナツタモノデソノ罰ハチガフカ  
答 罪ノ輕イト重イトノ別ハアルガ、罪中間ハレヌトイフコトハナイ。

問 前項ニハタマ三年以下トアリ、後項ニハ三月以上トアルハ何故デアルカ。

答 前項ニハ一月以上トイフコトハ罰イテナクテモ知レタコトデアル、後項ハ輕クテモ  
三月ヨリ少クスルコトハナクヌトイフコトヲ示シタモノデアル。

第百一條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘  
禁者ヲ逃走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
【字解】 護送ニ付テシテ○被拘禁者トシテモ  
コノ條ハ看守又ハ護送スルモノガ逃走サセタトキニ罰スル罪デアル。

第百二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

法律命令ニヨリテトテヘラレタ罪人、マタハ罪人デナクテモ、ステニ法令ニヨリテ拘禁  
セラレタモノヲ、看守スル役目ノ人、又ハ甲ノ地ヨリ乙ノ地ニ送リテ送リトケル  
役目ノ人ガ、ソノトテヘタモノヲニガシタトキハ、一年以上十年以下ノ懲役ニ處スル  
テアル。

問 看守ヲ護送スルモノハ、一時ノオコタリノタメニスルト、ワザトスルト、イザレモ  
罰ニラル、コトデアルカ。

答 モトヨリコトデアル、ソレ故ニ一年以上十年以下トシテ輕イト重イトノ間ガ多ク  
シテアルノテアル。

問 護送中ニ奪取セラレタトキ、暴行ヲ加ヘラレ、已ムテ得ザル場合ニテモ、罰シク  
ノ罪中間ハル、ノテアルカ。

答 別ニソノ區別ガ法文ノ上ニナイ以上ハ、タトヒ暴行ヲ加ヘラレテモノノ罪中間ハ  
コトデアル、シカシソレニハ第三十五條以下ノ條文ガアルカラ、ミダリニ罰セ  
ルベキモノデハナイ。



コノ章ニアル罪ニカケル未遂罪ハスベテコレヲ罰スルコトイフノテアル、ツマリ逃走ニガモキチオイテ刑ヲオモクシ且ツ未遂罪マデモ罰スルコト、シタモノテアル、コレハ逃レノ多イノチフセケノ一ツテアル。

第七章 犯人藏匿及ヒ證據湮滅ノ罪

コノ章ニハ、犯罪人チカクマツタリ、犯罪トナルベキ證據チアトカダモノナクシタリスルモノチ罰スル罪ヲ規定シタモノテアル。

第三百三條 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

【字解】 藏匿カクマワ ○隠避ケケル

コノ條ハ犯罪人チカクマツタリ、カダレサセタリ、又ハ逃走シタモノト知ツテ、コレヲカクマツタリ、カダレサセタリシタモノチ罰スルコトヲ定メタモノテアル。

第四百四條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證據ヲ湮滅シ又ハ偽造、變造シ若クハ偽造、變造ノ證據ノ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又

罰金ニ處スルコトイフノテアル。 罰金以上ノ刑トイフトキハ、罰金刑ノモノハ罰セラレヌノテアルカ。 勿論ノコトデアル。 隠避ノ例ハイカン。 答 又トヘバ、ソノカクレ場所チ人ニカリテヤツタリ、ソノ衣食チアテガツテヤツタリシテ、ソノ罪人ノ便利チハカツテヤルモノテアル。 逃走ノ囚トハイカナナルモノチサスカ。 答 法令ニヨツテ拘禁セラレタモノガ逃走シタノテアル。

罰金刑ヨリ上ニアタル罪チ犯シタモノカ、又ハトラヘテレタモノガ逃ゲダシタモノデアルコトチ知リナガラ、ソノタノミニヨツテコレチカクマヒ又ハソノムガチカクシ、捕ヘラレ見出サレヌヨウニシタモノハ、二年以下ノ懲役ニ處スルカ、又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スルコトイフノテアル。



ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

【字解】

刑事被告事件

○證據シヨコトナリ ○湮滅ヨウニスルコト

○偽造

○變造

○使用

コノ條ハ、證據ヲナクナラセザリ、又ハ偽造シタリ、變造シタリ、偽造、變造ト知ツテ  
少カツタモノヲ罰スルタメニ定メタモノデアアル。

他人ガ刑事ノ被告事件ニツイテ、ソノ刑ヲノガレサセ、又ハ輕クナラセタイトイフタメ

ニ、ソノ罪トナルベキコトヲ取調アルニ必要デアアル證據ヲ全クナクナラセタリ、又ハソ

ノ證據ノ性質ヲカヘサセヨウトシテ、被告ノ利益ノタメニ證據ヲ偽造シタリ變造シタリ

マタハ他人ガツクツタ偽造證據ヲ證據チツカツテ被告人ノ利益ヲハカツタモノハ二年以

下ノ懲役カ又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

コノ條ノ主意ハ他人ノ罪ヲ無罪ニスルカ、又ハ輕減セントハカルタメニシタモノニ限ル

コトデアアル。

第百五條

本章ノ罪

ハ犯人

又ハ逃走者

ノ親族ニシテ犯人

又ハ逃走者

ノ親族トイフコトニ限度ハナキカ。

ノ利益ノ爲メニ犯シタルトキハ之ヲ罰セス

コノ條ハ、親族ニツイテノ規定デアアル。

第百三條及ビ第百四條ニ定メタ罪ハ、罪ヲ犯シタモノ、スナハチ罰金以上ノ刑ニアタル

モノ、又ハ刑事被告人、モシクハ逃走者ノ親族ガ、コノ罪ヲ犯シテカクマツタリ、カ

クサセタリ、證據ヲナクシタリナドシタトキハ、コレヲ罰セヌコトデアアル、何トナレバ

親族ハ互ニソノ罪マデモカクシアベキガ人情デアアルカラ、タメニ罪ニ觸ル、トモ道

義ニソムイタモノトハイハレヌコトデアアルカラ、カクノゴトク定メタノデアアル。

問 親族トイフコトニ限度ハナキカ。

答 親族トイフハ父母、祖父母、兄弟、姉妹、子、孫ナドノモツトモ親シキモノ、

コトデ、俗ニイフ親類トテ、チチ、ハハ、イトコナドマデモ、コノ中ニアレノナハナ

イ。

第八章

騷擾ノ罪

コノ章ニハ多クノ人ガアツマツテ暴動チオコシ、世間チサマオシミタルコトノ罪ヲ定メ



多シノテアル、ソノ委シイコトハ各條テラカレカチ、ゴ、ニクドクハ説クノテアル。

第六條

多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ騷擾ノ罪ト爲

シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ卒先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 三 附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕

多衆聚合ハオホクニヒト、○暴行ハテアケキ、○脅迫ハオホシ、○騷擾ハサワガシ、○首魁ハオホクニヒト

○指揮ハオホクニヒト、○卒先ハオホクニヒト、○勢ヲ助ケケルハオホクニヒト、○附和隨行ハオホクニヒト

コノ條ハ多クノ人が集ツテ騷擾ヲナシメシテ罰金ニ定メタルノテアル。

多人數が寄りアツマツテ、暴行ヲハタライタリ、又ハオビヤカシオドカスヨウナコトヲシタモノハ、コレヲ騷擾ノ罪トスルノテアル、ソノサワガストイフハ、相手方ハ政府

アアラウガ、各府縣廳、郡區役所、裁判所、警察署ナドデアアラウガ、又ハ一市一村ガ、他ノ一市一村ニ對スルトキデアアラウガ、多ク集ツテ押寄ヒ、サワギタテルノ騷擾トイフノテアル、ソノ罪ハ次ノ三項ニアケテ問フコトデアアル。

第一項ハ、ソノ發頭人タルモノハ、一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處スルノデアアル。

第二項ハ、他人ヲサシツシタリ、他人ニ先ニタツテ加勢シタモノハ、六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處スルノデアアル。

第三項ハ、ソノ事カラノ是非モ目的モアカラズニ、タビコレチオモシロコト、シテ仲間ニナツテ暴動シタモノハ、五十圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

問 彼ノ東京市民ガ日露談判ノ結果ニツイテ日比谷公園テソウダウシタヨウナノガコノ條ニアタルノデアアルカ。

答 然リ。

問 多衆聚合トアルガ五人八人テモ騷擾シタモノハコレニアタルカ。

答 少數ノ人テハ官廳ニ押ヨセタリナドスルコトハテキヌカラ、何十人何百人ト多ク



第二編 罪

ノ人ノ集ツタコトナイフノテアル。

問 暴行脅迫ニツイテ一例ヲ聞キマシ。

答 縣廳ニオシカケテ郡役所ノ移轉地ヲ争ソウタリ、水ヲ争ツテ隣村ニオシカケタリ

彼ノ足尾銅山ノ事件ナドイヅレモコレアル。

問 村ノ氏神ノマツリニ、若イモフガーツニナツテ、カネテニランダ富豪ノ家ニオシカ

ケタリスルガ如キモノ條ニモルカ。

答 一時ノ興ニ乗ジテ爲セシモノハ本條ノ間フトコロテハナケレド、カネテシメシ合

セテ門ヲ打チヤブリ金品ヲネダルガ如キハ、コノ條ニテ間フノテアル。

第七條

暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散

ノ命令ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキハ首魁

ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ

處ス

【字解】 當該○解散ヲイハルチ○三回以上○仍ホ

第二編 罪

コノ條ハ解散ヲ命ゼラレテモ強カメモノヲ罰スル規定デアル。

暴行ヲ脅迫ナスルタメニ、多人數ガヨリアツマツテ、マダ暴行ヲ脅迫セズ前ニ、警

察官ヤ、ソノ他ノ公務員スナハチ知事、區長ナドガ説キサトシテ、多人數ノ集合ヲ解キ

バラシニナレト命令シテ三回以上ニナツテモ、ソレテモマダ解散セズトキハ、公務

員ノ鎮撫ヲ承知セズモノテアルカラ、ソノ首魁タルホツトウニシハ、三年以下ノ懲役カ

又ハ禁錮ニ處シ、ソノ外ノモノハ五十圓ヨリ多カラザル罰金ニ處スルノテアル。

第九條 放火及ヒ失火ノ罪

コノ章ニハ放火トテ、ツケ火シタモノ、失火トテアヤマツテ火ヲ出シタモノヲ罰スル罪

ヲ定メタモノデアル。

第八條 火ヲ放ツテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造

物、汽車、電車、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期

若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

【字解】 火ヲ放ツケテ○現ニ○現在ニ○建造物○艦船



○鑛坑(コウコウ)ノ燒燬(シヤウケン)

コノ條ハ放火(ホウカ)ニカ、ル罰ヲ定メタモノデアアル。

コトサテニ火ヲツケテ、現ニ人ガスマキニツカヒ、又ハ人ガイマナトコロノ建物(タテモノ)、  
電車(キシヤ)、電話(デンシヤ)、軍艦(イクサン)、商船(シヤウセン)、ソノ他ノ船、モシクハ石炭坑(セキタン)、  
鑛坑(コウコウ)ナドノ鑛物(コウブツ)ヲホリダスト  
コロチヤイタモノハ、死刑(シヤウケイ)カ又ハ無期懲役(ムキチヤウゲク)モシクハ五年以上ノ懲役ニ處スルノデアアル。  
燒燬(シヤウケン)トイフハ火力(カヒリ)ニヨツテソノ目的(モクテキ)トスルモノ、一部(イチブ)チナクシテ、ソノ物(モノ)ガツカハレヌ  
ヨウニナツタモノチイフノデアアル。ヤケホバナラヌトイフアケテハナイ、シタガツテ既(キ)  
送(オウ)ト未送(ミオウ)トモコレニヨツテアカレルノデアアル。

問 現(イマ)ニ人(ヒト)ノ住居(ジュウキョウ)ニ使用(シヨウヨク)シトイフト、人(ヒト)ノ現在(イマ)スル建造物(ケンゾウブツ)トイフノトハ、イヅレガコト  
ナルカ。

答 住居(ジュウキョウ)ニ使用(シヨウヨク)スルトハ、大(オホ)デモ小(コ)デモスマキトシテツカフ家(カ)デア、ソノトキニ人(ヒト)ガ居(イ)  
トモ居(イ)ラヌトモ、ソレニハカ、ハラヌコトデアアル。マタ現在(イマ)スル建造物(ケンゾウブツ)トイフハ  
住居(ジュウキョウ)デアハナクテ、合(イ)ソコニ人(ヒト)ノ居(イ)ルコトチイフノデア、番小屋(バンコウヤ)デアアラウトモ、倉庫(クラ)  
アラウトモ、神社(ジンジャ)デアモ學校(ガクウ)デアモミナコレデアアル。

第百九條

火(ヒ)ヲ放(ハ)テ現(イマ)ニ人(ヒト)ノ住居(ジュウキョウ)ニ使用(シヨウヨク)セス又ハ人(ヒト)ノ現在(イマ)セサル建  
造物(ケンゾウブツ)、艦船(カンセンモン)若クハ鑛坑(コウコウ)ヲ燒燬(シヤウケン)シタル者(モノ)ハ二年以上ノ有期懲役(イウキチヤウゲク)ニ處  
ス

前項(ゼンケイ)ノ物(モノ)自己(コノミ)ノ所有(ソウヨウ)ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役(チヤウゲク)ニ處ス

但シ公共(コウキョウ)ノ危險(ケンケン)ヲ生(セ)シメサルトキハ之(コノ)ヲ罰(バツ)セス

コノ條(ジョウ)ハ、住居(ジュウキョウ)以外(イガイ)又ハ人(ヒト)ノ現在(イマ)セザルモノチヤキシ罪(ツミ)及ビソノヤキタルモノガ自分(ジブン)  
ノモノデアツタトキノ罪(ツミ)ヲ定(サ)メタモノデアアル。

第一項(ダイケイ)ノ人(ヒト)ノ住居(ジュウキョウ)ニ使用(シヨウヨク)セズトイフハ、人(ヒト)ノ住居(ジュウキョウ)ニ使用(シヨウヨク)セザル場合(バウヘ)  
トキハ、車(クルマ)又ハ船(フネ)ナドガカラデアツタ場合(バウヘ)デアアル。コノ條(ジョウ)ハ前條(ゼンジョウ)ノ如ク火(ヒ)ヲ放(ハ)テチヤイ  
トテ、ソノ危險(ケンケン)ノ度(タビ)ガ前條(ゼンジョウ)ヨリハ輕(カウ)ク、又財產(サツサン)ヲウシナフコトモ少(オウ)ナイカラ二年以上ノ  
有期懲役(イウキチヤウゲク)ニ處(オウ)スルノデアアル。

第二項(ジヤウケイ)ハ、現(イマ)ニ人(ヒト)ノ住居(ジュウキョウ)ニツカフ又ハ現(イマ)ニ人(ヒト)ノチラヌ建造物(ケンゾウブツ)ノ他(オノ)ノモノガ、犯人(ハンニン)  
以外(イガイ)ノモノデアハナクテ、自分(ジブン)ノモノデアツタトキニハ、六月以上七年以下ノ懲役(チヤウゲク)ニ處(オウ)ス



ルノテアル、モットモ自分ノモノヲヤイテ、ソレガタメニ若シ他人ノ家屋ナドニ火ガヒ  
ロガリモセズ、スベテ世間ノアブナクニナラヌコトデスンダナラバ、コレヲ罰スルコト  
ハイラヌトイフノテアル。

問 現ニ人ノ住居ニツカハヌトハ、不在中ノコトモイフノテアルカ。

答 不在中ノ住居ナラバヤハリ前條ニヨツテ罰スルノテアルカ、コ、ニイフノハ明家  
ノコトデアル。

第一百十條

火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共

ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ

罰金ニ處ス

【字解】

公共  
○危険  
イテ

コノ條ハ前二條ノ外ノモノヲヤイタトキノ罪ヲサダメタモノデアル。

前二條ニ記載シタル以外ノモノトハ、畑ノ中ノ番小屋トカ、ソノ他コレニ類シタモノダ

トハ山林ノ竹木、田畑ノ穀物、ツミアゲタ柴草ナドヲヤイテ、ソレニヨツテ公共ノ危  
険ヲ生セシメタモノハ、一年以上十年以下ノ懲役ニ處スルトイフノテアル、舊刑法ニ  
ハイテ柴草肥料等ヲタガハル屋舎トイフコトガアルモ、前二條ノ以外ノ物デアル。  
前項ノモノガ自己ノ所有デアツタトキニハ、一年以下ノ懲役カ、又ハ百圓以下ノ罰金ニ  
處スルノテアル。

問 第二項ノ自己ノモノデ、公共ノ危険ヲ生セシメザルトキハ、前條ノ但書ノコトカ  
罰セヌコトデアルカ。

答 モトヨリデアル。

問 廢屋ソノ他ノモノガ主ノナイモノデアツタトキハイカ。

答 ソノ場合ニハコノ條ノ罪ハ成リヌ、ヌモノデアル。

問 ツミアゲタ柴草トカ、田ノ中ノ小屋トカチ、ソノ持主カラ承諾ヲ得タトキハイカ  
ニスルカ。

答 ソレモ罰スベキデハナイ。

第一百十一條 第九條第二項又ハ前條二項ノ罪ヲ犯シ因テ第八條



又ハ第九條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 延焼

コノ條ハ自分ノモチモノニ火ヲツケテヤイテモ、他人ノ所有物ニ危険ヲオヨボスコトガナケレバ、ソノ罪ハモトヨリカルイコトデアレド、若シモコレガタメニ、現ニ人ノスマキニツカヒ、又ハ人がイマナル建造物、瀧車ナド、モシクハ人ガスマキニツカハズ又ハイマソコニ人ノチヌラ建造物ソノ他ノモノニモエヒロガラセタトキハ、コノ條ノ第一項ニヨツテ、三月以上十年以下ノ懲役ニ處セバナラヌトイフノデアアル。マ、オノレノ所有ニカ、ル物ニ火ヲツケテ、ソレテ現ニ人が住居ニツカヒ、又ハ人が現在ニ建造物、渡車、電車、船舶、モシクハ鑛坑、ナラビ人ノ住居ニツカハズ、又ハ人ノ現在ニ建造物、船舶モシクハ鑛坑ヲヤイタモノハ、第二項ニヨツテ三年以下ノ懲

第二百一十二條 第八條及ヒ第九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

既遂ト未遂トノ見分ケハイカニシテサケルカ。

答 既遂トハ、ステニソノ目的ヲ達セタモノチイフノデアアルガ、放火ニツイテノ既遂トハ、全クソノ目的物スナハチ、家庭、ソノ他ノモノニシテモ、ヤキツクシタノデアハ

シメテ既遂トイフコトハイハレヌ、タトヘバ家庭ノ軒ニ火ヲツケテ、ソノ火ガメツキモエアガツテ、屋根ソラニモ、棟木ニモツイテホカホウトモエヤケルノハ、マサシク既遂トイハネバナラヌ。サレバ未遂トイフハ、軒先へ枯草ヲツミアゲ火ヲツケタレド、ソノ火ハ一旦モエタバカリテ、ソノ家ニモエウツラヌサキニ消エタルガトキチイフノデアアル。

第二百一十三條 第八條又ハ第九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ免除スル



コトヲ得

〔字解〕 豫備イッ○情状ヨク

コノ條ハ放火ノ準備ナスルモノヲ罰スルコトヲ定メテアル。

本條ノ第百八條又ハ第百九條ノ第一項ノ罪ヲオカストハ、建造物、艦船、鑛坑ナドノエトキハ、人ノスマキ、モシクハ現在スルオソレガアツテ、コトニハ大切ナ財産アルカラ、コレニ火ヲツケルナドハ、實ニ重大ナ罪トイハネバナラヌ、ソノ重大ナ罪ヲオカサントシテ準備スルモノアルカラ、モトヨリ罪アルコトハ知レタコトアル、ヨツテソノ行爲ヲ罰シテソノ害ヲ未發ニフセガントスルノデアル、スナハチコノ準備ナシモノハ、二年以下ノ懲役ニ處スルノデアル、タマシ、ソノ情状ニヨツテハ刑ヲ免除スルコトモテギルトイフノデアル。

問 豫備トハイカナルコトナイフカ。

答 枯草チツムトカ、石油チカケルトカイフノ類デアル。

問 情状ニヨリ免除スルトイフハイカナル情状デアルカ。

答 マトヘハ既立ノアマリニ、人チオドシテヤラウトイフホドノタメニスルモノトナリ、復讐ノ意味ニミトムベキモノガアルトカイフガゴトキ場合デアル。

第百十四條

火災ノ際鑛火用ノ物ヲ隠匿シ又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ鑛火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 火災カ○鑛火用ニツカフモノ○隠匿スル○妨害スル

コノ條ハ鑛火ノサマタゲチナスモノヲ罰スル定メテアル。本條ニイフ鑛火用ノモノトハ、ポンプナドノ火チシヤメルニ入用ナモノチヌメテ指スコトデアル、カクノ如キモノチカケスカ、又ハコハスカ、或ハソノ他イカナル方法チヌルトモ、ソノ方法ガ鑛火チサマタゲルトコトデアルトキハ、一年以上十年以下ノ懲役ニ處スルトイフノデアル。

第百十五條

第百九條第一項及ヒ第百十條第一項ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルト雖モ差押ヲ受ケ、物權チ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタルモノチ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル



者ノ例ニ同シ

〔字解〕

自己ノ所有モツモノ ○差押スルモノ ○物權シロモノ ○負擔アリニ

賃貸カシ ○保險キケルモノ

コノ條ハ、自分ノモノヲヤイテモ、アル場合ニハ人ノ物ヲヤイタトオナシ罰ニ處セラルベキヲ定メタモノデアアル。

第九條第一項及第九十條第一項ニカ、ゲタモノガ、自分ノモノ物デアツテモ、ソノ物件ガ、ステニ差押チウケテアレカ、又ハ物權ノ目的スナハチ抵當ニ入ツテアルカモシクハ質權ガデキテアルカ、賃貸借ノ約束ガデキテアルモノトカ、又ハソノ品ガ保險ニツケテアルモノデアツタトキハ、自分ノモノナガラモ、ソレテ他人ノ權利ヲ害シタリ他人ニ損害ヲオヨボスモノデアアルカラ、カクノゴトキハ他人ノ物ヲヤイタト同シ例ニツテ罰スルトイフデアアル。

問 物權ノ目的ヲ問フ。

答 自分ノ物デアツテモ、コレヲ抵當トシテ金銀ヲ借リテアルトキハ、ソノ金チカヘテ

第六條 火ヲ失シテ第九條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物又ハ第九十

又ウチハ他人ノモノモ同ジコトデアアル、スナハチソノ物件ノ權利ハ他人ニウツツテチスレバ、オノレガ所有物ダトハイヒナガラモ、ソノ權利ハ他人ニアルカラ、ソレチガトキハ他人ヲ害シタモノトイハネバナラヌ。

問 保險モコレト同ジキカ。

答 モトヨリノコトデアアル、何ウナレバトヘバ自己ノ家ヲ火災保險ニ付スルカ、保險會社ハソノ家ヲ目的物トシテアルコトデアアルカラ、ソレチ燒クトキハ無論保險ノ規則トシテ保險ノ契約ハ消滅スベキモノデアアレド、時ニヨリ物ニヨツテ契約ノ消滅ノミデアキヌコトデアアル、ノミナラズ性質トシテ他人ノ物ヲヤイタト同ジコトデアアル。



條ニ記載シタル物ヲ燒燬ニ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者又同

シ  
コノ條ハ、モト罪ヲオカスノ意思ガアルテハナクテ、タマアヤマチノタメニ火ヲダシテ  
場合ノ規定テアル。

スベテアヤマチトイフハ不注意カブコト罪テアルカラ、コレヲ問ハズニオクトイフコ  
トハナラズ、サレバトテ、人トシテアヤマチノナイモノハナケレバ、失火モトヨリコ  
レナシトイフコトハナラズ、ユエニコレヲ罰スルコトハ罰スルモ、他ノ有意ノ犯罪ノヨ  
クナ利ニ處スベキデハナイ、ヨツテコノ條ノ如ク罰金ノ刑ニ處スルコト、シタルテアル  
本條ノ條文ハ、別ニ明スルマデモナイカラ、コレヲ略スルコト、スル。

第百十七條 火藥、汽罐其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第百八條  
ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物ヲ  
損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載  
シタル物又ハ第百十條ニ記載シタル物ヲ損壞シ因テ公共ノ危險ヲ

生セシメタル者亦同シ

前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ

〔字解〕 火藥カヤク、汽罐キガン、其他激發ス可キ物キハツ、破裂ハレツ、過失カサマ

コノ條ハ火藥ナド、ハシレルモノヲモツテ放火ニ似タルコトヲシタモノヲ罰スルコトヲ  
規定シタルテアル。

本條ニ「故ラニスルモノテアル、ソノ意ハ、火藥ヤ、汽罐ヤ、ソノ他ハダシク火ヲ  
ダス水雷、「ダイシマイト」ナドノゴトキモノヲハシラカシテ、ソノタメニ第百八條ニハ  
記載シタモノヤ、又ハ他人ノ所有シテナル第百九條ニカ、ゲタ建築物、艦船、鐵坑ナ  
ドヲコソシタモノハ、放火ノ例ト同ジコトテアル、又オノレノ所有シテナルモノヲ、ヤ  
ハリ火藥ヲ汽罐ソノ他激發ス可キモノヲ破裂サ甲テ、ソコナイヤアリ、ソノタメニ公共  
ノ危險ヲ生セシメタルモノモ、ヤハリ放火ノ例ニヨツテ處分スルノテアル。  
コノ第一ノ行爲ガ全クアヤマチカラテキタコトテアツタトキハ、失火ノ例ニヨツテ處  
分スルノテアル。



問 過失ノ行爲トハイカナルコトナイヤ。

答 下ハハ花製造者ガ、製造中ニ火ヲ發セシメ、液罐ニツカツテ工業ヲシテチルモノガ、ソ、蒸氣機鐵ヲ破裂セシメタガゴトキ、モトヨリソノ意ハナイノニ生ジタモノヲ過失トシ、ハネバナラヌ、コレガ本條ノ故意ト過失トニヨツテニツニラケネバナラヌコトデア。

第一百十八條

瓦斯

電氣

又

蒸氣

ヲ

漏出

若クハ

流失

セシメ

又ハ之

ヲ遮斷シ因テ人ノ生命、身命又ハ財産ニ危険ヲ生セシメタル者ハ

三年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

瓦斯、電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ

人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

〔字解〕 漏出○流出○遮斷○生命○死傷○比較

コノ條ハ、ガス電氣ノタメニ生ジタル罪ヲサダメタノデアアル。瓦斯ガモレタリ、電氣蒸氣ガ流出タリスルコトニシ、又ハソノ出ルミチチタナキツ

テ、ソノタメニ人ノ生命、身命又ハ財産ニアナイコトヲ生セシメヌモノハ三年以下ノ懲役ニ處スルカ、又ハ百圓以下ノ罰金ニ處スルデアアル。

モシ第一項ト同シクシテ、人ヲ死ナセタリ、キズツケタリスルコトニナラセ

タモノハ、傷害ノ罪ニクハラベテ、ソノオモキ罪ニヨツテ處斷スルデアアル。

電氣ヲ流出セシムルハ危険ナリヤ。

勿論デアアル、電燈ノ線テモ、電氣ガ流レ出ヌヨウニシテアルチ、ソレチソノツツ

タモノナトリノケテ、流レ出ルヨウニシテ、コレニ人ヲ觸レシムルトキハ死傷スル

モノデアアル。

瓦斯モマタ同シキヤ。

瓦斯ガモレルトキハ、ソノ爲メニ火災ヲオコスコトガアル。

過失ヨリ生ゼシモノハイカニスルカ。

コノ條ニハ「漏出若クハ流出セシメ」「之ヲ遮斷シ」トアル、セシメ、遮斷シトイ

フハソノ文字ノ上ニオイト過失ト見トムルコトハナラヌデアアル、サレドソノ實際

ガアヤマチヨリ生ジ、モシクハ見ルベカラザルコトヨリ生ズルコトモアル、ソコデア



第二編 罪 一六〇  
由刑ト罰金利トニラケテ、故意犯ハ自由刑スナハチ懲役ニ、過失ハ罰金利ニスルノ  
意テアル。

第十章

溢水及ヒ水利ニ關スル罪

コノ章ニハ溢水ト水利ニ關スル罪ヲ規定シタノデアアル、溢水トイフハ水ヲアラカシテ  
堤防チキツタリ、家屋チナガシタリスルニオヨブコト、水利トハ他河ニ流レテチル川チ  
モイテワガ村ニ引クトイフガ如キデアアル、ツマリ放水ノ罪トソノ性質ハヨク似タモノテ  
ソノ力ガ火、水トノチガヒノアルマデアアル、コノ詳細ハ各條ニチイテ知ラレルカラ  
コ、ニハ一イフマデアアルマイ。

第一百九條

溢氣セシメテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル  
建造物、汽車、電車若クハ鑛坑ヲ侵害シタル者ハ死刑又ハ無期若  
クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

【字解】

溢水トイフハ○侵害トイフカ  
コノ條ハ水ヲアラカシメテ、人ノ住居ト、ソノ現在スルトコロチ水ニツカラシメタモノ

ヲ關スル規定デアアル。

本條ニイフ溢水セシメトハ、水門チアケテ大水チ出スコトテ、タトヘバ堤防チキツタリ  
水チセイテアルトコロチトリコラシタリシテ、一時ニ水チタクサンニ出サセルノ類デア  
ル、カ、ル所爲ヨリ、現ニ人ガスマイニツカッテチル家屋ヤ、人ガ現在スル建造物タト  
ヘメ工場ヤ納屋ノゴトキモノ、汽車、電車モシクハ鑛坑チ水ニツカラセテソノ物チソコ  
ナヒ、又ハ流失セシムルガゴトキハ、死刑カ無期ノ懲役カ、モシクハ三年以上ノ懲役  
ニ處スルトイフノデアアル。

問 浸害トハ水ニツカラセマテ、アルカ。

答 水ニツカラセテ、ソノ結果ガ家屋ナラバ流レタリ、住居スルコトガナラヌヨウニナ  
ラズヤ、納屋ナラバ物チ入レルコトモナラヌヨウニナツタリノハ、ソノ程度ニヨツテ

罰スルノデアアル。

問 浸害スル意思テナク、一時ノ戲レル間門チアケタノニ、閉ルコトナラヌレタリ、閉  
テカヌレヨウニナツタリシテソノ管チ生ジタトキニモコノ條ニヨツテ罰スルノデア  
ルカ。



答 コノ條ノ意ハアヤマチテハナク、浸害スルトイフ意思ノアツタモノチ罰スルノテアル。

第二百二十條 溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ侵害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
侵害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ貸貸シ若クハ保險ニ付シタル場合ニ限り前項ノ例ニ依ル  
〔字解〕 第百十五條ヲ見ヨ。

コノ條ハ前條ニシタルニ外ノモノチ浸害スル場合ニ罰スル規定ヲ示シタルモノナル前條以外ノ物トハ、田圃、牧場ナドテ、ソノ浸害ノ區域ガヒロクシテ公共ノ危険ヲ生セシメタルモノナル、ソノ他ノ條文ノアケハ第一項第二項トモニ説明スルマデモナイ、若シ疑ガハシケレバ問ハレヨ。  
問 田圃ナドニ浸水セシメシモ、ソノ農作物ガヤクニタ、ヌヨウニナラヌモノアツテ本條ニ罰スルカ。  
答 然リ。

答 コノ水ニツカツタマカ、テ、害トハナラヌ、タトハ、田圃ニ浸水セシメテ、アタ、ビモトノヨウニナラヌヨウニナツタモノ、スナハチ、稲ノ穂ガ出タトコロヘ泥水ガ入リ込テ、折角出タ穂モ買ガイヤウヨウニナツタ場合ナドノ類ナル、サレバ一時水ニツカツタマカ、テハ本條ノ罰スルトコロテハナイ。  
問 第二項ノ物權トイフハ第百十五條ノトキノ説明ト同ジコトアルカ。  
答 然リ。

第二百一十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隠匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
〔字解〕 水害ノ際トハ、○防水用ニツカフ、○隠匿トハ、○損壞トハ、○水防ニツカフ、コノ條ハ水害ノトキノ、水ヲセグサキダケテシタモノチ罰スル規定ナル、ソノ意ハヨクワカツテアルカラ、説明スルマデモナイ。

第二百二十二條 過失ニ因リ溢水セシメテ第十九條ニ記載シタル物ヲ侵害シタル者又ハ第二百十條ニ記載シタル物ヲ侵害シ因テ公共ノ



危険ヲ生セシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

コノ條ハ過失ニヨツテ溢水セシメシ時ノ罰ヲ規定シタモノデアアル。アヤマチノタメニ大水ヲ出サセテ、現ニ人ガスマイシタリ、又ハ現ニ人ノナル工場ヲ納屋ナドノ建物、汽車、電車、鑛坑ナドヲ浸害シタリ、又ハソノ他ノ田畑ナドニ浸害ヲオヨボシテ、公共ノ危険ヲ生セシメシモノハ、三百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

第二百二十三條

堤防ヲ決潰シ、水閘ヲ破壊シ其他水利ノ妨害ト爲ル可キ行爲又ハ溢水セシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕 堤防、○決潰、○水閘、○破壊、○水利、○妨害

コノ條ハ水利ヲサマタゲタル行爲、溢水セシムベキ行爲ヲナセシモノヲ罰スル規定デアアル。堤防ハ水ノ流ヲ失フセギ、マタ水利ノ便ヲ得ルヲメニヨシラヘタモノデアアル、ソノ堤

第二百二十四條

陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞及ハ壅塞シテ往來ノ妨害

來ニガ、ルコトハ本章ニオイテソノ罪ヲサダメタモノデアアル。コノ章ノ往來トイフハ、陸路モ、水路モ、鐵道モ、汽車モ、電車ナドモ、軍艦、船舶ナドモ共ニフクンテオトル、スナハチ橋モ港モ、燈臺ナドモコノ内ニアルノテ、スペテノ往來ニガ、ルコトハ本章ニオイテソノ罪ヲサダメタモノデアアル。

第十一章

往來ヲ害スル罪

問 防ノ全部ヲキリクズスガ、又ハ一部ヲコソシ、水門ヲ破ノ口ナドノ水ヲ引クタメニマワケタル工事ヲアツテ水利ヲ得ルコトノナラヌヨウニシ、又溢水セシムベキヲサナセシモノハ、二年以下ノ懲役モシクハ禁錮、又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

問 コノ條ハ、何モ爲ニスルコトハナクシテ爲セシモノカ。

答 多クハオノレノ便益ヲハカルタメニスルモノテ、他人ノ便ヲ害スルシヤザデアアル。

問 水利ヲサマタゲル行爲ノ例ヲ開キタシ。

答 タトヘハ新タニ堤防ヲコシラヘタリ、石ヤ土ヲナゲコンテホチセキトメ、オノレノ田畑ヘ引キ入レントスルガコトキチイフノデアアル。



ヲ生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重  
キニ從テ處斷ス

【字解】 陸路ヒトノユキニ ○水路フナ ○橋梁ハ ○損壞ヤサセ ○壅塞フサ ○往來

○妨害サマ ○死傷シニヨウ ○比較ヒカク

ヨノ條ハ往來ニ必要ナルトコロヲコソシタリ、フサイダリシテ、サマダゲチスルモノ、

又ハソノタメニ死傷スルニイダラシメタルモノヲ罰スル規定デアアル。

陸上ノ通行ノ道路ヲコソシタリ、水路スナハチ舟ノ通行スルミチヲフサイダリ、橋ヲコ

ソシテアタラシメヨウニシタリシテ、往來スルコトヲナラヌヨウニサマダゲチタルモノハ  
二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

前項ノ罪ヲオカシテ、ソノタメニ人ヲ死ナシタリ、キズツケタリスルモノハ、傷害ノ

罪ニクラベテ、ソノオモイ割ニヨツテ處斷スルノデアアル。

陸路 陸路ノ損壞スルコトハ、陸路ノ通行ヲ妨グルコトデアアル。

答 ロレガ程度問題トイフノデアアル。カナラズシヨソノ全部ヲソコナハズトモ、往來ガ  
アキメヨウニスルノハコノ罪ガ成立シテモノデアアル。

問 水路モ損壞スルコトガテキルカ。

答 港ナドモ水路トイフノデアアルカラ、タトヘバ築港ノ石垣ヲコソシ、橋樑ヲコソスナ  
ドモコレデアアル。

問 陸路及ビ水路ノ壅塞トハ如何。

答 陸路ニハ大キナ水ナクダヘタリ大石ヲツミカサホネリシテ、ソノミチヲフサグコト  
水路ニテモ同シク船ノ往來ノナラヌマデニ、ウヅメタリナドナルチイフコトデア

第百二十五條 鐵道又ハ其標識ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ瀝車

又又電車ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ

處ス

燈臺又ハ浮標ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ艦船ノ往來ノ危険ヲ

生セシメタル者亦同シ



【字解】

標識（ナラシメモノ） ○浮標（ウヅバシ）

コノ條ハ、目シルシトナルヘキタメニ設ケタルモノヲコラシテ、（浮標ニヨリ往來スル汽  
車電車、軍艦商船ナドハ危險ヲ生ゼシメシモノヲ罰スル規定デアアル。

鐵道ヲコラシタリ、鐵道ニ設ケテアル目シルシニナルモノヲコラシタリ、又ハソノ他ノ  
方法ニヨツテ汽車電車ノ往來スルニ危險ヲ生ゼシメシモノハ、二年以上ノ有期懲役ニ  
處スルノデアアル。

燈臺（トウダイ） 又ハ浮標（ウヅバシ） ナコラシタリ、又ハソノ他ノ方法ニヨツテ軍艦（イクサン） 商船ノ往來ニ危險ヲ  
生ゼシメシモノモ、第一項ト同シ罪ニ罰スルノデアアル。

間 標識（テウジキ） 浮標（ウヅバシ） ナドハ、ソレタケ大切ナモノデアアルカ。  
答 鐵道ノ標識ハ、ソレテ汽車ノ衝突ヲセギ得ベキモノ、浮標ハカクレ岩（イハ） チシラセ  
ルモノテ船ノ往來ニハモツトモ大切ナモノデアアル。

問 ソノ他ノ方法ノ例ヲ示セ。  
答 タトヘハ鐵道ニ木ヤ石ヲ横タヘタリ、暗夜ニ燈臺ノ火ヲ消シタリスルガ如キコトヲ  
イフノデアアル。

問 鐵道ニハコノ外ニ罰則ハナキカ。

答 鐵道ニオケル犯罪ニハ、明治五年第四百十六號布告ノ鐵道略則、明治六年第一百  
號ノ鐵道犯罪罰則ナドガアル、サレバ刑法ニソノ條文ノアルモノハ刑法ニヨリ條文  
ナキモノハ前ニアル特別法テ罰スルノデアアル。

第二百二十六條

人ノ現在スル汽車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壊シタル者

ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

人ノ現在スル艦船ヲ覆没又ハ破壊シタル者亦同シ

前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ  
處ス

【字解】

顛覆（カバヒ） ○破壊（ハカク） ○覆没（フツボツ）

コノ條ハ、汽車（キョウシャ） 電車（デンシャ） ナドヲ、顛覆セシメタリ、沈没セシメタリシタトキノ罪ヲ規定シ  
タモノデアアル。

第一項ハ人が現ニ乗ツテタル汽車又ハ電車チヒツクキカヘラシメ又ハコラシタモノハ



無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處スルノテアル。

第二項ハ人ガ乗ツテオクル軍艦ナリ、商船、漁船ノ他イカナル船ニテモ、覆没セシメタリ、又ハ破壊シタモノモ、第一項ト同シ罰ニスルノテアル。

第三項ハ、前ノ二項ノ罪ヲオカシテ、ソレニヨツテ人ヲ死ヌルヨウニナラセタモノハ、死刑又ハ無期ノ懲役ニ處スルノテアル。

問 人ヲ傷ツケタモノハ、ソノ罪ヲ問ハヌノテアルカ。

答 明カニハ規定シテハナケレド、第二百二十四條ノ末項ノ例モアレバ、無論ソノ罪ヲ問フベキコトデアアル。

**第二百二十七條** 第二百二十五條ノ罪ヲ犯シ因テ汽車又ハ電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同シ

第二百二十五條ノ罪ハ、タゞ危険ヲ生ゼシメタ場合デアレド、コノ條ニハソノタメニ汽車又ハ電車ノ顛覆モシクハ破壊、又ハ艦船ノ覆没モシクハ破壊ヲナセシモノハ、ソノタメニ人ヲ死ニ致スコトモアルカラ、前條ノ例ニヨルトシタノデアアル、ソマリ本條ガ前條ト

チカフトコロハ、現ニ人ノ在ルトノミアツテ、ソノ他ノ場合ガ前條ニナカツタタメニ別ニ規定シタノデアアル。

**第二百二十八條** 第二百二十四條第一項、第二百二十五條及ヒ第二百二十六條第一項、第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ條ハ別ニ説明スルマデモナイコトデアアル。

問 重罪ニモ未遂罪ノ罰セヌモノガアルカ。

答 無論ノコトデ、ソノ罰スベキハ一定シテナイカラ、各章ニツイテソノ罰スベキモノヲ定メタノデアアル。

**第二百二十九條** 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦船ノ往來ノ危険ヲ生ゼシメ又ハ汽車、電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

其業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス



【字解】 過失マヤ○業務マヤ○從事テスルモノ

コノ條ハ過失ニヨレル罪ヲ罰スル規定デアアル。アヤマチノダメニ、電車、電車又ハ軍艦ノ他ノ船ノ往來ノ危険ヲ生セシメタリ、又ハ電車、電車チヒツクリカヘシタリ、コラシタリ、艦船チシツマセタリ、モシクハコラシタモノハ、五百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

ソノ罪ヲ犯シタモノガ、業務ニ從事シタモノ、スナハチ鐵道ノ目ジルシツカサドルモノトカ、運輸手テアルトカイフガゴトキモノデアツタトキハ、三年以下ノ禁錮カ、又ハ千圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

問 過失ニヨツテ道路ヤ水路ノ往來ヲ妨グルコトガアルカ。

答 タトヘバ木ヲ伐フントセシモノガ、案外ニソノ木ガ道ニタフレタリ、川ノ中へ倒レタリシテ、ソノダメニ早クソノ木チ片ツクルコトガアキズ、ダメニ陸路又ハ水路ノ往來チサマダゲタリ、危険ヲ生セシメタリスルコトハ、ナカク少ナイコトデハナイ。

問 第二項ハ職務上ノ過失ニトマルカ。

答 モトヨリ職務上ノ不注意カラオコツタコトデアアル、コノ次ハイサ、カ酷ナヨウデアアルガ、將來ニカ、ル不注意ナカラシメントセシヨリ、カク重クシタモノデアアル。

第十二章 住居ヲ侵ス罪

コノ章ハ人ノ住居シテナルトコロチ、ミダリニ侵入シテ入ツタモノナ罰スル規定デアアル、全体人ノスマイハ一ノ城郭トモイフベキモノデ、安ンシテ眠食スルモノデアアルニ、ミダリニ人ガ入り込ンデハ安心シテ眠食スルコトモナラヌカラ、特ニコノ章チマカクテ安寧ヲ保護シタモノデアアル。

第三十條

故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦船ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セサル者ハ三年以下懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス。

【字解】 故ナクオケナク○看守スル邸宅○侵入イマシム○退去セサル○要求



コノ條ハ故ナクシテ人ノ住居ナドニ侵入シ又ハ要求ヲウケテモ退去セヌモノヲ罰スル規定ナル。

何ノラケモナイノニ、人ノスマイシテナルトコロ、又ハ人が番ヲシテナルヤシキヤ、ソノ他ノ工場、倉庫ナドノ建物、若クハ軍艦ノ船ノ中ニ侵入シタリ、又ハ出テユクヨクニ要求セラレテモ、ソノ場所ヨリノキ去ラヌモノハ、三年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處スルノテアル。

問 故ナクトハイカナルコトカ。

答 ソノ家ノ人又ハ看守人ニ入ラセメトイフニ、ソノ意ニソムクコトアル。

問 自分ノ家ヲ人ニ貸シテアルトキモ、コノ罪ヲ構成スルカ。

答 ステニ人ニ貸シタ以上ハ無論ノコトアル。

問 侵入トハイカニシテ入ルノテアルカ。

答 他人ノ權利ヲフミニシルノテ、無斷テダシヌケニ來ルガコトキテアル。

問 晝ト夜トノラカチアルカ。

答 分チハナイ。

問 皇居トハ如何。  
答 皇居トハ、人ノ家屋ノ構ヘ内テアル。  
問 要求ニ受ケテ退去セヌトハ、イカナル場合ナイカ。  
答 皇トヘハ正當ノラケガアツテ來タモノテアツテモ、退去セヨト要求セラレタニモカ、ハラズ退去セヌノハ、他人ノ權利ヲ害スルモノテアルカラ、侵入罪トシテ問フノテアル。

第三百三十一條 故ナク皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者

ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同シ

【字解】 皇居カナンウヘイ ○禁苑コウキョウ ○離宮カクキョウ ○行在所ヘイ  
イナルトキニオオチ ○神宮カクキョウ ○皇陵カクキョウ  
イナルトコロ ○皇居ソノ他ニ侵入シタモノヲ罰スル規定ナル。

此條ハ、皇居ソノ他ニ侵入シタモノヲ罰スル規定ナル。  
故ナクシテ皇居、禁苑、離宮、マタハ行在所ニ侵入シタモノハ三月以上五年以下ノ



懲役ニ處スルノテアル。コノ條ニ定メタ場所ニハ、守衛スナヘチ、マモツテ番ヲシテハルモノガアル。ソノモノノ許可ヲ得ズシテ入ルヲ侵入トイフノテアル。

第二項ノ神宮又ハ皇陵モマタ同ジコトデアアルカラ、第一項ト同ジ罪ニスルノテアル。ソノワケハ第七十四條ヲ見レバカカル。

問 皇陵ナドニハ立入ルコトヲ禁止スルコトガ揭示シテアルガ、モシコレ等ノ場所ヲ指シモナク、番入モ居ラヌトキニ、門ヲコエタリ、牆ヲクバツタリシテ入ルトキハ、ナハリコノ條ニ問ハル、カ。

答 カクノゴトキハ事實ノ問題デアアルガ、前條又ハ本條ノ規定スルトコロテハナイ、シタガツテコレヲ罰スルコトハナラヌノデアアル。

問 前條ニアツタ侵入ニシテ、豫審判事ガ家宅搜索ノタメニ入りコミ、巡查ガ犯人ノ逮捕ノタメニ入りコムハ問フトコロテナイカ。

答 故ナクシテ入ツタモノテナク、又法律ガ侵入權ヲミトメタトキハ罪ヲ問フベクテナイコトハ勿論ノコトデアアル。

第二百三十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ條ハ未遂罪ヲ罰スルノデアアル。

侵入罪ノ未遂ハ、ドコマテトイフコトガアカリカネルガ、ソノ門ニ入ツテトガメラレタニモカ、ハラズ、無理ニオシ入ラントシテ、禁止セシモノニ對抗セシガゴトキハコレデアアル。

モシ侵入セントシテ門前テサシトメラレタヨウナ場合ニハ、未遂トモイフコトハナラヌノデアアル。

第十三章 秘密ヲ侵ス罪

コノ章ニハ秘密ニカ、ル罪ヲ定メタモノデアアル。秘密トイフハナイシヨゴトトイフコトデ、他人ニ聞カセタリ、見サセタリシテハ、信用ト面目ニ關スルコトデアアルカラ、コレヲカクシサル、ソノカクシタコトヲアラハニスルノガコノ章ノ秘密ヲオカストイフノデアアル。

第二百三十三條 故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス



【字解】 封緘 ○信書 ○開披

コノ條ハ、封ノシテ手紙ヲヒラケコトヲ罰スル規定デアアル。

開封スベキヤケモノナク、權利ヲナイモノガ、封ノシテガミテヒライタモノハ、一年以

下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處スルデアアル。

問 家族ノモノガソノ家内ノアル人ニアテテ手紙ヲ開封スルモコノ條ニアタルカ。

答 家族トイヘドモ、至急ヲ要スル件タルコトガシルシデアアルカ、又ハソノアテ名ノ人

ガ不在デアツタタメニ開ケモノハ本條ノ開フトコロテハナイ、又トヘ親展ノ文字ノ

アルモノモ同ジコトデアアル。又商店ナドニテ、ソノ主人ノ名アテノ手紙ヲ店員ガ

開封スルハ、コノ條ノ外デアアルガ、親展ノ文字ノアルモノハ、コレヲ開ケコトハナ

ラヌコトデアアル。

問 官吏ガ職務上ニオイテスルコトハコノ外デアアルカ。

答 勿論デアアル、又トヘ郵便局員ガ普通ノ手紙ニ金錢ガ封入シテアルモノト懸フト

キ、又ハ監獄ノ官吏ガ囚人ノ信書ヲ開封スルガコトキノ類デアアル。

問 開封ノ外ハ罪トナラヌカ。

答 然リ。

第三百三十四條

醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公

證人又ハ之等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタル事ニ付キ

知得タル人ハ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以

下ノ罰金ニ處ス

宗 教 若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其

業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ニ秘密ヲ漏泄シタルト

キ亦同シ

【字解】 醫師 ○藥劑師 ○藥種商 ○產婆 ○漏泄

○宗教 ○禱祀

○宗 教 ○禱 祀

○宗 教 ○禱 祀

○宗 教 ○禱 祀



コノ條ハ、ソノ役目ニアル人が、ソノ取扱フタコトチモラヌ罪ヲ定メタノデアアル。  
 醫師ガ病人カラ自分ノ肺病ヲアルコトヲ人ニ知ラスナド頼マレ、藥劑師ガアル人ノ  
 タメニ善ニテナイ藥ノ調合シタコト、藥種商ガ人ノ面目ニカ、ルヨウナクスリチ賣ツ  
 タコト、産婆ガソノ取扱ツタ産婦又ハ出生兒ノコト、辯護士十辯護人十公證人ガソノ  
 役目ニヨツテ、取扱ツタコトチ、ワケモナクシヤベリタテ、ソノ本人ノ秘密チモラ  
 ストキハ、六月以下ノ懲役カ又ハ百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。  
 第二項ハ神官 僧侶モシクハソノ他ノ所屬ナシタリ、マツナヒチシタリスル職ノモノガ  
 ワケモナクソノ取扱ツタコトニツイテ、已レノ知ツタ人ノ秘密チモラシタモノモ第一項  
 ト同ジコトデアアル。

問 コノ條ハ、ソノ本人ヨリ秘密ニシテ頼マレタキニ限ルコトデアアルカ。  
 答 依頼セラレシト否トノ區別ハナイコトデアアル。

**第二百三十五條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス**

コノ章ノ罪ハ親告罪トシテ、ソノ本人カラ裁判所又ハ警察署ニ告訴スルチ待テハジメ  
 テソノ罪ヲ論ズルコトデアアル、サレバ本人ガ妨ゲナシトシ又ハユルジタモノハ、コレチ

罪トスルコトハナイノデアアル。

**第十四章 阿片煙ニ關スル罪**

コノ章ハ阿片ノ取締チ嚴ニスルタメニ設ケタモノデ、阿片チ吸フコトニツイテノ罪チ  
 定メタノデアアル。

問 何故ニ阿片ニ限ツテカク嚴重ニスルカ。

答 阿片ニハ毒ガアル、ソノチ一度コレチ吸フトキハソノ味ノラスレラレマカラ、ツヒ  
 ニ人チ癮疾トナラセルニイタルカラ、ソノ風習ノヒロガラソコトチフセガントシ  
 タノデアアル。

**第二百三十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ**

以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 輸入 輸入クニカクニナイモノチホカノ製造イレテコシ、モトチカヒ○販賣ダスリ○所持モイマデニ  
 コノ條ハ阿片煙草チ輸入シタリ、製造シタリ、又ハ販賣シタリ、モシクハソノ販賣ノ目的  
 チ持ツテナルモノチ罪スル規定デアアル。



第二編 罪

阿片煙ノ原料ヲ國ニ輸入シタリ、ソノ原料ニテ製造シタリ、又ハ販賣シタリモ、クハ販賣ノ目的ヲ所持シテタルモノハ、六月以上七年以下ノ懲役ニ處スルトイフノデア  
ル。

問 所持トイフト、所有トイフトハチガフカ。

答 所持トハ今手ニ持ツトイフコトデ、カナラズシモ自分ノモノトノミ限ツタコトデハ  
ナイ、所有トイフヲガモチモノデ、カナラズ他カラ買入タカ、モラツタカシタモノ  
デナクナラヌ。

第三百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若ク  
ハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役  
ニ處ス

〔字解〕 吸食ハヘンタコト、○器具ハツツ

コノ條ハ阿片煙ノ器具ニツイテノ罰則デアアル。

阿片煙ヲスフタメニ用ユベキ器具ヲ輸入シタリ、製造シタリ、又ハ販賣シモシタハ販賣

第三百三十八條

税關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ  
其輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ、税關ノ官吏ガ前條ノエトキ行爲ヲナセシトキニ罰スルノ規定デアアル。

税關ノ官吏ナルモノハ、輸入輸出ニカ、ル税則ノ事務ヲトリアツカフモノデアアル、トコ  
ロテソノ輸入輸出ノ品ニハ、コレヲ禁止スルモノモアル、スナハチ阿片煙ノエトキハソ  
ノ輸入ヲ禁セラレタモノデアアル、ソレニモカ、ハラズ、阿片煙ヤ、阿片煙ヲスフタメニ  
用ユル器具ヲ輸入シタリ、マタハソノ輸入ヲエルシタモノハ、職務上ソノ罪ハ重イコト  
デアアルカラ、一年以上十年以下ノ懲役ニ處スルトイフノデアアル。ツマリオカスニナスク  
シテフセグニカタイカラノコトデアアル。

第三百三十九條

阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス  
阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以上  
七年以下ノ懲役ニ處ス



〔字解〕

房屋ハ○給與ヘル○利ヲ圖リニヘキヲカスコト

コノ條ハ阿片煙ヲスフタモノ、又ハスフタメニソノ座敷チカシアタヘタモノヲ罰スル規定デアアル。

第一項ハ阿片煙チスツタモノハ、三年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第二項ハ阿片煙チスフタメニ、ソノ事情チ知リナガラ、利益チ得ンタメニ、座敷チカシアタヘタモノハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第四百十條

阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

下ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ、單ニソノ器具カ、又ハ阿片煙チ持ツテナルモノヲ罰スルノデアアル。

自分ニ吸フノ目的デアルトモ、又ハ人ニアタヘル目的デアラウトモ、ソレ等ノコトニハ論ナク、タゞ現ニソノ品チ持ツテ居ルモノハ、一年ヨリ多カラザル懲役ニ處スルノデアアル。

第四百十一條

本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十五章

飲料水ニ關スル罪

コノ章ニハ、飲水ニカ、ル罪チ規定シタルデアアル。

第四百十二條

人ノ飲料ニ供スル淨水○汚穢シテ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ

コノ章ノ未遂罪トイフハ、ホゞ次ノゴトキ場合チイフノデアアル。

一、輸入ノ場合ニハ、税關ニオイト發見セラレテ、輸入ノ目的チハホゞマシ場合デアアル。

二、製造ハ、器械ノ用意チシテ、ステニ着手シタトコロチ、取オサハラレタトキナドデアアル。

三、販賣ノ未遂ハ、ステニ賣ラン、買ハウト約束バカリシテ、マダソノ品物チ引渡サヌ間ニ發見セラレタトキナドデアアル。

四、吸食セントスル未遂ハ、ステニ器具ノ用意シテ、コレカラ吸ハントスルトキニ發見セラレタトキナドイフノデアアル。



罰金ニ處ス

〔字解〕 飲料ニミ○供スルガテ○浄水ナレバ○汚穢ニ○用フル能ハサル

ツカフコト  
ガデキヌ

コノ條ハ飲料水チケガス罪ヲ規定シタノデアアル。

入々ガ飲料ニアテ、ナル、キレイナ水チ、イロ／＼ノ不潔ナモノチ入レテキタナクシ

ソノタメニツカフコトガデキヌヨカニナラセタモノハ、六月以下ノ懲役又ハ五十圓以

下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

問 コノ條ハ一人ニツイテイフノカ、又ハ公衆ニツイテイフノカ。

答 單ニ一人ノトアル以上ハ、公衆デアツテモ一人デアツテモ同ジコトデアアル。

問 浄水トハ井戸水チイフカ。

答 井戸水バカリデハナイ、器物ニ入ツタノモ同ジコトデアアル。

第四百三十三條 水道ニ因リ公衆ニ供給スル飲料ノ浄水又ハ其水源ヲ

汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上

七年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 水道ニミ○公衆ニ○供給ガテ○水源ニ○汚穢

コノ條ハ公衆ノ飲料トスルモノト、水道ニヨルモノトヲ規定シタノデアアル。

水道ニヨツテオホクノ人ノ飲料トスル浄水カ、又ハソノ水道ノ水源チケガシテ、ソ

ノタメニ公衆ノモノガ用ヒントシテモ、用ヒラレヌヨカニナラセタモノハ、六日以上七

年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

問 刑ノ科シカタクカク輕重アルハイカナルヤケカ。

答 水道ノ途中カラシタノハ輕ケレド、水源ニシタノハ重ク、又貯水池ナドチケガシテ

ソノ日數ノ多少ノアルトキノニトキハ、オノツカラ輕重ガナクテハナラヌコトデア

ル。

第四百四十四條 人ノ飲料ニ供スル浄水ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可

キ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 毒物トナルモノ○健康ヲ○混入